

289

289-Mu94ウ



1200500732168

94

㊦

庫文造改

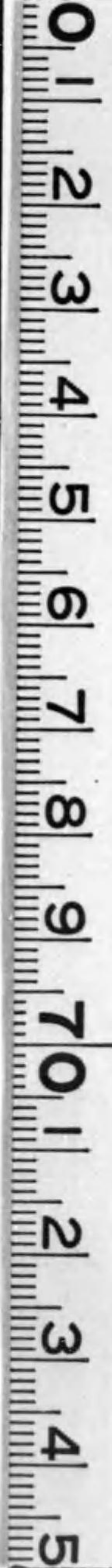
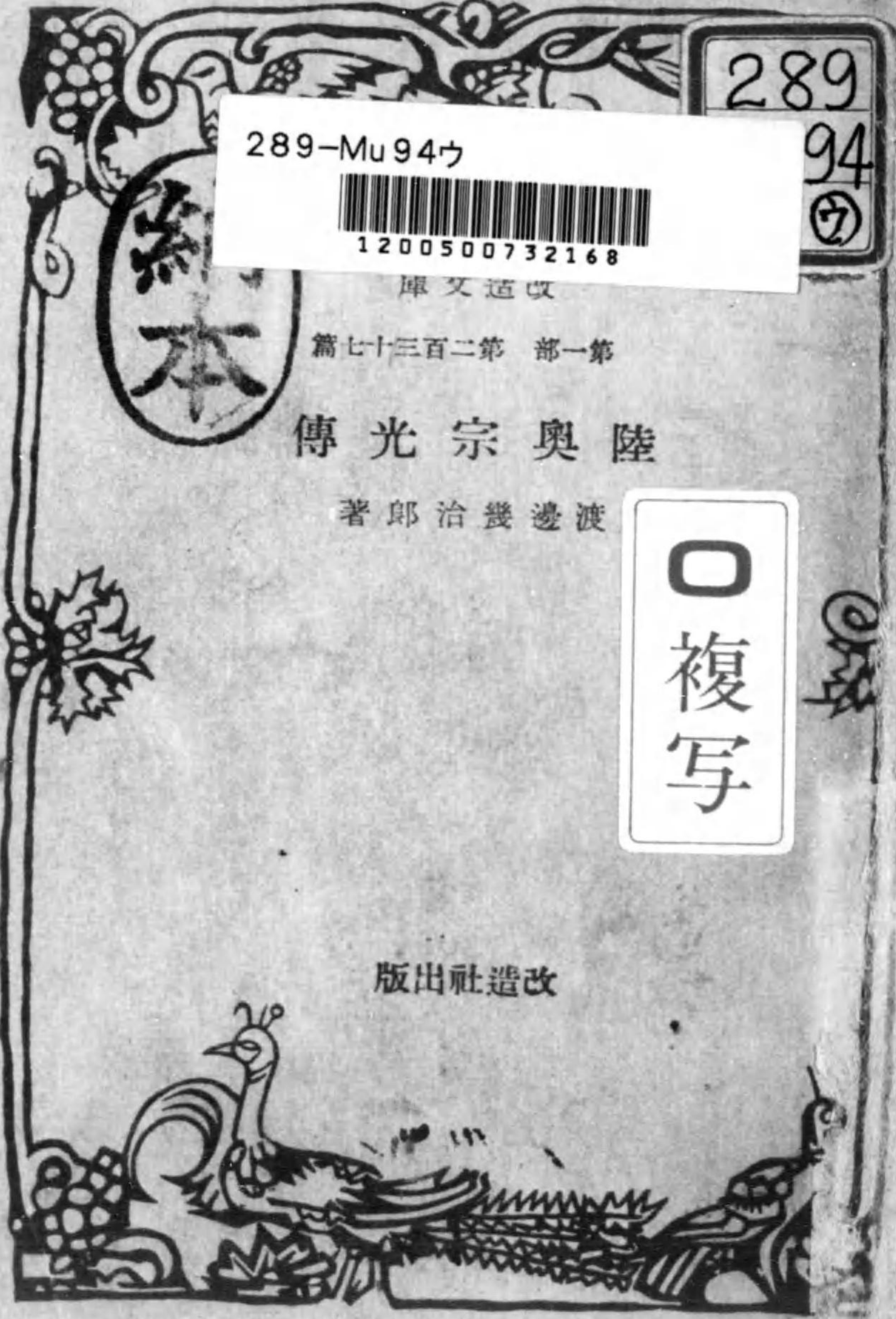
篇七十三百二第 部一第

傳光宗奧陸

著郎治幾邊渡

〇
複
写

版出社造改



始



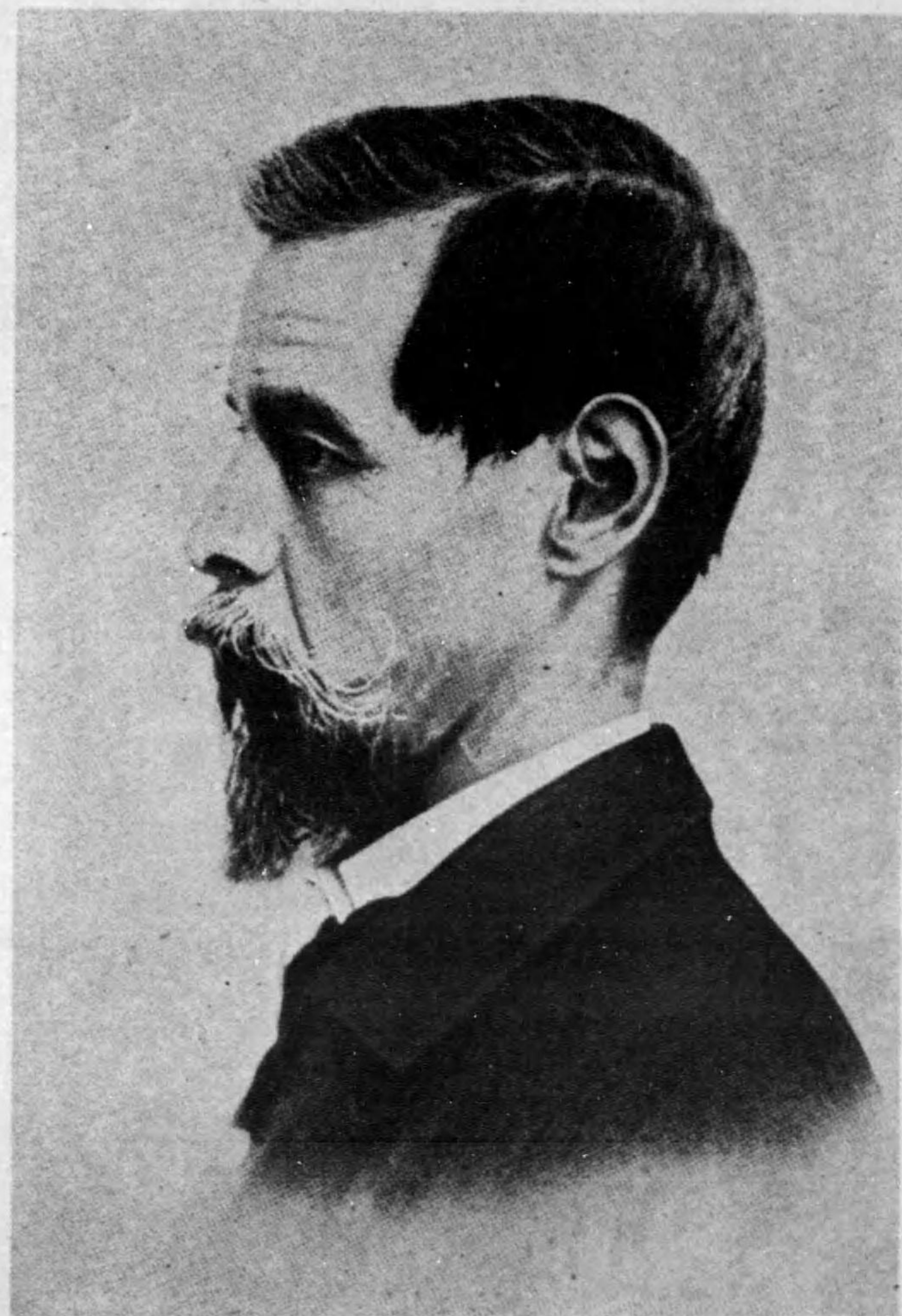
236

289

MU 94



289 236



光宗奥陸



918
163

序

私が、竹越先生の推薦で、本傳の起稿を引受けたのは、昨年十二月であつた。何んでも先生自ら執筆の筈であつたが、何分多忙なことで、特に私にまはされたらしく、可なりの期待を以て御薦めされたのらしい。處が、私も昨年来身心惚忙、公私いろ／＼の事情があつて、うんとはまりこむこともならず、一時は投げだしたこともあつたが、私も今年六月で、公職を去ることになつたので、始めて専心それにかゝり、且つ文學士深谷博治君に助力を請ひ、八月になつて、漸く目鼻がついた。だが刊行の期が迫り、督促極めて急なるので、一章一節、稿成るに従つて印刷に附し、首尾を通観するの暇さへない中に出来上つた。それに最初は竹越先生の指導から校閲までも、御願する筈であつたが、前記のやうな事情で、それは全く出来なかつた。そんなことで、この書が極めて不完全なことを能く認める。眞に讀者には勿論、竹越先生にも深く申譯がない。だが陸奥伯の人物と事蹟のあら筋だけは擱んだ積りだから、他日修正改訂の機を得たなら、十分にやつて見度いと冀つてゐる。こゝに本書成稿の由來を記して序文とする。

昭和九年八月十三日

渡邊幾治郎

陸奥宗光傳 目次

序論……………一三

第一章 家系及び幼年時代……………二五

一 父伊達宗廣……………二五

父を見て子を知る……………二五

二 宗廣の全盛時代と經濟的手段……………二六

藩財政を整理す……………二六

三 宗廣貶黜、田邊に幽閉せらる……………二六

四 宗光の誕生と幼年時代……………二六

五 宗廣脱藩して京都に至る……………二七

勤王の爲に盡す……………二七

六 宗廣及び五郎の勤王と勤王思想の淵源……………二七

七 宗光坂本龍馬に知らる……………二七

宗廣五郎再び貶黜せらる……………二七

八 長崎に遊び、海援隊に入る……………二八

103
210

九 坂本龍馬、中岡慎太郎の横死……………二八

復讐の血戦……………二八

第二章 明治維新と宗光……………三三

一 岩倉具視に開國進取策を説く……………三三

二 外交の紛糾を解く……………三五

三 會計官に轉じ、鋼鐵艦問題を處理す……………三七

四 和歌山藩の危急を救ふ……………三九

宗光の復讐成る……………三九

和歌山藩と明治維新……………三九

和歌山藩の危急を救ふ……………四〇

五 兵庫縣知事に任ぜらる……………四七

廢藩の議を首唱し又藩制の議を上る……………七七

第三章 朝官を辭し和歌山藩政改革に參與す……………八五

一 兵庫縣知事を罷む……………八五

二 和歌山藩政の大改革……………九一

一	祿制の改革と徴兵令の制定	九一
二	藩制の改革に參與す	九七
三	廢藩置縣と和歌山藩兵の處置	九九
四	再び朝官に出仕し志を得ず	一〇三
一	神奈川縣令に任ぜらる	一〇三
二	マリア・ルーズ號賣奴解放事件	一〇四
三	地租改正に従事す	一〇七
四	木戸孝允に據りて大に志を伸べんとす	一〇
五	日本人一篇を草して官を去る	一二六
	第五章 西南戦役と薩長覆滅の大謀	一二九
一	西南戦役と君の態度	一二九
二	土佐派の隱謀に與みす	一三三
三	獄中生活	一三六
四	山形の獄より宮城の獄	一三六
五	宗廣の晩年と其の死	一四四

	第六章 出獄と靜觀、二度外遊す	一五〇
一	出獄と朝野の歡迎	一五〇
二	出獄前後の政情	一五三
三	外遊、立憲政治の研究(上)	一五五
四	外遊、立憲政治の研究(下)	一五九
五	歸朝	一六三
	第七章 就官、外務省に入る	一六五
一	就官前後、倒施逆行	一六五
二	駐英公使に擬せらる	一六八
三	大隈入閣問題と君の米國駐劄	一七〇
四	日墨條約締結	一七五
五	日米條約改正に執筆す	一七七
六	大隈の條約案の缺點を指摘す	一八二
	第八章 第一次山縣内閣に入閣す	一八七

- 一 電命により歸朝……………一八七
- 二 入閣の遅延と君が機略……………一九〇
- 三 衆議員議員に當選す……………一九六
- 政黨の形勢……………一九六
- 四 第一期帝國議會と君が畫策……………一九九

第九章

第一次松方内閣に列す

- 一 松方内閣の成立と大津事件……………二〇三
- 二 君が議會對策・政務部問題(上)……………二〇五
- 三 君が議會對策・政務部問題(下)……………二〇九
- 四 内閣の革新を企つ……………二一一
- 五 第二期帝國議會解散と君が對策……………二一四
- 六 解散前後に於ける君と關係との確執……………二一七
- 七 選挙干渉を非難して勇退す……………二二〇

第十章

第二次伊藤内閣に列す

- 一 外務大臣に就任す……………二三四

- 二 防毅令事件の解決……………三三六
- 三 日葡紛争問題を解決す……………三三三
- 四 條約改正著手と國權論の擡頭……………三三八
- 五 第五期帝國議會に於ける條約勵行問題對策……………三四四
- 六 條約勵行建議案反對の演説と議會解散……………三四八
- 七 第六期帝國議會の解散……………三五四
- 八 條約改正を成就す……………三五八

第十一章

日清戦争と宗光(上)

- 一 東學黨の叛亂……………二六四
- 二 日清兩國出兵の行文知照……………二六九
- 三 朝鮮内政共同改革の提案……………二七四
- 四 内政改革交渉の切迫と對清宣戰……………二七八
- 五 宣戰前後に於ける第三國との外交交渉……………二八六
- 六 朝鮮内政改革の失敗……………二九〇

第十二章

日清戦争と宗光(下)

- ……………二九六

- 一 講和の發端……………二九六
- 二 講和の廟議……………三〇〇
- 三 廣島談判の不調……………三〇三
- 四 李鴻章の來朝とその遭難……………三〇五
- 休戰條約の締結……………三〇五
- 五 講和條約の締結……………三二〇
- 六 露獨佛三國の干涉(上)……………三二七
- 御前會議と舞子會議……………三二七
- 七 露獨佛三國の干涉(下)……………三三三
- 列國の態度……………三三三
- 八 遼東半島の還付……………三三七

第十三章 晩年の宗光……………三三一

- 一 病痾療養……………三三一
- 二 薨去、餘榮……………三三四

目次終

陸奥宗光傳

序論

近時英雄待望の論が盛に起り、國民の英雄の出現を待つこと極めて切なるものがある。これは一は、現代の社會組織及び制度が行きつまり、何等か打開、革新が加へられねば、國民生活の安定が期せられぬからである。古來偉人の輩出し、またその輩出の待望せられたのはかやうな時勢に多い。歐洲では十八世紀から十九世紀にかけて、我が國では幕末から明治にかけての時代がこれである。中世的國家社會から近代的國家社會へ推移する時で、偉人でなければ、到底國民を率ゐてこの推移を完うし得なかつたからである。現代の我が國家社會などもこれで、政治制度にせよ、經濟制度にせよ、何にか一大革新を要求し、この革新は偉人の力に待つにあらざれば、到底能し能はざること國民が暗黙の間に感じてゐるからである。二は久しく群小政治家の平凡政治に倦きた國民が、國際危機に直面したからである。たしか護憲三派内閣成立當時のことと記憶する、犬養毅は人の間に答へて、大臣などは町長や村長の勤まる人なら、誰でも勤まるさといつたと聞いた。その語の當否は別として、我が國民は久しく、これ等町村長級の平凡政治には倦きはてたやうだ。それも平穩無事な尋常時なら格別、國際的危機の叫ばれる非常時に於て、海のかなたではスターリンだ、ムツソリーニだ、ヒットラーだ、マクドナルドだ、ルーズヴェルトだといふ尺ののびた連中が、誰に遠慮もなく、勝手に、思ふまゝに飛び廻つてゐるといふ時代に、我のみが、

若しや依然として舊のまゝで、それさへ多くの勇や小姑にこつきまはされ、恐い叔父さんに睨まれてゐるとしたなら、それこそ心細い限りで、これは直接國家の生存興亡にも關することだから、國民が痛く憂慮する次第である。

近時我が政界や社會に、英雄待望の聲が次第にたかまり、強力政治が盛んに唱道せられるといふのは、如上の理由によることで、時勢に思ひあはせて、無理ならぬことである。歴史界に於ても、偉人研究が盛んに行はれるといふのも、この思潮に刺撃されてのことである。

この時に於て、予が明治の政治界、外交界に於て、特殊な地位を占めてゐた陸奥宗光を傳へんとすることは、多少の意義あることであらう。君こそは、明治維新國家社會組織革新の際に生れ、幾度か、國際危機を打開して、勃興日本の基礎を築いた人である。君のごときも、現代國民の待望する一偉人であらう。抑も陸奥とは如何なる人であつたか、その特徴は何處にあつたか、如何にしてさうなつたか、その傳記はまた何を我々に教へるか、この答辯はこの傳記の主眼であるが、ここに少しく、これ等に對する著者の考を述べて、序論に代へよう。

古い見方だが、世に智仁勇の三徳ありとすれば、君はまさしく智の徳を有し、智に勝れた人といはねばならぬ。君に勇なきにあらず、君が五十四歳の一生は、一面に於て勇者の生涯である。決して尋常人の出來ないことをしてゐる。しかし、君がこの勇氣は、君が拔群の智力から來てゐる。事をなすに君は、何時もその智力により、事の表裏を究め盡し、その必らず憂慮なきを信じて、始めて決行する。故に傍から見れば、白刃の上を渡るがごとき危険も、君にとりては存外安

全なのである。されば、智力は君に於て信仰であり、生命であつた。智力にこの信頼を置く君は失敗を以て、全く自己の責任とし、智の未だ及ばざる處とし、人のごとく、過失とは思はない。だから、君は親近者と雖も、失敗談は語らない。君は西南役の陰謀事件を語つたことがない。問へば不快の色を表はしたといふのは、全くかゝる考からである。君は自分の失敗談を愛嬌話にする人では決してなかつた。

君が立身も出世も、總べてこの智力によつたことだ。君は九歳にして一家離散、孤影孑々據る所なく、何時も獨力を以て、その運命を開いた。君は二十歳前後にして、勤王志士に交はつたが、幕府に縁故深き和歌山藩は、勤王運動の背景とならぬ。それで藩籍を脱して土佐藩士といつてゐるが、固より土佐藩の後援がある譯でない。たゞ僅かに、坂本龍馬の愛顧によつて、海援隊に身を託してゐたに過ぎない。維新以後、明治政府に出任しても、相變らずの孤立で、據る所がない。君の材を以てして、漸く縣令、大藏省少輔心得、元老院幹事といふに止まつた所以は、全くこのため、君が不平鬱勃の情に堪へず、西南役、土佐派の陰謀に加はつたのは、このためであつた。君が出獄以來、藩閥政府に出仕するに至りしも、君が智力の外には何にもなかつた。君が藩閥政府に重要視せられるに至つたのも、彼等が君を除外しては、立憲政治の難關も、國際政局の危機も、突破し得ざることを知つたからである。

ここに君が智力の成功を述べて見たい。君は和歌山藩の執政のために改易、一家離散の苦を嘗めたことを深く怨恨し、後日の復讐を期して勉強した。恰かも楚の平王に復讐せんとする伍子胥

の趣があつた。然るに明治元年、和歌山藩方針を過つて、非常の難局に遭遇し、一藩の存亡測るべからざりし時に際し、君は、藩主以下執政の懇請、哀願によつて、一身を挺して、その難を解き、遂に一藩を救つた。君は維新以後、藩閥政府の壊滅を念とし、西南の役陰謀に加擔し、五年の禁獄に處せられたが、その藩閥政府も君によつて、始めて初期國會の難局を凌ぎ、君によつて始めて條約改正に成功し、日清戦役を完了して、將來雄飛の國礎を築いた。君によらねばそれ等の事業は成功しなかつたのである。曩に一藩の危難を救解した君は今亦一國の危難を救解した。これは君が藩執政と藩閥政府との復讐であつた。君の復讐は楚の平王の戸に鞭つた伍子胥の復讐でなくて、結果から見れば、怨に酬ゆるに徳を以てしたことにもなり、堂々男子の本懐とする處である。それは何れも、君が智力の所産である。

君が門下竹越三又氏は、嘗て君を評して、佛國の政事家タルレーランに比して曰く「渠れ自ら信ずらく、佛國知力の絶頂は余にあり、何人が政權を取るも、如何なる主義が勝を得るも、畢竟余の力を藉らざるべからず、若し余の力を藉らざる政府なるか、余は之を成立せしめざるべし」と、而して事實は果して然り、武斷政府も、渠の力を藉らざるべからず、王朝も渠の力を藉らざるべからず、渠を一個汎々たる小才子と嘲り、陰謀家と毀りたる國民も、第三等國に墜落せる國位を回復するには、また渠の力を藉らざる能はざりき。陸奥伯もまた渠と同一の出所進退を有す」といつて、君が一生の特異な功績を概述した。また氏がタルレーランが、その智力を以て、

ナポレオンを屈服せしめたるごとく、君は我がナポレオンたる薩長を屈服せしめたことをいつて、君の智力を稱したのは、知己の語である。君は常に才思横溢して湧くがごとく、如何なる危急の際にも、これに處する策を忘れない。伊藤公は嘗て君を評して、陸奥といふ男は、どんな際にも、これに處する意見があるといつたことがある。君はその門下生に教へて曰く、凡そ事に當つて、その方策を案ずるには、先づその第一の利害を見よ、更にその第二の利害を見よ、一事にして二利を具ふものでなければ、最善の策でない、君が智力を貴び、その發達のまた尋常でなかつたことが見られる。

次に特筆したいことは、君がこの智力を以て、自己の本領とし、何人にも遠慮することなく、何物にも躊躇することなく、これを發揮した。君には智を蘊むことがない、故に君の智力は特に光を放つた。君が初めて農商務大臣となつた時、或る友人が、君を誠しめて、足下も、薩長以外の出を以て、大臣となつたからには、今少しく心胸を寛くして、人言を容れてはどうかといふと、君はこれに答へて、余は藩閥の後援があるわけではなく、たゞ獨力あるのみだ。余にして一步假借して、自家の領分内に他人を入れたなら、これは自分がないことになる。余は常に白刃を頭上にかざして人に接する。これは余にとつては、正當防禦の手段であると答へた。君は智力を以て、自己の本領とし、この本領に於ては、何人にも譲らざる覺悟を有してゐたのである。

また世の中には、聰明な人、事理に通ずる人も多い。だが考へた通り、信じた通りに、實行し得る人は極めて、尠ない。人を憚り、世を恐れて實行し得ない、特に時代の風潮、一世の輿論な

どに逆抗して、自己の信ずる所をそのまま、實行する人などは殆んどない。これを能くするは、非常な勇氣のある人にして、始めて能くすることだ。然るに君は何日も、自己の信ずる所を公言し、實行して憚らなかつた。君は歐化主義の國民改造に重要なを信ずるや、國粹主義、反動主義の全盛時代にも、これを公言し、鼓吹して止まなかつた。君は條約勸行論の攘夷的暴論なることを信ずるや、明治二十六年第五議會に於て、一代の輿論風潮に抗して、堂々所信を發表し、解散を奏請して憚らなかつた。これ等の行爲は、君が徹底した智力を以て、事理を明察したことによるは申すまでもないが、君がまた異常な勇氣と強健な意志とを有するに由るのである。尤もそれも智力から來てゐるので、所謂智膽ともいふべきものかも知れない。

君がこの智力、智膽に就いて考へて見たいことは、君の智力が遺憾なく發揮され、それがまた赫々たる成功を齎らし得たのは、何處にあつたかといふことである。同じく君が智力でも、君が前半生の智力は、君を成功に導かないで、失敗に導いた。君は不平、煩悶、焦慮にその間を送り、遂に囹圄にその身を囚はるゝに至つた。然るに後半生の君はあの偉大な成功を齎らした。その原因は何處にあるか。これは君が有力な知己と後援者の有無であつた。成る程、木戸や、伊藤大隈は君が前半生の知己であつたが、未だ君の後援者としての勢力が足りなかつた。然るに君が後半生に於ては、伊藤、井上等が、長藩の勢力を以て、君を後援し、君に十分の信頼と活動の地位と職とを與へたからではあるまいか。君に十分の信頼と支持とを與へ得なかつた松方内閣に於ける君は、どうであつたか。君は喧嘩兩成敗の非難を免かれなかつた。君のごとき人でさへも、境

遇の支配は免かれなかつた。これ等の點は何日に於ても、大なる教訓となるものであるまいか。我々は偉人の輩出を冀ふと共に、偉人をして十分に、その力量を發揮せしめ得る社會を作ることが最も必要であると思ふ。

君の智力を認むる人は、多く君を以て術策の士とし、機略の士とし、やゝもすれば、詭譎、權變の士とし、君の一生を説明するに陰謀を以てし、叛骨を以てする。君は何時も物の裏を考へ、口と腹との異つた推測の出來ぬ人、油斷のならぬ人となす者があるが、これは君の一面のみを見た語である。君はそんな危険な、信ぜられぬ人でない。予の見る所によれば、君も亦主義の人である。故に竹越氏は君を以て『渠は世に最も正直なる者の一なり』といつてゐたのは、君のこのことをいつたのである。君は少壯より國事に従事したが、夙に攘夷の行ふべからざるを知つてゐた。故に君は攘夷を説くことが尠なかつた。君の志は勤王によつて、幕府を倒して日本國を統一し、世界と對當の國家を現出するにあつた。君はこの主義を抱いて、坂本に従つて薩長同盟に奔走した。されば維新第一の君の運動は、岩倉公に説いて、開國を實行せしむることであつた。君が明治元年、伊藤公と共に廢藩の議を朝廷に上つたのも、同二年、藩制改革の議を上つたのも、同五年、地租改正の議を上つたのも、同六年、征韓論に反對したのも、何れもこのためであつた。君が後年藩閥政府に身を委ね、病軀を抛つて、國事に盡瘁怠らなかつたのも、このためであつた。統一日本を對等日本とし、更

に世界的日本となさんがため、藩閥政府が、最もこれを實行するに捷徑と信じたからである。君が今一の理想としたものは、この對等統一の日本を、更に歐米文明國と同様に改造することであつた。君は夙に社會組織を改善し、封建的陋習を打破せんと欲し、神奈川縣令とし、租税頭とし、元老院幹事として勉むる處があつた。人身賣買を禁じ、遊女解放に力を盡し、刑律を改正して拷問廢止に盡したごときはこのため、歐米善美の風を我が國に移植せんとしたのである。この國民改造の意見を最も能く發表したのは、明治十九年、歐米旅行より歸朝し、四月二十五日、和歌山縣民の大歡迎會席上に於て、縣民に告げた演説である。その要は、歐洲列國それ／＼風俗習慣を異にし、それ／＼特長があるが、歐洲を通じた一の文明共同の原素がある。この原素を採用し、國民生活を改善し、歐米國民と同一同様になすことが、日本國民生存の最大要件である。それには學問、道德等の無形なものから、有形な衣食住の日常生活まで、改造せねばならぬ、といふのである。君がこの日本改造論は、當時の歐化主義とその旨趣を一にし、幾ばくもなく、痛く國粹反動論者、の誹謗を受けたものであるが、君はこれでなければ、條約を改正し、對等的日本、世界的日本を作り出し得ないと信じ、終生その説を改めず、公々然とその主義を主張してゐた。故に君は國粹論者を攘夷論者と嘲り、國權論者を亡國破壞黨と排斥した。君の外交が多くの敵を國內に作り、卑屈、軟弱と罵られたのは、このためである。だが、このごとき悪評中にあつても、君が外交家として信用は漸次にたかまり、今日に至り、明治第一流の外交家として、國民回顧の中にあるのは、君の外交が、常に一定の主義の上に立ち、これを遂行するに、君

が異常な智力材幹を以てしたからである。

要するに、君は智力の人たると共に、主義操守の人であつた。君が一生の行動は、この二つから來てゐる、時に智が重きをなしたこともあれば、時に主義が重きをなしたこともある。君の行動が時としては徹底しないことのあるのは、このためである。君は明治二三年、あれ程熱心に和歌山藩制を改革し、數萬の徴兵を養成し、自ら成兵總督となつたが、四年廢藩置縣の説を聞くや、直に藩兵解隊を決心し、自分は甘じて一縣令に就任した。明治七年、日本人一篇を草し、日本人の日本國を主張し、藩閥征伐の烽火を擧げたが、翌年は元老院に出仕してゐる。西南役に應じて、陰謀に加はつたが、その行爲は全く消極的であつた。後年藩閥に屈したが、その志はそこになかつたといふごとく、君に一貫した徹底した所を缺くの感があつたのは、君には智と主義と二つが働いてゐたからである。君が世の理想家からは權變の士として尊ばれず、豪傑連よりは主義に囚はれた小人と嘲けられた所以はそこにある。だがそこに君の君たる所以があつた、伊藤公が終生君の知己となつて、遂に君をして大業を成就せしめた所以である。大隈侯なども終生君を信じ、君とは何時にても、喜んで事を共にする用意があつた。要するに、君が智力の後には何時も主義操守があつたことを忘れてはならない。君を徒に陰謀の士とし、或は一身の榮譽のために藩閥に屈して、他を顧みなかつたとするものは、君に對する研究の足りないためである。かく申す著者も、從來君を以て、明治史中最も嫌ひな一人としてゐるが、今にしてその一部を修正せねばならぬことを曉つた。

予が未だ修正し能はざる點は、君が前半生に於ける煩悶、焦慮、去就の常ならず、時に權變測るべからざるがごとき行動である。これは果して恕すべきことであるか、君は後半生に於て、内閣から藩閥を操縦するといつたが、君はこれによつて、果してどれだけ藩閥的勢力を減削して、國民的勢力を増進したか、君は在朝者中、唯一の立憲政治家を以て任じてゐたが、君の政黨操縦に於て、果してどれだけ、憲政の發達に貢獻したか、我々はそこに幾多の疑問がある、予は無條件で賛辭を呈し能はぬ。

だがこゝで、君のために考へ、君のために恕さねばならぬことは、君の境遇と君の健康とである。九歳にして君の父は、藩閥を蒙り、執政から、罪囚の身となり、一家改易、一朝にして榮華の絶頂から窮厄のどん底に突き落された。君は居る所もなく、東西に流浪した。この時に當り、君の一念は復讐の外は何物もなかつた。君の立身の礎石が復讐の上に置かれたとしたら、これが君の一生に、どれだけの感化を與へたかは想像に難くない。その上、君が中生涯には滿四年の禁獄生活があつた。これ等の忍苦生活は君に何を與へたか。この忍苦生活を科せられた君は、また健康に恵まれなかつた。君が始めて肺疾にかゝつたのは、明治元年三月であつた。これが君の痼疾となり、終生この病に悩まされた。獄中生活は健康増進とはならぬ。君が明治二十一年、公使として米國に赴任した時、二十四年農商務大臣に就任した時には可なり、病氣が進んでゐた。君はこれを知り、餘命の決して長からざるを見たのである。君の境遇は大に君の功名心を煽揚した

が、同時に君の健康は忍耐と持久とを許さなかつた。君が功名に急にして、とかく手段を選ばざるの感があつたのは、このためであつた。所謂日暮れて道遠し、尋常な定石的の道は踏めない。こゝに倒行、逆施の途に出たのは止むを得ない。それに智の君は、如何なる手段も見出すに苦しまなかつた。君が一生の功罪を論ぜんとする者は、こゝに深い同情を寄せねばならぬ。

最後に予は君が卓抜な智力と一生の功業の因て來る所を尋ねて、君の父自得翁に及び、そこに優生學の論ずる所を見、また君が智力功業の如何なる修養と勉強とを以て養成され、成就されたかを尋ねて、君が少壯時の勤學、獄中の修學、洋行中の講學に及ぶべきと思ひしも、これ等は本書の詳述に譲ることとする。君平日、讀書を好み、英書、漢書讀まざるものなく、明治二十九年病愈々重くして、大磯の別墅に退隱すと雖も、讀書を廢せず、枕頭常に資治通鑑、荻生徂徠の辨道辨名、陳壽の三國志等を備へて耽讀し、病苦を忘るゝものゝごとくであつた。辨道辨名は君の最も愛讀書で、通讀、幾十、幾百回、背誦するに至つた。その他君がベンザムの道徳法律の原理を譯し、左傳を好み、左氏辭令一斑を纂め、その序文を草したことは有名なことである。これ等は君の修養の尋常ならず、君の功業の因て來る素養の決して淺からざるを示すものである。それに君が事に當つて、刻苦精勵は著しいもので、君の病氣の原因が、そこにあつたことは、何人も否み能はぬ事實である。板垣は君の死は日清戰爭のためであつたといつてゐた。

嗚呼君逝いて二十八年、一九三五・六年の國際危機に直面して、君を回顧し、その人となりを見んとするものは、たゞ一史家の閑事のみではあるまい。

第一章 家系及び幼年時代

一、父伊達宗廣、父を見て子を知る

傳記學者が人を傳へんとするには、先づその家系を調ふるを常とする。子や孫を見て父母を知り祖父母を知ることく、父母祖父母を見て子孫を知る。これは遺傳學上當然のことで、時には直接遺傳あり或は間接遺傳がある。予がこれより傳へんとする陸奥宗光父子のごときは、この例の最も著しいもので、父宗廣を見ずしては、子宗光の人物材幹も機略も銳鋒も到底理解することが出来ない。しかもその人物性格に於て父子相酷似する所があつたばかりでなく、その境遇に於ても父子相酷似する所があつたのは奇とせねばならぬ。

宗光の父は伊達藤二郎宗廣といつた。幼名は守之丞また數馬と呼び、自得居士と號した。和歌山藩士宇佐美祐長の二男で、享和二年五月二十五日生れた。襁褓の中から同藩士伊達盛明に養はれ伊達氏を冒した。盛明は宗廣の叔父に當り藩の參政であつた。文化十年閏十一月宗廣は十二歳で跡目を仰付けられ遺跡知行三百石を領し寄合となつた。同十三年小姓となり累進して目附勘定吟味役小普請支配となり、文政六年には轉じて寺社奉行となり、同十三年多年精勤の功を以て俸祿を増せられて五百石となつた。熊野三山寄附金貸付方有司惣括を命ぜられたのは弘化元年八

月で、同三年十二月には大番頭格に進み嘉永三年七月勘定奉行となり、大番頭を兼ねて藩政に參與し、永世祿五百石、俸祿三百石合せて八百石を給せられた。その出世は異常なものであつた。この出世は君が材幹の卓越せるに因るは申すまでもないが、一は君が藩老公舜恭公の小姓として立身し、永く左右に侍して寵愛を受けてゐたこと、當時藩家老山高岩見守と山中筑後守等の政權争に乗じ、深く山中に取入りその懐刀となつて働いてゐたからである。俊敏にして機を見るに巧みなるは君が父子の特徴である。

宗廣は七歳の時から師に就きて讀書を習つたが餘り記憶も能くなく、十歳までの間に四書の素讀を四度習つたが何時も忘れて讀みつゞくことが出来なかつた。だが軍物語など好きで、繪本太閤記、盛衰記、太平記などは申すまでもなく、漢楚軍談、三國誌その外書肆の有つてゐる小説草紙の類に至るまで殆ど見ざるものなく、見れば一度で人名や事件をすつかり覚えてしまふ。その強記は、四書の類を學ぶ時とは全く違ふので人々は不思議がつてゐた。しかし宗廣の母はこれを憂ひて、君に誠の學問をさせやうと心を碎き、常に師を招き自分も子供と一所になつて學習を受けた。こんなことから宗廣も漸く學問に心を用ゐるやうになつた。母は常々宗廣を誡しめて、男子と生れたからには必らず立身して名を揚げねばならぬ、それもたゞ紀州一國に知られるだけではだめだ、必らず日本國に名を揚げるやうに心掛けよと勵ました。宗廣も、子供心にもこのことを忘れないで何時かは天下に名を揚げんものと勉強し、學問も大に上達するに至つた。宗廣がこの庭訓を全うして、後年伊達自得といつては知らぬ者なきやうになつたが、その子宗光になつて

全く日本の宗光となつて、海外にまでその名を馳するに至つたのは奇とせねばならぬ。

さて宗廣は初め漢學を學び、特に漢詩を好み、日夜詩作に従事したので見るべき作も尠くなかつた。十八歳の時、長崎港に來船の支那人が物徂徠の詩を評して、詩は美なりされど詠じ難しといつたといふ話を聞き、思へらく、日本人が如何に能く漢詩を作つたと彼國の音聲に通曉せざば遂にはいたづら事となる、かゝるものに精神を勞せんよりは和歌を學ぶにしかない、和歌こそは我が國振である、勤めて怠らざれば遂には先達の脚下にも至り得べしと、これより詩を廢して歌に入り、本居太平翁に就きて歌學を學ぶことになつた。これより宗廣の才氣は煥發し、未だ二十に足らぬ少年ながら、その詠み出る所は門人中にも肩を比ぶる者なきまでに上達した。君の歌は花やかで格調が大きくしかもいふべからざる巧みをもその中に藏し、餘情限りなきものがある。左に數首を録する。隨緣集中のありし世の卷の中に載せられたもので、君が和歌山藩政にたづさへつて得意の境にあつた時のものである。

立 春

葦原の中つ國原うちかすみみとり角くむ春は來にけり

春 月

山うすき霞の底に雁なきて朧月夜の影更にけり

櫻

さくら花めでたしと思ふ心のみ神世ながらの世にこそ有けれ

野 薄

かり人のいる野のすゝき見渡せば波に鞭うつ駒も有けり

川 寒 月

打わたす佐保の川邊に駒とめて千鳥なく夜の月を見るかな

宗廣は十八歳の時御目附を仰付けられ、君側に奉仕することになった。藩の掟として君側に奉仕する者は公けに歌の會に出席するのを憚つたので、君はこれから千廣といふ名で歌を出した。君が名の千廣はかくして名づけられた。君は御目附といふ極めて繁劇の中にあつても歌の道には少しも怠らず、大にその師太平翁を驚かしたと傳へられてゐる。

二、宗廣の全盛時代と經濟的手段

藩財政を整理す

宗廣を重用した和歌山藩主は、十代の治寶詮して舜恭公といつた人で、相續した時は寛政元年十月で十九歳であつた。文政七年六月五十四歳で致仕したが尙ほ政事を執り、齊順、齊暉、慶福の三代に亘り嘉永五年薨去まで政事に與かつてゐた。仲々政治の才もあり、賢明の君であり、一時は政事も大に改革し藩財政も整理するなど、その施設振りには頗る見るべきものもあつたが、何分にも時は十一代將軍家齊の盛世で、天下太平、侯伯上に家格典禮を競ひ、士庶下に騎奢華侈を競ふといふ時であり、和歌山藩では將軍家から養子縁組二回にも及び、從來の藩の制度典禮を

一變し、所謂御國風を廢して盡く江戸風に改めやうとしたので、公儀風は盛んに行はれ、尊大華奢の風は一藩を風靡し、湊御殿の結構は華美宏麗にして一に江戸大城に模擬した。老公左右の侍臣も百餘名を超えた。こんなことから藩の財政は極めて窮乏して來た。そのために浮置歩増の法とか、借金割濟の法とかと、種々財政整理の法は講ぜられたが効果はなかつた。

この財政の急に應ぜんがために、藩當局の試みたのは御仕入方の整理擴張と熊野三山貸附業の開始とであつた。宗廣が大に經濟的手段を振つて山中筑後守の信任を得、舜恭公の寵を一身に集め、遂に藩政を左右する大勢力を有するに至つたのはこの際であつた。君は決して執務の士族でもなく、文雅な歌人のみでもなく、機智活才今日の事業家にも見まほしき辣腕家であつた。以下少しく君が活才の跡を尋ねて見よう。

和歌山藩の御仕入方といふのは、その初め貧民救助の目的を以て設立されたもので、御仕入とは物品を仕入れるの意で、人民の産出した物産を官にて仕入れ購買し、僻陬の人民に生業の資を給し生活の利便を興ふると共に、官にてはその生産物を販賣して収益を納むるといふ法であつた。元祿十三年熊野地方で試みたのが最初で、この地方人民に木炭木材等を仕出せしめ、これを仕入で販賣した。和歌山湊に御仕入役所を設け、大阪江戸等に出張所を置きてその業を營んだ。明和二年立石喜太夫といふ人が頭取となつた頃にはその業が最も盛んで、同六七年頃までに國庫を補助せしもの金十三萬七千餘兩にも上つた。喜太夫の後經營その人を得ず事業は微々として振はなかつた。舜恭公の時に至り、この御仕入方の整理擴張を計つた。

そこで兩熊野地方ばかりでなく、苟も救済を要すべき僻地及び物産豊富の地方に御仕入方を設け、一方は江戸、大阪等ばかりでなく、江州、京都、勢州、美濃等の各所に出張所を設けて事業の擴張隆盛につとめた。明治初年の調査によれば、出張所の数は四十一ヶ所に及び、その營業品目は、木材木炭等の外に蜜柑、酒、醬油、紙類、木綿織物、蠟燭等の産物に及んだ。その最も盛んであつたのは、安政六年水野土佐守が藩の執政となつた頃であつたが、その擴張整理の端を開いたのは宗廣等の時からであつた。

宗廣が紀ノ川沿岸木綿畑の諸村の窮民を救はんがために、八丈織と名づくる綿地を織らせ、その販路を大阪地方に求めんとて住吉の三文字茶屋に阪地の豪商等を招き、イザ酒宴といふ時に客人を始め藝子末社に至るまで、悉くこの八丈織に著換へさせてこれを披露し、俳優尾上多見藏をその席に招き、更に一同打連れて八丈織の揃ひで角の芝居に赴き總見物をなし、舞臺では同じく八丈織を著た俳優が並び披露の踊を躍るといふ情景であつた。その時の歌は宗廣の自作で、

ニヨイと日の出の紀の川に晒し上げたる黄八丈

云々の文句があつた。この宣傳がきいて八丈織が京阪地方に大流行し、忽ち數萬反を賣盡して巨利を博したといふのはこの頃で、宗廣が御仕入方のために盡力したのである。今日有名な紀州ネルは、この八丈織の産地に發達したものであるのは所以あることである。

宗廣が經濟的手腕を發揮した事業の一に、熊野三山貸附といふのがあつた。この三山貸附業は幕府時代の一大金融機關となり非常の隆盛を極めたものだ。その起源は享保二十一年三月、將軍

吉宗が三山修理料として金二千兩を寄附し、和歌山藩にその保管を命じ、その金を領内人民に貸附け、その収益を以て修繕の料に當てしめた。その後三山修理のために日本國中總勸化の御免あり、また文政年度には當時流行の富圖を京阪地方に興行し、その益金を修理費に當つるなど種々の手段を講じたが十分でなかつた。この時本宮社家に玉置縫殿なる者があり、機略に富んだ人であつたが時勢に鑑みて金銭貸附業を案出し、その益金を以て三山修理の費を得ようと考へて、藩主舜恭公によつて幕府に出願しその允許を得た。玉置の計畫を贊助してその衝に當り大に辣腕を發揮したのは宗廣であつた。

その方法は將軍寄附金總勸化金富圖益金等の積金一萬五千兩を基金とし、更に諸向からの差加金八萬五千兩を加へ、合計金十萬兩までの貸附を許可することであつた。文政十一年江戸に於て貸附業を開始し、萬石以上の大名並に社寺町人等に貸附した。事務所を芝藩邸内に設け、葵の幕を張り廻らし、芝三山貸附所と稱し、藩から頭取元締手代等を派遣して一切の事務を管理せしめた。尋いで京都、大阪、奈良、堺等に出張所を増置し、漸次業務を擴張した。この業が大に時勢の必要に應じたので、大小の諸侯大にこれを便とし、續々と借入の申込があつた。加賀薩摩のごとき大藩さへも依頼し來つた。しかもその金は將軍御寄附金といふ名目があるので、債務者が違約する時は直に社奉行に訴へ、その裁許を以て借金先取りの權を得たから損失を受くる憂が尠なかつた。かくて信用が鞏固となつたので、人々争うて差加金即ち預け金をして利殖を計らんと欲したので、遂に確實な一大金融機關と發達した。最初は貸附金高を十萬兩と制限したが、後に

は幕府から世上融通のためなれば手廣く取扱ふべしとしてその制限を撤廢したので、その業務は益々繁昌した。融通金額は一時二百萬兩近くの巨額に達したといはれるが、その詳細のことは不明である。しかし維新後整理一方となり、明治四年十一月の調査によれば、東京大阪及び京都の貸附所に於ける貸附金は四十四萬二千八百二十四兩二朱ト永百六十二文七分、此利子二十一萬二千六百四十八兩ト永百四十七文八分にして、預り金は元金二十六萬八千六百四十兩二歩三朱ト永百三十六文二分、此利子二萬九千九百十五兩三朱ト永三百二十八文九分なりしとすれば、全盛時代に貸附金が百萬圓に上つたといふことは想像に難くない。

宗廣はこの貸附業に於て大に經濟的手腕を振つた。君が文政十二年五月御勘定吟味役となり、尋いで寺社奉行に轉じ、弘化元年八月熊野三山寄附金貸附方有司惣括を仰付けられ、嘉永三年七月に勘定奉行となつたが、寺社奉行及び貸附方惣括は總て故のごとくであつた。君がこの業に於て如何に功績があつたかは、君が受けた數次の恩賞及び辭令がこれを證する。

天保十亥年四月、鰻形御紋御小袖從西濱様拜領候、熊野三山貸附筋に付被下候也

同十一年、是迄寺社役所にて取扱候上方貸附筋之儀、向後各取扱諸事行届可致差圖との御事候旨、筑後守殿被仰渡候

右野間久左衛門と兩人一所に被仰聞候也

天保十一年十二月朔日、三山貸附筋行届世話いたし候との御沙汰にて、三宅大輔を以、寄葵御紋御召服並七曜研一面、梅花御筆洗御庭燒拜領候

天保十四卯年十月十日、江戸表にて熊野三山御寄附金貸附方は迄御勘定所にて取扱候得共、向後同所取扱は離、上方貸附筋同様其方儀可致との御事候

江戸表にては當分高橋五助に右御用筋取扱被仰付候に付、同人申合行届取扱可致事

一取扱場所之儀は先當分是迄之場所にて取扱候管に候事
右一通

又

江戸表にて熊野三山御寄附金貸附方、江戸表にては高橋五助當分致取扱候に付、彼地役所並に役人共都て五助當分致支配候管付、向後役人身分進退之儀は五助より其許に申合管候間、申合候はゞ元掛り我々共に可被談事

十月十日

右筑後守殿被仰聞、御同人御元掛り也

天保十五辰年八月十日、熊野三山御寄附金貸附方取扱被仰付有之候、右貸附方役人共都而其許可致支配事

御目見以上貸附方勤之向は取次支配と可相心得事

右筑後守殿被仰聞候事

天保十五辰十一月六日、高橋五助儀熊野三山御寄附金貸附方御用筋不致取扱候付、向後江戸表貸附方役人共都て其許可致支配事、諸願等差掛り候節は江戸表にて御用人へ相達候管に候事

件之通に付、役人等末々迄身分退之儀等都而其許取扱、元掛り我々共へ可被申談事

右通丹波守殿仰聞

嘉永元年十二月二十五日、夏目彈正を以、時服御紋ししら鬨斗目並に御庭製御茶碗被下

嘉永二酉年十月十五日、左之通被仰付候事

出精相勤候付、御足高之内御加増被成下、四百石被仰候

六百石之高に御足高被下置候

三、宗廣貶黜、田邊に幽閉せらる

宗廣は寺社奉行大番頭勘定奉行三山貸附業惣括として御仕入方や熊野三山貸附等に於て辣腕を發揮し、その勢威赫々一藩を震はした。これが君の全盛時代であつた。だが君の禍根はこの全盛時代に胚胎してゐた。嘉永五年九月山中筑後守先づ逝き、尋いで十二月七日舜恭老公亦薨去した。君が異常な出世は老公の愛顧と筑後守の後援とによつてゐたので、この二人の易簀は忽ち禍害君の身に及んだ。老公の薨去後周日ならず、十二月十二日御咎を蒙つて田邊に御預けとなり、幽囚の身となつた。老公の喪は未だ發せられないのである。その申渡書は、

品々如何敷趣モ相聞候段從公邊之御趣意モ有之付安藤飛騨守へ御預ケ田邊へ被遣
と、單に品々如何敷趣といひ、公邊の御趣意もあるといふに過ぎない。當時何人もその真相を知

るものがなかつた。南紀徳川史には、宗廣の貶黜につき次の記事がある。

此件當時極メテ秘密司農府勤務ノ者モ知ル事不能故ニ其罪蹟ノ如何人知ルモノナシ蓋シ藤二郎ハ御勘定奉行ノ筆頭ニシテ一位様御意ニ叶ヒ威權飛鳥モ落ル勢ニテ奢侈ノ聞高ク御融通御用ニテ大坂出張ノ舉動ノ如キハ實ニ可驚日々ノ宴遊ニハ御勘定組頭初赤裸ニ成リ躍リ騒ギ暫間媚ヲ呈セザレバ首尾宜シカラズ吉田庄太夫ハ廉直ノ士且酒ヲ不用此時新參ニテ席ニ列レドモ性如此事ナシガタク進退之窮シテ低首平伏シアリシト是程迷惑シタル事一生ニ覺ヘナシト後毎々人ニ語リシトナリ又世評ニ藤二郎居宅ノ床下ヲ池トナシ金魚ヲ放チ三伏ノ暑夏ヲ不知體ナリト政權更迭ノ際ニハ前ノ執權寵臣廢黜ニ遇フハ數ノ免レザル處傍其奢侈ヲ罪セシモノカ或ハ他ニ罪蹟アリシヤ今不可知藤二郎後佛門ニ歸シ自得ト稱ス即チ今ノ大臣タル陸奥宗光ノ父ニシテ五郎ハ其兄ナリ五郎後薩藩ニ入り維新前ニ至リ土州大夫ノ事ヲ聞老ニ直訴ス事ハ後ニ詳記ス

一玉置縫殿ノ罪蹟亦知ルベカラズ併シ奢侈最甚シク攝生ノ爲ニハ水風呂ニ白砂糖ヲ混ジ入浴セシ程也シト云

思ふに宗廣等の貶黜は、江戸派と和歌山派との家臣の争鬭に原因してゐる。和歌山藩は六十餘萬石の大大名で、士格以上の者七千もありその二千足らずは江戸定府である。水野土佐守はその首領として勢力を振つた。彼は幕府の大奥にも勢力あり、諸老中とても彼を憚る程で、後年將軍繼嗣一件に、尾越水薩等を推しのけて十四代將軍家茂を紀州から擁立したのを見ても、その人物の尋常ならざることが知らるゝ。この水野一派が山中筑後守を首領とする渥美(源五郎知行千石)

伊達の在國派が三人トリオで政權を專にしてゐるのを見て平かならず、機を見てこれを排撃せんとしてゐたことは無理でない。かくて兩者の間には随分深刻な軋轢が行はれてゐた。水野等は慶福公（昭徳公六歳にして嗣を繼ぐ）を擁して江戸に在り、山中等は舜恭老公を擁して和歌山に在り、互に政事を擅にして命を奉じない。暗黙の間に嫉視してゐた。そこに和歌山に於て老公と山中が相尋いでなくなつたので、水野一派は直にその排撃を企て、山中一派を悉く貶黜した。それに山中一派も政權の地に在ること二十年にも亘つたので、相當專横の秕政もあり、藩民も嫌厭し、敵も少なくなかつたので、一はそれにも乗ぜられたのである。

御咎は宗廣一人に止らないで、養子五郎にも及んだ。翌嘉永六丑年正月十三日五郎は十里外に改易仰付けられ、伊達は和歌山を退去した。宗廣はこの時五十歳であつた。君が田邊に著いたのは嘉永五年十二月大晦日の夕暮であつた。罪なくして見る配所の月、田邊の幽囚生活は随分堪へ難いものであつた。

空遠く霞そめけりふる里もあはれうき世のはるやたつらむ

春くれと籠にこめられし鶯はふるす戀しと音をや鳴らむ

門とちて松たにたてぬ我やとも春來にけりと人はいふなり

と堪へがたき無聊と憂愁とを歌に託し、僅かにその懷を遣つてゐた。君が佛經を學びこれに歸依したのは、この時からであつた。幸に幽居に近い寺院に一切藏經があつたので、これを借りて讀み始めた。最初は咎多き身の懺悔にもとて、法華經をかりて只管讀誦した。

西山や月の御かけをしたひあへす冥きにまよふ身となりけり

にしに在る月の御影をあふきても今は佛につかへこそせめ

だが最初は厭世の感をたかむるのみであつた。

乗捨し水際の舟朽もせて何につなかるいのちなるらむ

をしまれて花もちる世にをしからぬ身をなと風の誘はさるらむ

しかし次第に境遇にも慣れ、佛書もだん／＼讀みもて行く中に、身心自ら落ちついて來た。特に大惠禪師の證録は、君が身境に一轉向を齎らした。君は自ら『從前の妄想盡く一枕の夢となりぬ』といつてゐる。

いてや世に何かはうけき穿沓の捨るまでなる物にこそありける

鞭うちて心の駒を引かへて法の林につなきとめつゝ

さかしらに夢とはいへと世の中をゆめと見はて、誰かさめたる

文久元年六月は偶觀自在院（重倫公八代の藩主）の三十回忌に當り、法會を營むことになつたので、藩廳は敕令を布いた。こゝに於て宗廣も漸く赦されて和歌山城下に歸還することになつた。まさに十年目である。宗廣は幽囚中に生活を記し、餘身歸と名づけ、その心境を叙した。餘身歸はヨミガヘリの義で、暗きより明みに出た意である。養子五郎も亦同時に赦免せられ、伊達家は七人扶持が給せられ、大番格を以て小普請入りとなつた。七人扶持では一家の口を糊するにも足りないが、君は平氣であつた。伊達一家は城下はづれの太田村に、天目庵と號する書屋を作り、

藩の子弟に和歌や佛學などを教授して居つた。感ずる所あつて、政事の得失は口にしなかつた。田邊の幽囚生活十年は、宗廣の人格を陶冶した。君の人物は一變した觀がある。執政時代の君は得意の境にあり、功名心内に燃えて、自ら檢束し節制するを知らなかつた。故に君が黜けらるると聞くや、和歌山城下には智慧にからまれ伊達藤二郎云々の俚語が流行した。この人が一朝にして罪囚の身になつたから、最初は寂寞憤怨憂愁の情に堪へなかつた。悶々の情を僅かに詠歌に託した。だが聰明な君は何時までもかゝる境に甘じない、佛書を讀み、禪觀に入るに及んで、深く自ら省みる所があつた。かくて大に悟る所あり、遂に苦樂に超達し、恩怨一如の感に徹し、隨緣自在の境に入ることを得た。君はもと多病で身體も瘦弱の質であつたが、幽囚によつて反つて強健となつた。十年間に病氣になつたことは僅かに七日間に過ぎなかつた。赦免された時は、身體強健血色も見違へる程になつた。君の身心は共に舊の君でない。君はこの悟道と健康とを以て幕末の勤王運動に従事した。君とその嗣五郎とは、和歌山藩勤王派の魁首となつた。だが私は何時までも君のことばかりを述べてゐられない。早く本篇の主人公、その子宗光に筆を轉ぜねばならぬ。だが私が長々と父宗廣を述べたのは無駄でない。子宗光を見るに於て、その人物行動性格からその境遇に於て父に想到すること尠くないことを見るであらう。

四、宗光の誕生と幼年時代

宗光は、宗廣の第六子で弘化元年甲辰七月七日生れた。幼名は牛麿元服して小二郎と稱し、中頃陽之助といつた。宗廣の妻は早く死んだので御城代格渥美源五郎女の政子を娶つた。政子の腹に生れたのが牛麿である。牛麿の生るゝ前男子がなかつたので天保七年十月同藩成田彌三右衛門の五男峰輔を養子として迎へ、先妻の女にめあはした。峰輔は當年十三歳であつた。これが後の五郎宗興である。然るに後になつて牛麿が生れたので兩親の寵愛は一方でなかつた。だが家督は五郎に繼がせることにした。宗廣が藩譴を蒙り田邊に幽閉され、一家改易の嚴命を受け、和歌山城下十里以外の地に追放され、一家眷族泣くゝ高野山の麓鯉沼村に引き移つたのは嘉永六年正月で、牛麿の僅か十歳の時であつた。未だ眞の頭はない幼童であつたが、改易の沙汰を聞くと大に怒り、虎のごとく猛り、床にあつた重代の太刀を抜き放ち、表の方へ飛び出したので、人々はあわてゝこれを抱き止めた。義兄五郎はこれを叱つて思ひ止まらせようとしたが、牛麿は泣いて聞き入るべき氣色もなく、手水鉢にて涙を洗つて來ては、幾度となく義兄に向つて議論をしたといふことで、子供ながらもものすごい感じがした。君が藩廳の酷薄の處置を憤る初一念は深く骨髓に徹し、朝夕常に復讐呼ばりをして止まなかつた。君が一生の立身出世がその端をこゝに發したことは特に注意すべき所で、君が經歷の尋常士人と異なるものある所以であらう。偶々大和の五條より來た某書肆の主人が、君の氣象を見てこれは面白い子だと感じ、君に君若し紀州家に仇を報いんと欲するならば紀州領を去つてその隣りの天領の代官になりなさい。ときかしたので、君は雀躍して大に喜び、その人に従つて五條に至り、或る老吏の許に食客とな

り、地方凡例録、落穂集などを學んだ。この二書は幕府の民政の書で、君が代官教科書であつた。その外に算術なども學んだ。他日君が民政に長じて地租改正の議を唱道したのは、これ等の素養があつたからである。だが五條にも長く居らなかつたらしい。再び母の許に歸つた。陸奥伯小傳に、母に隨つて四方に流離す、とあるのはこの頃のことであらう。

十五歳の時、江戸遊學の志を起したが、一人で行く資力もないので、高野山出張所の寺男となり、伊勢路を経て東海道を下つた。この時君は左の一絶を賦して自らその行を壯にした。

朝誦暮吟十五年 飄身飄泊似飄船

他時爭得生鵬翼 一舉排雲翔九天

既に相當の學問あり、また翔天の意氣があつたことが考へられる。さて江戸に來たが、尋常遊學の徒と違つて具に艱苦を嘗めた。或る時は漢方醫に住み込んで草根木皮を刻み、或る時は他人の筆耕をつとめ、その得たる賃銀を以て生活し學問した。この間の君が刻苦勉勵は随分烈しかつたらしい。小傳には決然郷關を出で江戸に來り自ら姓名を改め小村小次郎と稱せり。貧困自給する能はず、各處に寄食し、筆耕僅に其口を糊するもの三年、此間、安井息軒、水本成美等の門に修學し、得る所甚だ多し、といふとある。君が學問文章の基礎は、これ等の間になつたものらしい。

文久元年六月、父宗廣赦に遭うて和歌山に遷つたので君も和歌山に歸り、十年振りで一家團樂の樂を味つた。時に君は十九歳であつた。だが幾もなく、君は再び江戸に上つた。この時は天下の

形勢漸く騒然として、勤王攘夷の説が四方に喧傳してゐた時であつたので、功名心の辭勃たる君は、螢雪苦學の志を絶ちて交を各藩の有志に求め、尊攘の議論を上下してゐた。君が長藩の桂小五郎、土佐藩の乾退助(板垣退助)、水藩の會澤正志等の門に出入したのはこの頃のことである。君は瘦身卑弱であつたので、劍を學び柔術を習つたとて人に勝つ見込みもない、それで淺草のとき車馬雜踏の中を巧みに驅け抜けることを稽古した。遂には隼のごとく飛び抜ける様になつた。或る時友人が君に、一體君は淺草でくだらない真似をして居るといふが何の役に立つのだ、と問ふと、君は、僕は非力で喧嘩すれば負けるにきまつてゐる。何としても早く逃げるといふことが自分の身を保つ第一義だ。で自分はその逃げる稽古をしてゐるのだ。一つ俺と喧嘩をして見んか、素晴らしく逃げて見せるぞ、といつたといふこともこの頃のことであらう。

君が吉原某樓の歌川といふ女郎に馴染み、屢々その許に遊んだ。一寒生の君は、随分不義理の借財もして困つた。歌川は君が尋常遊蕩兒にあらざるを見て、

郎君の人となりを見るに、必ずしも市井の遊蕩兒でない。今は天下多事の時と聞く、何んぞ志を青雲の上に立てず、酒色に流連して歳月を空費するののか。

と誠心をこめて意見したので、君は赧然として、

いや面目もない。私も真にその考で京都に出で、大に活動して見ようと思ふが、實はその旅費もないので、心ならずもかうしてゐるのだ。

と答へた。歌川はこれを憐み、自分の年期を増して二十兩を前借し、これを君に與へて京都に上

らした。君は歌川の誠意に感泣して、他日志を得て大に酬ゆる所あらんことを誓つたといふ話の傳はつたのもこの頃のことらしい。これから幾星霜、明治二年君が志を得てから、伊藤博文と再びこの歌川を尋ねて舊情を述べ、身贖みうけをしてやらうとしたが、その時は歌川の年期が過ぎてゐたので、君は自ら仲媒となつて、日本橋の一木綿商人に嫁して生涯樂な生活をさせてやつた。

かくて君は一劍飄然として京都に上り、勤王攘夷の説を唱へて諸方に奔走した。この時は、父宗廣はその嗣五郎宗興と共に脱藩して京都に出で、粟田口に住して勤王の志士と交り、公卿の門に出入し、五郎父子の名は諸藩有志の間に喧傳してゐた時であつたので、君も直に諸藩有志と交を結ぶことが出来た。君が土佐藩の坂本龍馬に知られたのはこの時からである。私は君の活動を述ぶるに先だつて、當時天下の形勢と宗廣父子の行動とを一括し、宗廣勤王の由來を略説しよう。

五 宗廣脱藩して京都に至る

勤王の爲に盡す

宗廣が赦免されて和歌山城下に還つた翌文久二年に至つては、天下の形勢は大に變つてゐた。大老伊井直弼は櫻田門外に斬られ、次いで起つた安藤信睦は坂下門外に要撃された。幕府の勢力は次第に衰へ、これに乗じて薩長二藩は俄かに重をなし、勤王を説き公武合體を唱へ、それ／＼兵を擁して入京、公武の間に斡旋奔走した。幕府もこの形勢を見て、従來の強硬政策を捨て、徳川慶勝（尾張侯）同慶喜、松平慶永（越前侯）山内豐信（土佐老侯）等を宥免し、更に青蓮院宮鷹司政

通、近衛忠烈、鷹司輔烈の赦免を奏上した。朝廷では直にこれを容れて宮以下の人々にその御沙汰が下つた。文久二年七月には、慶喜は再び一橋家を相續して將軍後見職となり、慶永は政事總裁となつた。この月、土佐藩主山内豐範も上京して國事周旋の朝命を拜した。これより豐範は長藩主毛利慶親と共に尊王攘夷の大義を唱へ、皇權恢復の計畫に熟中した。二藩は自ら聯合の態度を執つた。朝廷では三條實美、姉小路公知等の少壯有爲の公卿堂上が、二藩の勢力を擁して内部から策應した。諸國の志士浪士は、勤王攘夷の説を高唱してその間に運動した。一度動いた天下の形勢は、圓石を山嶺から轉がすごとく寸刻も止らず、公武合體から尊王倒幕と漸次に進んで來た。

藩長土三藩主の入京以來、文久二年の秋冬にかけて、朝廷では頻りに諸藩に御沙汰書を下して入京、力を王事に竭すべきことを諭されたので諸藩主の入京する者が尠くなかつた。これ等の形勢を見た幕府は、二百年來の廢典を興して將軍上洛の議を決した。將軍家茂自ら上京して尊王の誠意を表し、公武合體の實を擧げて時難を匡救しようといふ考である。天目庵で和歌や佛學の教授に餘念なかつた宗廣も、かゝる天下の形勢には無關心ではゐられなかつた。

樂しきも憂きのかぎりも見つくして昔にかへる春は來にけり

翁の齡は既に還曆に達した。多事な生涯を回顧して感慨無量であつたが、未だ枯木死灰草廬に朽ち果つることが出来ない、

春毎につもる齡は老ぬれどひとり老せぬものも有けり

と、老驥櫪に伏して壯心尙止まざるものがあつた。さて將軍家茂不日上洛あるべしとの取沙汰

に、翁は好機逸すべからず、家茂は我が藩の出なり、この人を擁護して活躍するは我が藩の責任なりと、五郎をして屢々藩廳に献策させたが、因循姑息な俗吏等は時勢の何物たるを知らず、何時も馬耳東風に聞き流した。そこで翁も藩廳の頼むに足らざるを覺り、たうとう全家脱走の膽を固め、文久二年十二月の末、全家をまとめて京都に上つた。京都粟田口に居を定め、舊識の公卿間に出入した。當時搢紳中に英邁の聞え高き姉小路公知は、大に翁を優遇した。だが翁は既に功名の念なく、且つ老いたるを知つて自ら功を爲すを欲せず、専ら五郎をして名を爲さしめようとし、五郎の黒幕となり、これを舊識の公卿諸藩の有志等に紹介したので、伊達五郎の名は頓に在京有志の間に知られた。五郎が中川宮の御内人、即ちその執權となつたのも翁の推輓である。翁が妙心寺の越溪和尚に謁して問答し、その痛棒を喫して憤怒し、一晝夜飲まず食はず坐禪して豁然として大悟し、越溪の傍にある菊花を見て、

色にこそ名の數もあれ菊の花香はたゞ同じかに匂ひつゝ、

と詠じ、越溪大に喜び、隨緣自在といふ四字の偈を書して翁に與へたといふ。翁が禪學悟道に一轉期を畫したのは、翁の入京後間もない頃のことである。この隨緣自在の偈こそは翁の一生を括して遺す所なき語である。後年翁が歌稿に題して、隨緣集といつたのは矢張りこの語に取つたのである。翁がこの在京時代の詠草には、翁の勤王悟道の精神のしのばれるものが多い。

嵐山の花見にゆきて

ものゝふの八十氏人のつとひ來る御世のさかりも花にこそ見れ

あらし山花のさかりをきて見れば我むなしくは老せざりけり、

獨 見 月

ものなへて空しきそらの月みれば世はすてゝこそ住へかりけれ

黒谷の佛名會に歌よめとありければ

御名よはふ聲には人もわれもなし何の罪てふつみか残らむ

六 宗廣及び五郎の勤王と勤王思想の淵源

宗廣及びその嗣五郎の立場は、公武合體にあつて、幕府をして積弊を改革して朝廷尊崇の實を擧げしめ、朝幕一致して國家の危急を救ふべしといふにあつた。幸ひ將軍家茂は和歌山藩の出であつたから、宗廣父子の勤王運動にとつては絶対のコンジションであつた。かくて文久三年三月家茂の上京するや父子はこれを迎へ、朝幕の間に大に奔走した。和歌山藩主茂承も亦京都に伺候したので、五郎の歸參を許し、藩政に參與することを聽した。當時公卿の知己なき諸侯は、参内の節頗る不便であつたので、公卿に知己多く中川宮の執權であつた五郎及びその父は、藩主にとりて最重要な人となつた。朝廷の處置を憤る幕府の將士が、老中小笠原圖書頭をして、決心の覺悟を以て歩兵隊を率ゐて上京せしめ、開港の勅許を朝廷に迫らしむるといふことが聞えた時に、五郎は將軍の命を受け、副使として正使松平慶永に従つて伏見に於て小笠原を説得し、遂に小笠

原をして空しく東歸せしめたので、五郎は和歌山藩のために重んぜられたばかりでなく、將軍からも大いに感賞された。五郎はこの餘勢を以て藩廳に説き、前日父宗廣の政敵たりし水野土佐守を罰して禁錮せしめた。この時が五郎の全盛時代であつた。しかしして五郎の活躍の後には父宗廣があつたことは前述のごとくである。

こんなことで宗廣父子は和歌山藩尊王派の魁首となつた。それで私はこゝに宗廣の尊王思想の淵源を尋ねて見たい。それは宗廣父子の勤王運動を知るばかりでなく、宗光の思想を知るに於ても必要と思ふからである。

元來和歌山藩では尊王派は振はなかつたといふのは、紀州家は徳川三家の一で、將軍の二人も出してゐる。將軍家茂は出たばかりであり、執政水野土佐守は、大老伊井直弼と心を合せて尊王派を壓迫してゐたからである。この間にあつて伊達一家が、敢然として時流に屈せずして尊王を唱へたのは所以あることである。これは一は水野等に對する關係もあつた。伊達一家は水野派に陥濟されて、一家離散十年幽囚の苦を嘗めた、水野派の施設を快とせぬことは當然である。それに宗廣は舜恭公の小姓として、幼少より公の側に侍し、京都公卿等に接し、また歌人として公卿と多くの交渉をもつた千種有功等と親しく交つてゐた。これ等のことが伊達一家の勤王思想を培養したことは尠くなかつた。だが宗廣の勤王思想は、翁の學問、修養乃ち歴史と佛學とに深く淵源してゐることを忘れてはならない。それは翁の大勢三轉考を見ると明かに知られる。この書は嘉永元年六月の著である。深く本邦の歴史を究めて古來大勢の三轉したことを述べた、乃ち骨かほの

時代から職の時代に轉じ、更に名の時代に轉じたといふので、その變轉の理を説いてゐる。識見堂々専門史家も及ばぬ概がある。翁には一貫した史觀がある。その要は、時勢の變遷には天地自然の理があり、畢竟人智の及ばず人爲を以て左右すべからざるものがある。しかしして、この變遷は凡そ五百年にして起るといふのである。

されば骨は上つ代の手ふり、官職は唐さまをうつされたるものにて、皇國の古制廢れたるは口をしきやうにも思ふれど、つらく考るに時勢の變遷る事は天地の自なる理なるか、または神の御はからひなるか、凡慮の測しるべきならねど、畢竟人の智にも人の力にも及ぶべき事ならず。然して五百年ばかりの世をふる時は、自ら變遷るべき運數來りて、其時に當りて世にすぐれたる人出來て、此氣運に乗じて大事を成就するものと見えたり。和漢今昔貫通して考るに皆さる勢なりけり。

これが翁の史觀である。翁は皇國の古制を喜び、唐風を好まぬ人らしいが、皇國の古制の永久に維持しがたきを見て、その變遷を自然の勢と觀たのである。翁はまた、後醍醐天皇建武中興の挫折を千秋の恨事とし、そこに悲憤の涙を止め得なかつた。だがこれも止むを得ぬ歴史の大勢と觀じた。時勢は既に移つて、名の代となり、大名小名國々に満ち蔓つてゐる、これを再び舊の職の御代に還へすことは、到底行ひ得ぬことだと觀じたのである。

翁はこの書の終に、徳川の治世を謳歌して、世は、
遂に徳川の御稜威に靡きて、大小の國々、心一つに和順太平無事の御代となりて、名の代の大

制度こゝにして盛大なり。

といつてゐる。この書の何處にも未だ徳川亡びて朝廷の代となるべしといふ王政復古は説かれてない。しかし世の大勢は凡そ五百年を以て一變する。それは自然の大勢で、人為の左右し得ざるものなりといふ史觀から見れば、後鳥羽天皇文治元年、名の代となりてよりこゝに、既に六百五十餘年を経た、時勢の變遷することは當然なことと觀じた。この史觀から當時の時勢を見れば、徳川氏によつて大成された名の代の大制度も久しからずして變更さるゝの止むなく、これに代るべきものは、京都の朝廷であると考へたことは、當然なことであらう。

翁の名の代に代るべきものは、京都の朝廷であるといふ考を助けたものは、翁の他の史觀と翁の好尚習癖があつた。翁は時勢の變遷して止まぬ中にも、皇國にはまた古來から一貫して變らぬもののあることを見た。それは皇國の精神である。翁は唐制官職の制行はれて、骨の制の廢たれたことを論じながら、そこに皇國に一貫した何物かの存在するを見たのである。

そも、官制は、唐制を移されて古の手ふりを變賜へるものにしあれど、皇國は皇國として、自然神代のことわり消失す。職員令條のはじめにも太政官の尊きを次とし、神祇官を置れたるにても悟るべきなり。

これ等の史觀に立つ彼が、幕末に至つて國家大勢の將に變轉せんとし、その變轉の中心に立つものが皇國固有の精神であり、制度であると考へたことは當然であらう。それに國史を研究し、國歌を學ぶ者の常として、翁は深く皇國の制度及びその精神を喜んだことは想像にかたくない。

翁が夙に皇國の精神に傾倒し、尊王心に燃えつゝあつたことは次の長歌にても知られる。

言靈歌

耶麻登鳥根に櫻花さく花のこと伽羅にはさかす志貴鳥の大和歌は神の御言なるかも神の道なるかも神代從今のをつゝに傳來し道は此道うへなりへな言靈の幸はふ國と稱へけらしも日本精神を櫻花とならべて、これを神の道と考へた彼の心は、本居宣長の山櫻の精神である。宗廣はまた、楠公を詠じて

- みつ垣の 久敷時ゆ かたりつく
- 御木の歴木は 朝日には 杵島をかくし
- 夕日には 阿蘇の御山の 高山を
- かくしたりとふ 皆人の 仰きたゝふる
- 楠の くすしき御木は 眞白玉
- かゞやく光 久かたの 日月にきほひ
- 天の下 陰に掩へり 千早破
- 神ともかみと 立ならふ 物こそなけれ
- こをみれば 阿蘇の高山 霰ふり
- きしま御嶽を かくしつる かれのくぬ木は
- これの木を ひこ枝ならまし 小枝ならまし

と楠公の忠誠に讚歎の意を盡した。また兒島高德を詠じて、

備後三郎高德櫻のもとにたてるかた

雨風の 　　あらふるみそら

雲霧の 　　掩へるそらは

天つ日の 　　光も見えず

木の根すら 　　言問中に

一木たつ 　　其さくら木に

しるしつる 　　言葉も猛き

建臣の 　　日本こゝろは

花細し 　　あはれ名細し

いてやその 　　ありしさくらは

春秋に 　　花ちり葉落ち

其根さへ 　　かれはてぬれと

肝向ふ 　　こゝろの花は

萬世に 　　散失ずして

物部の 　　臣のかゝみと

世をてらすかも

大君の御袖の露にしみにけむ其花さくら地に落めや

翁の尊王思想を助長したものは、翁の歸依した佛教の感化である。思ふに物に拘泥せず、時に従つて能く推移するは佛の教である。特に禪に於てその妙を見る。翁が參禪した妙心寺の越溪禪師は、翁に隨縁自在の偈を興へた。隨縁隨所に自在を得るといふ意である。翁はこの語を以て一生の針鍼とした。されば佐幕も尊王も時に従ふまでである。翁は尊王の縁に従つたのである。この思想に立つ翁は、一面頗る進歩主義者であつた。翁は初め漢學を學んだが、漢學者流の固陋に墜せなかつた。後國學を學んだが國學者の偏僻を好まなかつた。翁は佛教に大なる眞理を見、西洋文明の卓絶せるを知つた。翁は國學者等が佛教を譏り、弘法大師を醜の法の師などと罵ることを苦々しきこととした。翁は嘗て大師は唐にては三地菩薩とたゞへられ、我が朝にては天皇の御師と仰がれ、聖化千載に流れた高僧である。この大師を佛法の何たるを知らず淺近の法文すら知らずして小才慢見にかられて彼れこれいふのは群盲の象を摸するよりも淺劣のことである。これは丁度二十年前に、西洋諸國を夷蠻醜劣と思ひ、屠者畜生に比した國人が、今日は彼が文明の盛大智略の卓絶なることに驚歎し、褒貶忽ち地を換へて彼が制度莊嚴を摸するに致々たることである。かかることは何れもその事を知ると知らざるとの差別から來ることであるといつたことがある。かう見ると翁が勤王思想の一朝一夕でないことが了解される。翁の境遇、翁の學問、翁の修養翁の思想、一として翁を勤王に導かぬものはなかつたのである。こゝに注意すべきは、翁のこれ等の學問思想が、また悉くその子宗光の學問、思想となり、更に主義となつて一生を支配したこ

ことを忘れてはならない。宗光の應變主義や進歩主義はその父を見ないでは了解されない。

七 宗光坂本龍馬に知らる 宗廣五郎再び貶黜せらる

宗光が父宗廣や兄五郎と同居して勤王運動に奔走してゐる頃、父の縁故から土佐藩の坂本龍馬の知己を得た。坂本は當時宗廣の教を受け、その説を聞いてゐた。かくて宗光は度々坂本に遇ふに於て、坂本を尊敬し、坂本もまた君を愛し、その將來に嚮望した。だが坂本は君が餘り才氣に走つて、身を過らんことを恐れ、君を越前藩家老岡部造酒助に託せんとした。文久三年七月二十日、坂本は越前藩邸に造酒を訪ひ、

少年は紀州の浪士伊達小次郎と申すものですが、他日屹度一廉の人物となるものですが、ただ餘りに才辯を弄するので、浪士共に憎まれ、或は殺されんも知れないから、暫く御國許に置か

と請うた。坂本は君を、當時福井公に聘せられてゐた肥後藩の横井小楠にあづけて、その薫陶を受けしめ、修養させようといふ考であつたらしい。當時の君は才氣にまかして檢束する所なく、

饒舌にして人を凌ぐので、とかく仲間に嫌はれたものであつたらしい。岡部は坂本の請を諾し、早速小楠の許に委細を申し遣はしたが、この時小楠は藩廳と議が合はないで、中根雪江等と共に斥けられた際であつたので、坂本の依頼も全く無効となつた。後坂本が土佐藩脱走の同志七八名を率ゐて、勝海舟の塾に入るに及び、君も共に入塾することになつた。これは文久三年正月八日であつた。

勝は隣太郎といつて、この頃海軍奉行の職を奉じ、神戸に海軍所を設け、多くの生徒を養成した。君は坂本に連れられてこゝに學んだ。海舟日記文久三年正月九日の條に、

昨日土州之者數輩我門に入る。龍馬子と形勢之事を密議し其志を助く。

とある。同年五月十七日坂本がその姉に與へた書に、

此頃は天下無二の軍學者勝隣太郎といふ大先生に門人となり、ことの外かはいがられ候て、先きやく分の様なものになり申候。近き内には、大坂より十里あまりの地にて兵庫といふ處にておほきに海軍ををしえ候處をこしらへ、又四十間五十間もある船をこしらへ弟子共に四五百人も諸方よりあつまり候事、私初榮太郎なども、其海軍所に稽古學問いたし、時々船乗のけいこもいたし、稽古船の蒸汽船をもつて近々の内、土佐の方へも参り申候。其節御目にかゝり可申候。

とある。坂本等の海軍所に於ける生活の状が見られる。宗光君のことは書いてないが、推察はされる。

君はこの海軍所で始めて海軍の技術を學び、稍々泰西の形勢にも通じて來たので、徒に無謀の攘夷の行ふべからざることを覺つた。君が浪士として勤王攘夷派と交はりながら、一般浪士と色彩を異にしてゐたのは、かゝる素養があつたからである。勝が幕府の嫌疑を受けて江戸に召還せらるゝことになつて、海軍所も閉鎖され、坂本は君等の同志を薩摩の小松帶刀に依頼することにした。これは元治元年十月であつた。帶刀がその月大久保利通に與へた手紙にも、當今土佐國政向殿敷不法の取扱あり、坂本等歸國致さば殺されるといふことだから、將來航海の手先にも使はれるから、大坂行屋敷へ内々潛め置いたといふことがある。坂本や君は小松にかくまはれてゐたのである。當時坂本は既に西郷隆盛に識られてゐたので、君を伴うて鹿兒島城下に遊ぶことになつた。君はその途次長藩の伊藤俊介に逢つた。これが君と伊藤の盟交の最初であつた。また坂本が中岡慎太郎と共に薩長聯合に従事した最初であつた。坂本が汽船や風帆船を以て一個の商社（海援隊の前身）を組織し、運搬業を営んだ時には、君もその中に加つて儕輩の間に嶄然たる頭角を現はしてゐた。

君が坂本に従つてこんなことをしてゐる間に、天下の形勢は一變し、尊王攘夷の先鋒であつた長藩は朝敵となり、元治元年七月二十四日、長藩主毛利慶親追討の勅命が幕府に下るに至つた。幾もなく長藩の謝罪恭順によつて征討の軍は解かれたが、長藩激派の領袖高杉晉作等の騒起によつて慶應元年四月將軍親征の令が再び出で、御裁可を請うたが容易に御裁可あらせられず、九月になつて漸く勅許が出で、十一月和歌山藩主徳川茂承が征長總督に任ぜらるゝことになつた。こ

のことから藩の形勢も一變、君の兄五郎は忽ちその地位を失ひ、擅權の廉ありとて和歌山城下に禁錮されることとなり、君の父宗廣も亦同じく親類預けとなつた。實に轉變極りなき形勢であつた。だが既に深く佛門に歸依して隨緣自在の境地にあつた翁は敢て驚くこともなかつた。例のごとく吟咏の中に幽囚中の閑日月を嘯號してゐた。この幽囚中の彼が心境を語る幽居五十首の歌がある。

これは都に三とせばかり有けるに、俄に國にかへるべき旨ありて、歸りて後、親しきものの方にこもりて有ける時詠るなり。

世の中にこゝろもなければくれなるのちりふく風もすゞしかりけり
ことわりはことわりとしてことわりの外ゆくものは世にこそ有けれ

何をよし何をあしとか定むべき時と處に變りゆく世は

さくも又ちるもはるさめはるの風まかせて花は安けかりけり

有りし世はひたふるものゝ欲しかりきなきはやすかる身としらずして

はてもなくかぎりもしらぬ大空をこゝろとなして月をみるかな

と、五十首の歌すべてこの調で、物慾を離れた覺の心境である。たゞこの間にありても忘れざるは人のため世のために盡す精神である。

よしや世は捨つとも人の爲ならば心ばかりの身をそつくさむ

かく悟道の境にあつた父宗廣と、子宗光の境地は同一でなかつた。君は父兄再度の禁錮によつ

て益々和歌山藩の俗吏等の處置を怒り、何時かは復讐して彼等に酬ゆるあらんことを誓つてゐた。かくて君は父兄の勤王を一步進めて討幕論者となり、薩長同盟に奔走するに至つたのである。

八 長崎に遊び、海援隊に入る

慶應二三年の頃、君は坂本に伴つて、長崎に遊んでゐたことがある。長崎は當時諸藩士民の幅濶する所であつた。新しい學問をなし、内外の形勢を知らんと欲する者は、皆こゝに遊んだ。薩長兩藩はいふまでもなく、佐賀藩の江藤新平、副島種臣、大隈八太郎等も亦こゝに來遊してゐた。君は坂本に従つて薩藩の士と稱して、こゝの陶器製造場龜山といふ所に浪宅を構へてゐた。君は夙に和歌山藩籍を脱し、土佐藩士となつてゐたが、こゝでは一時薩藩士となつてゐた。これは坂本も脱藩してゐたからであらう。君はこの頃海外の事情に通ずるには、英語を學ぶ必要があるといつて、宣教師某の家に、身を扮してボーイに棲み込み、某の妻より英語を習つた。その期は極く短かつたが、並はづれて鋭敏な君は、相當に本も讀むやうになつた。

長崎時代の君が逸話はいろ／＼傳はつてゐる。不羈跌宕の奇行もいろ／＼とあつた。君は財布の底に當百の天保錢を入れて、その上を小縫でくゞり、上に一步銀や、二歩金を入れ、店頭に就いて買物をする時は、先づ財布を前に投げて、ガチャリと音をさせ、その中から銀や金を手當り次第に掴み出し、如何にも澤山金銀があるやうに見せかける、店の者はこれは好き客と思つて大

切にするので、君は得意であつた。君はまた蒲團を新調せんとし、木綿を買つたが、これに入るべき綿を買ふ錢がなかつたので、一策を案じ出し、長崎市中の綿屋へ航海用の蒲團を新調するから、見本を持參せよとの回状を出したので、綿屋から續々と見本を送つて來た。君はこの見本の中から、目立ぬ様に一つまみ宛の綿を抜き去り、何に喰はぬ顔にて、何れも少しく註文違ひなりといつて、悉くこれを返し遣つたが、多くの包みから抜きとつたことだから、これを取りあつめて、蒲團一枚を作るには十分であつた。坂本龍馬は嘗て君を評し、我が隊中數十人の壯士がある、だが隊を離れても獨立して働き得る者は、唯予と陸奥あるのみだといつてゐた。君が活才は決して尋常浪士の徒ではなかつた。

慶應三年四月坂本龍馬（才谷梅太郎）は、土佐藩から脱走の罪を許されて、海援隊長を命ぜられ、隊中の處分は悉く一任された。藩參政福岡藤次が長崎に來て命を傳へた。坂本はその日記に、

一才谷既ニ此命ヲ拜シ七八年間共ニ佗國ニ退遊シ海軍ヲ皇張シ嘗テ王事ニ死セント約セシ本藩佗藩ノ脱生二十八許皆此隊中ニ入ル。文官武官器機官側量官運用官醫官等ノ課ヲ分ツ。水夫火夫ヲ合セテ五十人ヲ得タリ。

とある、君は無論その中の一人であつた。海援隊の如何なるものであつたかは、坂本が福岡と約したる規約の一節で明かである。

一凡嘗テ本藩ヲ脱スル者及他藩ヲ脱スル者海外ノ志アル者、此隊ニ入ル、運輸射利開拓機、本

藩ノ應援ヲ爲スヲ主トス、今後自他ニ論ナク其志ニ從テ撰テ入之、

この時また陸援隊なるものが組織されたがその目的は『天下ノ動靜ヲ觀、諸藩ノ強弱ヲ察シ、内應、外援、控制、變化、遊説、間諜等ノ事ヲ爲ス』といふにあつて、脱藩者陸上斡旋は志ある者が入隊した。その隊長は中岡慎太郎であつた。しかして海援隊も、陸援隊もその費用は官より給することなく、悉く自營自取に任した、所が利益は多く海から生ずるから、海援隊が主として運漕業等を含み、その得たる利益を陸援隊に分ち與へた。脱藩者を集め、藩の官許を以て、陸海の二隊を組織せしめたことは、土佐藩の達見で、時勢柄極めて興味あることである。

海援隊には、かく土佐藩の官許があつたので、大に内外人の信用を博し、その海運業は盛大になつた。當時、各藩何れも兵備に狂奔してゐた時であつたから、海援隊は兵器銃砲等の仲買に從事して巨利を博した。かゝる際、年少ながら君の活才は大に役だつた。慶應三年九月、海援隊が丹後國田邊藩と商法を結び、田邊藩物産の長崎販賣及び仕入等を引受けたのは、君が主として幹旋した。同三年九月十四日、君は田邊藩の依頼で、手附金金四千兩を持参し、長崎出島蘭商ハットン商會から、ライフル一千三百挺を購入したことがある。君はこの時陸奥源二郎といふ名で、田邊藩との條約書に捺印してゐる。坂本龍馬海援隊日誌

君はこの月、海援隊の運輸擴張に關して意見書を坂本に上り、堂々たる經濟意見を開陳し、西洋のコンベンニー・コンメンズ、同書南方と譯すの義を説き、長崎に一商社を設け、大坂、兵庫、下之關、北國要地に組合を設け、商事取引を爲すべしといつてゐた。君は既に西洋の會社組織の大要

を學んでゐたのである。

これより先この年四月二十三日、海援隊所屬の伊呂波丸といふ蒸汽船が、鐵砲、彈藥等を満載して長崎を發し、神戸港に向ふ海上、讃州箱ノ岬の沖に於て、端なく和歌山藩の軍艦明光丸と衝突し、船腹を破られ、潮水流入して遂に沈没してしまつた。坂本等は怒つて、明光丸艦長に種々交渉したが要領を得ない。これから、兩者の間に交渉數ヶ月に亘つて決しなかつた。この交渉頗る末は、君の傳記に關係が尠ないから、詳述の必要はないが、このことから、君の一身が一時頗る危険に瀕した、といふのは君が和歌山藩の浪士であるといふ所から、頗る隊中の嫌疑を受け、日頃君の縦横の才辯や、人もなげな行動を憎んだ連中は、この機會に乗じて、君を殺さんと企てた。然るに隊中の一少年、中島作太郎（信行）はその企圖を聞き、大にその行爲に反對し、遂に君を虎口から救ひ出した。中島がゐなかつたなら、君の生命は危ふかつた。君はこれより深く中島の義侠を徳としてゐたが、後にその妹を中島に妻はした。

君が後藤象二郎に始めて遇つたのも、この海援隊時代で、長崎に居た時である。慶應三年の春、土藩の參政として容堂公の信用厚かつた後藤は、汽船買入のために長崎に出張し、坂本に邂逅して無二の知己となつたが、君も亦屢々後藤の旅宿を訪問して議論を上下してゐた。後藤の慧眼は、早くも君の奇才を識つて厚くこれに遇した。君も亦後藤の知己に感じ、常に先輩の禮を取つた。

君が海援隊に居たことに就いて、特に記すべきことは、君が大に坂本隊長の感化を受けたこと

である。君が後年何職に従事しても、何時も勤勉で、その職に全力を打ち込みて剩すことなく、しかも規律の極めて厳正にして、不正を恕すことがなかつたことであつた。君が葬送の日板垣退助は傍人に語つたことがあつた。

陸奥は地位のために苦心精勵して、その生命を短くした、日清の役は陸奥の生命を短くした、君はこの戦争の犠牲となつたのだ。

君がこれ等の習慣は一は海援隊に就て得たものである。坂本は部下を御するに極めて峻厳であつた、海援隊の規約に隊中の事は一切隊長の處分に任じ、隊長はその死活を制すとあるやうに、隊中の不正は毫も恕することがなかつた。隊中に人妻を犯す者は必ず割腹せしむるの制あり、嘗て水夫頭三吉なる者が暴行あつたのを責め、直に斬つて捨てたことがある。君が精勵と厳正には、坂本の感化が與つて力があつた。

九 坂本龍馬、中岡慎太郎の横死

復讐の血戦

慶應三年も迫り、徳川將軍の大政奉還も定まつたので、坂本は君等の同志を率ゐて京都に上り、海援隊長中岡慎太郎と共に専ら國事に奔走してゐたが、その年十一月十五日の夜、兩人は京都河原町の旅館に於て、幕府方の刺客のために暗殺された。君等は大恩人を失つたので、大に悲歎した。何とかしてその仇を報いんと、百方偵察したが、全く手がゝりがなかつた。たゞこれは

例の新選組の所爲だと思はれた。その中に君はこの暗殺は和歌山藩重役三浦休太郎（安）の所爲であると聞き込んだ。その頃紀州の材木屋で加納宗七といふ者があつた。財産があるので、勤王家を多く庇護してゐた。この年十一月末日京都に出で、陸奥に面會して、

近頃由々しき大事を聞き出した、本藩の三浦休太郎は大垣の井田五藏と會桑二藩に通謀して、本藩の兵と大垣の兵とを入京させ、火を薩邸に放ち、勤王家を一掃して、再び幕政を回復せむとするの策を企て、既に本藩の兵五百名は入京した、追て二千人を出す計畫である、この謀を破るには三浦を襲殺するより外に計はない。

と告げた。その上新選組を唆かし坂本、中岡を斬らしたのは、三浦らしいと語つた。君はこれを聽いて大に怒り、憎きは三浦なり、公私の仇必ず報せざる可らずと中島作太郎と謀り、このことを海援隊の連中に告げ廻らした。

元來紀州は伊呂波丸の一件から土佐と面白くない。そこで三浦が新選組の手を唆かして坂本を斬らしたのだ、それに三浦は紀州の人材で、佐幕派の主腦だ、この人を除かねば王政は復古しない、

と告げたので、血氣に逸る坂本輩下は、三浦を斬つて、軍神の血祭りにしようといきまいて、十二月七日の夜に、三浦の寓居であつた油小路の料理屋河龜に斬り込んだ。この斬込には君は首唱者であつた。その同志は岩村精一郎、關雄之助、齋原治一郎（大江卓）、山崎喜都馬、木川安太郎等の海援隊の者や、十津川浪士の中井庄五郎、神戸の竹中興一郎等であつた。君等は奮闘して

敵數人を斬つたが、三浦は逸早く逃亡して生命を免かれた。君は大に闘つた、大江の語る所によれば、一同奮戦亂闘數刻の後、『誰かは知らず三浦を仕留めたぞと叫ぶものあり、さらば一同は室外に引き揚げしが、梯子段より尾し來るものある様子なるに、陸奥は一刀を額に浴せかくれば、踰躑として打ち倒れぬ』とある。非力の君には、似あはぬやうであるが、君も血氣旺盛な時、恩師の讐であり、怨深き藩の重役であり、大に闘つたものであらう。

坂本龍馬
關係書類

第二章 明治維新と宗光

一 岩倉具視に開國進取策を説く

幕末の風雲は進んで、復古の大號令となり、王政維新の曙光は、地平線上に輝き出た。明治元年正月、伏見鳥羽の戦が始まるとこれまで、京洛の街に集つてゐた諸國勤王の志士、浪士等は、それ／＼その志す國々に散じた、それは將さに至らんとする風雲に乗ぜんがためである。君の同志も或は鷲尾侍従と共に高野山に走る者あり、或は黨を集めて山陰道に入る者もあつたが、君のみは獨り考ふる所あり、竊かに官軍に尾して大坂に赴き、刺を英國公使館通譯官アーネスト・サトウに通じて、英國公使ハリー・パークスに面會せんことを求めた。これには深い理由があつた。これより先、佛國公使ロセスは、幕末國政の混亂に乗じ、言辭を巧にして幕府に取り入り、軍艦や資金を供給して援助を約した。幕府は窮厄の際とて大に喜び、これに依頼して勤王諸藩を壓服しようとしてゐた。君は既に躑躑ながら海外の狀勢に通じ、英佛の關係を知つてゐたので、朝廷のために英國の勢力を利用しようと考えたのである。當時薩藩は既に英國と結んでゐたから、英國も朝廷を援助するに異議はなかつた。

君はパークスに會するや、國內の形勢を説き、早晚、朝廷の幕府を倒して國家を統一することを論じたので、パークスは大に我が意を得たることを喜び、維新後の外交に就いて大に君と談じた。君は心竊かに自矜する所あり、直に去つて京都に赴き、岩倉具視に謁して説く所があつた。曰く、

維新の急務は、到底開國進取の政策を執るの外、他に良策はない、しかしてその第一著は、先づ當時大坂にある所の各國公使に王政復古の實を告げ、維新經綸の主義を明かにし、以て大に外交を修むることを努めねばならぬ、今日は既に攘夷を説く時でない、國民一致して外に對し、親善を保つ時である。

と詳かに自己の抱負經綸を述べた。才氣渾發、雄辯滔々、中外の形勢を説いて、掌上に指すが如きものがあつた。岩倉は痛く君が才氣を愛し、その所論に多く傾聴した。君が海援隊くづれの一浪士から、一躍して明治新政府の大官となつたのは、このことからである。

明治元年正月十一日、君は選ばれて外國事務局御用掛を仰付けられた。君と前後して同職に補せられた人は、長州の伊藤俊介、井上聞多、薩州の寺島陶藏、五代才助、中井弘藏の五人であつて、均しく外國交際の事務に當り、大坂兵庫若しくは長崎の間に在勤することとなつた。大隈八太郎の任官は、三月許り後れてゐた。これ等の數氏は、何れもその藩屈指の俊才逸材であつたが君は一躍してその間に伍し、年齢も二十五歳、最年少者であつた。

二 外交の紛糾を解く

維新當初に於て、明治政府の最もその處置に窮した問題は外交であつた。馬上天下を取つた薩長の豪傑も、言語、風俗、慣習を異にする外人相手の談判には最も困難した。實は攘夷を標榜して幕府を倒した維新の志士豪傑が、自ら新政府に立つに至つて、最も困つたのは、自分等が火を附けて煽つてゐた攘夷論者の跳梁跋扈であつた。如何に時勢の變遷を説き、國際の交誼を論じたとして、夷狄が神州を穢すと感ずる人にとつては効がなかつた。それにそれ等の攘夷論者は、從來の首領を失くしたので、統御する者がなく、勝手に暴れまはつたからたまらない。かくて慶應三年七月六日の夜長崎で、英國水兵二名が暗殺された。明治元年二月十五日土佐藩の堺浦を成る者が佛人十四名を殺傷した。備前藩士伊木某が神戸に於て外國人に發砲した。二月三十日外國公使の最初の朝見に英國公使パークスが、參朝の途上で傷けられた。これ等の問題が次から次へと起るので、新政府は外國交使等の詰問、要求に困却した。伊藤、井上、大隈などが一躍して明治政府重要な人物となつたのは、これ等の問題に當つて折衝宜しきを得たからである。

君もこの間に乘じて、異常の材幹を發揮し、辣腕を振つた。前記の事件には、直接、間接關係して、何れも多大の功績を挙げた。かくてこの年三月十七日には、徵士外國事務局權判事を仰付けられ、横濱在勤を命ぜられた。この日同時に大隈八太郎も、同職を仰付けられ、同じく横濱在

勤となつた。これは申すまでもなく、徳川追討の軍も關東に下り、横濱、江戸に於ける外交事務が益々繁劇を加へるに至り、外交の中心が、江戸に移らんとする、状態であつたから、君や大隈などの有爲の外交官が拔擢されたのである。大隈は直に横濱に下り、大阪で調達した金子二十五萬兩を投げ出して、東叡山の彰義隊を征伐させたり、東洋銀行から金を借りて、横須賀造船所を佛國から取り戻したり、花々しき活動をしたが、君は不幸にしてその頃肺炎に罹り、起臥も自由でなく、醫師も危篤を告ぐる程であつたので、この命を拜したが、遂に横濱に赴任することが出来ないうで、依然として大阪地方に留まつてゐたが、翌四月には辭職を申出るに至つた。この時君が提出した辭表は頗る振つたもので、君が面目躍如たるものがある。曰く

謹テ奉言上候旨趣ハ、當今 皇威四海ニ輝キ目出度御新政被執行候中ニモ、普ク器量有者ヲ舉サセラレ、諸國ノ武士及ビ民間ニ罷在候者ニ至ルマデ材力ニ應ジ分際ヲ論セズ御撰用被成候御一條ハ、野無遺賢ノ美事、最上ノ御政令、四海一同奉感戴候儀ニ御座候、然ルニ宗光若輩ノ書生ニシテ御撰擢ヲ蒙リ、外國事務權判事ノ重職ニ被加候段、深重ノ 皇恩山嶽猶低ク蒼海猶淺シ、士タル者ノ光榮何ヲ以テ比類可仕哉、如此候ヘバ粉骨碎身 皇恩萬分ノ一二可奉報儀ハ不
及申事ニハ候ヘ共、不才ノ微身ヲ省ミ候處、孔子漆雕開ヲシテ仕ヘシムルニ未能信ノ明訓有之、其上外國交際ハ四方ニ使シテ君命ヲ辱メザル名士ノ職掌、其實無クシテ其任ヲ汚シ候儀恐惶慙愧ノ限り奉絶言語候、最モ人撰ハ政務ノ根本、古今ノ難事、殊ニ以テ源頼朝以來武家掌握イタシ有之候大政務 皇威ニ依テ再ビ朝廷ニ復シ、後醍醐天皇萬々御憂苦ノ 叡慮ニモ貫徹シ、盛

世振々ノ御制令、安危ノ一舉可恐可慎ノ際ニ於テ、庸劣僥倖ヲ以テ重任ニ誇リ、或ハ門地ニ依テ彼ヲ擧ゲ、是ヲ捨ルノ嫌疑ヨリ餘儀無ク顯職ニ進ミ候等ノ儀有之候ハ、復古ノ御美事萬代ノ御基本タル今日ノ朝政ニ於テ安カラザル御大事ト奉存候、最當今賢哲在位、才能在職固ヨリ擧御缺失有之間敷事ニ候ヘドモ、宗光自己ノ不材ヲ省候テ推考仕候ヘバ千百中或ハ一二誤テ擧ニ應ジ候者有之間敷トモ難申、非器在職ノ害ハ遺賢在野ノ害無キニ如カズ、一進一退ノ間利害得失少々ノ事ニ無之、付テハ宗光ガ如キ短才微劣僥倖ノ魁タル者ニ可有御座、雖然容易ニ辭職仕候テハ可奉背深重之 皇恩、若又辭職不仕候テハ可奉汚清撰之重職、進退殆度ヲ失ヒ候ヘ共、自然 御新政ノ上ニ於テ、庸劣愚昧ノ者徒ニ朝典ヲ辱シメ明鏡ノ塵點トモ相成候テハ重々奉恐、縮候次第ニ付、依之過日伊達少將殿マデ其段歎願仕候ヘ共御採用無之、不得止事奉再願候赤心ノ微衷深ク御憐察ヲ奉仰候、

恐惶謹言

私のやうな庸劣愚昧の者が重職にあつては、徒に朝典を辱しむるものと皮肉をいつてゐるが、一篇の旨は、新政府の人を用ゐるに公平ならず、門地閥閥を以て人を採用し、官に庸劣僥倖の徒多く、野に遺賢多きを譏つたものであつた。君が薩長の專横に平かならざるは既にこの頃からであつた。だが政府は君の辭職を許さず、從來のごとく京阪神の間に在つて外交事務に従事せしめた。

三 會計官に轉じ、鋼鐵鑛問題を處理す

明治元年閏四月十二日、君は鋼鐵船御取入御用中會計事務局兼勤を仰付けられ、翌五月四日更に是迄之職務被免、會計官權判事を仰付けられた。これは政府で、君をして鋼鐵船即ち後の東艦問題を處理せしむるためであつた。これより先、文久元年七月、幕府は軍艦二隻を米國に注文した。その中一隻が竣工して日本に廻航されたのが、この年四月二日であつた。新政府は早速これをその手に收めようとしたが、米國領事は代金未済と局外中立をいつて、新政府へ引渡を肯んじない、實は米國も佛國同様、幕府側に同情して、新政を喜ばなかつたので、この軍艦が新政府の手に落ち、幕府討伐の一勢力たらんことを憂ひたからである。この軍艦は二本マストの木製装甲雙螺汽船で、排水量千三百五十八噸、千二百馬力の動力を有した有力艦であつた。當時幕府の軍艦は、悉く榎本が率ゐてゐて、新政府の自由にならない時であつたから、この新軍艦の所有權問題は新政府の重大問題であつた。君が轉任はこの問題處理のためであつた。元年四月九日外國事務局判事小松清康が、この問題を心配して至急君を太政官に召出した手紙がある。小松が君を唯一に信頼してゐたさまが知られる。

陳者、

太政官至急之御用向御座候間、此壹封相達次第極々御乗切を以御上京被成度、兎角先生に無而は難相辨筋故、運上所御用向等も可有御座候得共、一日に而相濟候事に御座候間、誠に乍御苦勞神速に御出之處呉々御頼申上候、至而重大至急之事に御座候間、何卒御勉強早々御出役之程御頼申上候、右譯はアメリカより横濱に參居候厚鐵船御取入代料等之事に御座候、何分早々御出處希

候、若先生御出役不相調候はゞ、五代上阪いたし候はゞ御遣し被爲成度、是非先生之方類に相調居候事に御座候、此旨爲可申上、家來之者極大急ぎを以差立申候、左様御承知可被下候、早不具この手紙の再白には、

飛脚船旁御取込之管に御座候得共、一日に相濟事故、是非御登り之程爲天下希候、とある。かくて君は小松の懇請により、この任に當り、小松を援助して大に働いた。それで漸く米國をして局外中立の口實は解かしめたが、米國は軍艦代金の支拂が済まねば引渡さない、しかもその代金は五十萬弗といふのであるから、當時困乏の窮極にあつた新政府には重大問題であつた。君を會計官に轉じたのは、君をしてこの代金に相當する金額を調達せしむるためであつた。君は苦心慘澹、大阪の豪商に就いて、この金額を調達し、米國に支拂を了したので、この軍艦も漸く新政府の軍艦として、北海に出航することとなつた。君は外交官とし、財政官として新政府最有用の一人物となつた。

四 和歌山藩の危急を救ふ

宗光の復讐成る

和歌山藩と明治維新

君は和歌山藩に對して深刻な怨を抱いてゐた。君が立身の動機は、藩廳の有司に報復するに愛したといはれる。だが時運遭會して、こゝに美事な報復をなすの機が到來した。しかもその報復

は藩を窮厄におとし入れるのでなくて、藩の窮厄を救解して、藩有司をして悉く君の前に平伏せしめたのだから、男子の快事とせねばならぬ。たゞこの事蹟は、正史に傳はつてないので、詳細な點に不明があるが、概要は次のやうである。

大政奉還、王政復古の際に於ける和歌山藩の態度は、極めて困難であつたばかりでなく、曖昧の譏を免かれなかつた。それは征長役によつて、財政的に大打撃を蒙つて、困迫の極にあつたばかりでなく、藩主茂承の病氣が重くて、整頓の下に奔走することが出来なかつたからでもあるが、藩の方針としては將軍慶喜と終始し、同一の方向を取らんとしたのに、その將軍の態度が、あの通りであつたので、藩の態度も終始一貫しなかつたのである。尤も江戸藩邸の將士は、終始一貫して扶幕の方針を取つた、故に江紀不一致にもなつた。

されば慶應四年正月二日、前將軍慶喜が君側の奸を掃ふを名とし、討薩の表を草して大阪城より兵を率ゐて入京せんとするや、その檄に接した和歌山藩では四日、水野大炊頭は主従七騎を率ゐて急速上阪し、また山高石見守、田宮儀右衛門、三浦休太郎等次いで出發した。五日には藩公の出馬が布達された。

御不快未御爾々不被爲在候得共、上方邊動搖候趣ニ付御出馬被遊候管ニ候間、諸向へ心得させ之儀被宜取計事

翌六日には、高野山に屯せる鷲尾侍従の兵に備へんため、撤兵隊二中隊の高野山出兵を命じ、直ちに橋本驛を固めさせ、尋いで一大隊も進發の都合であつた。これ等の藩の行動は、全く大阪

の將軍慶喜の行動に應ずるがためであつた。だが先發水野大炊頭が、未だ大阪に達せぬ中に、伏見鳥羽の戦は既に決つて、慶喜は七日、海路江戸に向つて退去した。慶喜東下の際、水野に大阪城の守衛を命じたが、水野は紀州一手では、到底守衛が出来ないといつて肯かなかつた。その中に伏見鳥羽の敗兵が續々として和歌山に入つて來た。その中には老中松平下總守、若年寄永井玄蕃等があつた、何れも疲労困憊して、その慘状目にも及ばぬ程であつたので、藩ではこれを懇に待遇し、一先づ傳法屋敷に送つたが、長く城下に滞留せしむることも出来ないから、和歌浦から明光丸を以て、參河の吉田に送致した。この時に當り人心競々として士民動搖し、或は和歌山城を根據として敗兵を糾合し、大阪城に逆襲せんと主張する者も少なくなかつたが、藩主茂承は前將軍已に恭順の意を以て、東下したのに、我が藩のみ、獨り戦ふは、前將軍の意に反するものであるといつて、敗兵を送還し、一意恭順、勤王の意を表することにした。かくて藩の方針は全く一變した。されどこれから幾多の嫌疑は藩にかゝり、藩主始め、非常の苦境に陥つた。この苦境を脱せんとて、一藩上下は非常に苦心した。

正月八日、朝廷に特使を出して、藩主の二心なきことを奏し、翌八日には、藩主茂承天機奉伺のため出京せんとて許可を請ひ、鷲尾侍従に對しては、前日の過誤を謝し、勤王二心なきことを陳辯した。しかし朝廷からは、幕府の敗兵を庇護したといふので、嚴重の詰責があつた。藩では百方陳謝、最早や一兵の止るなきをいふも、朝廷の嫌疑はなかく、解けない。しかし和歌山では、藩論一定、恭順してゐたが、江戸藩邸の家中は、激論を唱へて恭順を肯んぜず、御家は將軍家

と御本来の間柄、一心同體たらねばならぬ、宗家の滅亡を傍看せられぬといつて、非常準備をして變に應ぜんとし、參政等は日々登營して閣老に迫り、戦を決せしめんとし、或は日光御門跡に哀訴し、また歎願書を朝廷に奉り、慶喜の冤を訴ふるといふ状態であつた。當時交通不便のため、江紀の意志が全く疎通しなかつたので、かゝる意見の相違を來たしたのだが、藩主の進退は益々困難となつた。

茂承は大に憂慮し、自ら請うて東海道先鋒となり、また朝廷に謝罪のため上京しようとしたが、病氣が重くて出京が出来ない、越前藩の春岳公などは、大に憂慮し、二月一日には、出京が後れると、益々、朝廷の首尾が悪いから、病を力めて、速かに出京せよと忠告した。藩公も大に決心し、二月十三日、病を力めて和歌山を發し、二十一日漸く京都に著、本法寺に著いた。家老久野丹波守以下士卒二千五百人程を具してゐた。また東海道先鋒には、一の手、二の手、援兵として銃隊を相尋いで出發せしめた。その上に、苦ヶ島臺場の一手守備を命ぜられ、藩所有の蒸汽船ニツホールは、朝廷の御用船に召上げられた。しかも一切の費用は藩で負擔せよといふのである。藩公は出京以來、一意恭順の意を表し、三月一日には江戸家中に直書を下して、嚴に家臣の鎮靜を命じ、粗暴の行爲あるべからずと諭した。しかし四月八日朝廷で、江戸在住の諸侯諸藩の家族の引拂を命じた時に、和歌山藩邸の簾中は、本藩は他藩と違ふ、將軍家には宗家の情誼があるといつて、歸國を肯んじなかつたことあり、四月十日には江戸家中の者等が、日光門跡や、征東參謀に歎願書を提出して、東征軍を難じ、慶喜のために雪冤せんとするあり、或は幕艦、頻り

に紀州沿岸に至り、或は賊軍各所に潜伏する等の風評が絶えないので、朝廷の嫌疑は容易に解けない。四月十三日に至り、在京諸藩主及び諸士の定職ある者の外は、總べて歸國を許されることになつたが、和歌山藩公にのみは許されず、依然として滞京を命ぜられた。この時の事情に就いて、南紀徳川史に左の記事がある。朝廷への考へが知られる。

本月十三日上京、諸藩永々滞京致し疲弊候付、供奉并議定參與職及京師取締等被仰付置候外、御誓約相濟候輩は、一と先御暇被下候旨被仰出候付、御家にて御歸國御願立候共不苦哉ト、大橋左衛門を以て中御門殿へ内談取計候處、此節御歸國御願立にては、如何様の御難題可出も難量、其故は元來當春御上京御遲滞に相成、其上江戸御家中の風評不首尾、御簾中様も今に御引取不相成旁、參與等に不平を唱へ居候故、却て永く御在京の御覺悟を被示候方可然旨中御門殿申聞、情況不得已により本日太政官へ御出願、左の通徳大寺殿へ御差出被遊

此度議定參與衆京都取締の外御誓約相濟候諸侯一先歸國仕様被仰出の御趣意奉謹承候然處於臣茂承は御留守御警衛且下京邊取締の儀被仰出有之滞京罷在候付猶此上相應の御用被仰付度奉願候間何卒御沙汰の程奉懇願候誠惶謹言

四月

紀伊中納言茂承

こんな事情で茂承は永く京都本法寺に滞在することになつた。全く藩主を人質に取られたやうなものである。八月二十六日には、出征兵數が少ないといふ理由で、軍資金十五萬兩の獻納を命ぜられた。これは當時の藩財政では、到底支辨の法なき程の大金である。藩公は歸國を許されず、

その上軍資金の獻納を命ぜられる、和歌山藩の有司は困憊狼狽して、全く爲す處を知らなかつた。かゝる際に思ひ出されたのが君であつた。君が朝廷の要職にあり、岩倉公に信用厚きを思ひ出し、君によつてこの困厄、一藩存亡の危機を脱せんと欲したのである。これより先、君の義兄五郎は赦されて、藩のために働いてゐた。

和歌山藩の危急を救ふ

和歌山藩主茂承は、この際一藩の窮厄を救ふは、君の外にないと、或る日（月日不明）その臣津田正臣、木村恭一郎を以て君を訪はしめ、藩情を詳述し、辭を厚うして、君の歸藩を懇請した。だが君は冷然として、

我が輩の生家は紀州家代々の重臣であつた、父藤次郎は政事意見の相違から改易され、田邊に預けられ、我が輩は少年の時から、四方に流寓して、今日に至つたものである、先代には恩義もあらうが、我が輩には一片の恩義もない、今藩公から御招きがあつても、應ずることが出来ない、それに我が輩は今や土佐藩士である。

と、至極冷やかだ。津田、木村兩人は、

藩主の意は、君を藩臣の列に入れようといふのでない、たゞ舊藩の因縁もあることだから、君を朝廷の大官として迎へ、向後藩政の方針を定めたいとの希望である、枉げて一度藩主に面謁して頂きたい、



と切に依頼するので、君は後藤象二郎に相談して、山内容堂公にその旨を通じ、漸く本法寺に出かけて、茂承公に逢ふことになつた。茂承の欣びは一方でない、君に褥を與へ、對坐して話された。その時君は王政維新の趣旨より、人材登用、藩政改革の急務を説き、皇恩に酬ゆべき道を論じた。藩公は欣んで君の言を容れたが、この時君は藩の家老久野丹波守、小出和泉等が朝廷の嫌疑を解き、藩公の歸國を得るには、伊勢分領十八萬石を朝廷に獻上して、誠意を表するに如かずと考へ、茂承公の願書を以て岩倉公まで内願してあるといふことを聞いて、大いに驚き、和歌山藩に何の罪あつて十八萬石の祿を朝廷に獻上するといふのか、愚も亦甚しいことである、といつて退出したが、君は直に後藤を訪ねて、具にこの内願の次第を談じて、後藤と共に岩倉公の許に出かけて行つた。君は、

聞く處によれば、和歌山藩では伊勢十八萬石獻納の内願があるさうですが、事實ですか。

と訊くと、岩倉は言下に、

さうです。

と答へた。さてはと思つて、君は膝を進めて、

現今、朝廷では新政を布いたとはいへ、海内未だ定まらない、人心恟々たる時である、この際、何等罪の定まらない和歌山藩の祿を朝廷に取上げるのは、事の宜敷を得たものでない。この際和歌山藩をして十分に藩政の改革を斷行させ、諸藩の模範とし、皇室の藩屏たらしむるが策の得たものでありませんか。

と説いた。岩倉もそれは尤もな論だと首肯し、早速藩の内願書を却下した。君等が辭せんとすると、岩倉は君等の肩を叩いて、

陸奥君、歸藩の御土産が出来ましたね——

と微笑された。かくて十一月二十八日、奥羽征討として精兵五百人の出兵を命じて、軍資金十五萬兩の上納を取消し、既に納附した數萬圓を還附した。藩主茂承は十二月二十九日歸藩を許された。

徳川中納言

春來上京久々在勤苦勞ニ被思召候今般國政改革ニ付歸國願ノ趣被聞食届御暇ヲ賜候間兼テ被仰出候 報旨ヲ奉體認舊弊一新屹度藩屏ノ職ヲ不忝様可致旨 御沙汰候事

十二月

行政官

閩藩の存亡に關する重大問題は、苦もなく解決された。君は伊達一家の面目を思ふさまに發揮した。一藩の存亡を憂懼して止まなかつた老臣は、衷心より君に感謝し、その功を徳とし、直に藩主に請ひ、新領千石を賜ふべき御沙汰書を君に與へた。しかし君は固辭して受けなかつた。

予は既に朝臣なり、藩の祿を食むを得ず。

ときつぱり斷つた。そこで老臣等は、君の父宗廣に隱居料として、二百石を與ふることとなつた。君が岩倉に説いて、十六萬石を救つたといふことに就いては前述のごとく詳細なことは全く不明である。だが當時の和歌山藩の立場からはありさうのことである。よつて私は岡本柳之助（和歌

山藩士）の風雲回顧録、その他によつて、その概略を記述することにした。

五 兵庫縣知事に任ぜらる

慶藩の議を首唱し又藩制の議を上る

會計官となつた君は、二ヶ月足らずして當時の會計官副知事三岡八郎（由利公正）と衝突して、六月二十二日大阪府權判事に轉任された。元來新政府は書生の新所帯のやうなもので、金穀の貯は全くない、そこに出たのが、越前藩の三岡八郎であつた。三岡は財政策を案出し、大膽にも、紙幣の發行を斷行して、その流通を民間に強ひた。これも止むを得ざる一策であつた。明治元年、新政府の歳出入を見るに、通常租税は三百七十萬兩、紙幣發行及び借上金三千萬兩にして、通常政費五百五十萬兩、軍費二千五百萬兩であつた。右歳入三千萬兩の中、富豪から借入及び中國、四國の嫌疑諸藩或は謝罪金、その他高野山金毘羅神社等からの献金數萬兩、合計五百餘萬兩の外は、悉く紙幣發行であつた。これだけのことをする三岡だから、新政府に於ける勢力も偉大であつたが、その敷設には幾多の弱點と非難とがあつた。佐賀藩の江藤新平などは、最初からその議に反對してゐたが、君も反對者の一人であつた。年少氣鋭の君は、無遠慮にその財政策を非難し、幾度か廳中で、激論を闘はした。その結果、この轉任となつたのである。尤も兩官とも、同等であるから、表面左遷ではない。

君が當時の財政策の詳なることは不明だが、君が後年三岡の財政策を評した語から推測されよ

う。君は先づ三岡が、多額の不換紙幣を發行せしことを述べ、次にこれを評して曰く、「當時日本將來の運命如何成り行くべきかと懸念多き國民に對し、特に財政上最も信用なき新政府より、多額の不換紙幣を發行したれば、忽ち紙幣の下落を來し、幣制の錯亂となり、外國交易にも影響し、各國公使より、多少の異議を提出するに至りしも自然の勢なり、故に三岡は更に祕策を運らし、大阪に於て造幣寮を建設し、元と幕府金座方の小吏たりし長岡某を招き、惡質の一分銀を鑄造し、(幕府時代の取極には一分銀は三百一十個を以て、銀百に交換すべき條約ありしも、今や三岡は漸次に其銀分を減少し、殆ど三百五十乃至四百個に非ざれば、墨銀百弗に當らざる丈に惡造せしめたり、)以て一時を彌縫し、紙幣下落の弊害を匡救せんとしたり、然れども斯る譎詐の計畫は到底世上に隱蔽し得べきものに非ず、終に外國公使の異議と爲り、特に英公使パークス氏の如きは、日本政府は條約違犯の惡貨幣を鑄造し、外國人に巨大の損害を與へたりとの嚴談を起し來れり、然らざるも維新政府は勉めて、外國の歡心を失はざらんことを最重要の政務としつゝある間に現に自己の不正なる行爲より斯る抗議を受けたるを以て、當局者は頗る狼狽を極めたり、大隈は此時尙外交官の一員たりしも、直ちに政府の密旨を奉じ、星馳して大坂に下り、突然造幣局の吏員を吟味するや、三岡は事の意外なるに驚き、夜に乗じて越前に逃歸せり、(長崎某は重刑に處せられたり)と、君が幾度か激論を戦はしたといふのは、かゝる事情の時であつたらう。

明治二年正月二十二日、君は攝津縣知事に任ぜられたが、攝津縣が豐崎縣と改稱せらるゝに及び、五月豐崎縣知事となつたが、この年六月二十日更に兵庫縣知事に任ぜられた。兵庫は當時の

開港場で、京都、大阪に近き重要縣であつた。前知事は伊藤博文であつた。この時中央政府に大改革があり、伊藤は大藏、民部兩省の少輔として轉任したので、君はその後に拔擢されたのであつた。

君が大阪府判事から、兵庫縣知事時代にかけては、いろ／＼傳ふべき事蹟がある。その一は廢藩置縣を唱道したことである。君は大阪府權判事時代、その職務上からして、または私交上からして伊藤と屢々往來してゐた。時には君は數旬の間、伊藤の邸に寓居し、日々國家將來の大計を談合したことがある。その頃伊藤邸に出入した者は君の外に井上聞多(馨)、田中顯助(光顯)、中島作太郎、大江卓等の豪傑連もゐた。後年梁山泊の前身とも見られる。君が元年七月二十一日、伊藤に與へた書翰の一節は、君と伊藤との關係を語る好材料である。

疇昔ノ夜御密話仕候次第ハ、小生精氣忠情ノ意見ニ御座候、其節ハ御同意モ不被下候様奉伺候得共、右ハ生ガ畢生ノ誠意ニ御座候間、御採擇ノ有無ハ兎モ角モ篤ト御考案被下度、若シ鄙説御採擇モ候節ハ、生固ヨリ萬死不辭、他期拜晤候謹言、

その頃のことであらう。君が或る日、縣廳で伊藤と談合してゐた時に、兵庫の隣藩姫路では、その藩籍を奉還し、土地人民を兵庫縣の管轄に歸し、藩主酒井氏は躬親ら靜岡に往き、その舊主徳川氏に仕へたいから、奏請してくれと出願して來た。伊藤はその處置を君に問うた。君は夙に廢藩の意見を有し、王政を復古すると共に諸藩を廢して、八道の政權を盡く王室に收攬するにあらざれば、國家の統一を完成し、將來の長計を確立することが出來ないといふ考へであつたの

で、姫路藩の請願を好機とし、速かにその請を聴し、その主義を擴張して、天下各藩に郡縣の制を布くべしと論じた。伊藤固よりその意見であつたので、この機會に一同で、朝廷に廢藩の議を上らうではないかと約した。そこで伊藤自ら筆を執つて、その議を草し、何禮之に添削させて君及び縣參事中島作太郎を伴つて上京し、これを廟堂に上つた。伊藤の直話によれば、それは明治元年五月のことで、三人が政府に出頭して提出した時には、座に三條、岩倉、兩公を初め、西郷、大久保、廣澤、後藤等が居り、後藤が高聲に讀み上げたが、一人としてその可否をいふ者がなく、何時の間にか悉く退席し、残る者は、唯々予と陸奥、中島の三人のみとなつたので、予等も詮方なく退出せんとし、不圖參與の詰所に立寄つた。所が聖上より參與職一同に賜はつた重詰の御料理があつたので、三人にて無斷で、これを頂戴し、飽食して退出したとある。當時の状が想見せられる。

明治二年四月五日、君は攝津縣知事として議定官に一大建白書を上つた。これは府藩縣同治を論じたもので、府藩縣同治の行はれざる最大原因は、天下の租税一樣ならざると政治の一樣ならざるとにある。租税の一樣ならざるは、税法の一定ならざるがため、政治の一樣ならざるは府藩縣の封境、版圖混雜するからであると、一々その原因を指摘して、府藩縣政治を一治ならしむべき方法を論じた。眞に時弊適中の建言で、君が經世の材幹を示して餘りある。その一節の天下租税一樣ならざるべからずといふの條は、君が後年の地租改正の議の生じた淵源と見られる。

府藩縣同治之政體ヲ施サレン事ヲ屢々嚴令アリト雖トモ、其實未タ行レス、三治一致ニ至リ

難キ所以ハ、諸藩ハ言フ迄モナク、府縣トテモ種々ノ障碍アリ、枚擧ス可ラス、然而今其尤モ大着シタル者ニシテ、至急改正スヘキ所ノ箇條ヲ左ニ連擧ス、

一、天下ノ租税一樣ナラザル可ラス、租税輕重ハ土地ノ廣狹ニヨル、從來府藩縣ノ地、各々等差アリテ、之ヲ檢スルノ法モ亦各異ナリ、今ヤ更始一新ノ際、天下ニ大令シテ、古來檢地ノ通弊ヲ改正シ、檢尺古尺ハ六尺五寸トシ、新尺ヲ六尺トス、而シテマ、六尺、三寸ヲ以テ極ルアリ、今日改正ノ時、全國一定ノ尺法ヲ要ス而シテ國高ヲ極メ、地質ノ厚薄、肥瘠ニヨリテ等級ヲ建テ、地税法則ヲ一定スヘシ、勿論諸藩領ノ如キモ、檢地ノ上ニテ、從來因襲ノ石高ヲ増減シ、其土ノ大小、廣狹ヲ明白ニスヘシ、

但シ檢地一定スレハ、諸州必ス延尺ヲ生ス可シ、是ニ於テ其租税ヲ薄シ、地力ヲ養フトキハ、民情ヲ破ラス、其上諸國ノ道路ヲ修覆シ、僻邑遐陬マテモ往來ノ便、運送ノ利ヲ圖ラシム可ヲ要ス、

一、税法一定ナラサル事左ノ如シ、譬ヘハ關東ノ如キ、田税ハ盡ク米納、畑税盡ク永納、即チ金納ナリナリ、五畿並山陽、山陰、北陸ノ如キハ田税ハ勿論、畑税モ米納トス、而シテ三分一金納、十分一金^{大豆}納ハ畑税ノ米納ヲ時相場ニシテ金納ト定ムル如シ、西國ハ田租ヲ米納トシ、畑税ヲ大豆納、銀納トス、關東ト大同小異ナリ、其他諸藩ノ如キニ至テハ、尤區々タル可シ、故ニ本書ノ如ク税法一定スレハ、地税ハ田畑ヲ論セス、盡ク金納トスヘシ、若シ亦惣金納之事、俄カニ難行ノ時ハ關東ノ如ク、田税ハ米納、畑税ハ金納トシ、區々之法ヲ省クヘシ、

一、天下ノ税法一新セスンハアルヘカラス、トハ雖モ、差當リ京都、東京、大阪ヲ始メ、其他

諸國、都會ノ地ハ總テ地資免除ノ仕來タリ、尤モ謂レナキ事也、必竟明智光秀一時ノ奸謀ヲ以テ、京都民心ヲ買フノ弊政ニ因習スルニ似リ、今日更始一新之際、公平至正、一視同仁ノ政道ニ於テ、斯ル偏頗ノ事アル可ラス、故ニ右等都會ノ場所ハ古昔ノ如ク、相當ノ地租ヲ納メシム可シ、決シテ刻剝ノ事ニアラス、且惣體日本ノ税法ハ農ニ厚ク、商ニ薄シ、今日ニ至リ、是等ノ法則モ平均セスンハ、遂ニ會計ノ基本立タサル可シ、

一、府藩縣各々封境アリ、版圖混雜ス可ラス、政令自ラ其域ヲ出ス可ラス、府縣ハ勿論、大藩、一國或ハ數郡ヲ全領スル處ハ、其政令モ一様ナル可シト雖トモ、小藩領ニ飛地ト稱スルモノアリ、譬ヘハ領主ノ居城ハ東國ニアリテ、僅ニ一萬石内外、或ハ千石、不足ノ飛地ヲ西國ニ領スルトキハ、總ニ一兩輩ノ吏員ヲ置キ、其ノ收稅ヲ司ラシム而已ニテ、教化政令ノ事ハ論スル迄モナク、其境内ニ起リタル人民ノ爭論、訴訟ノ事スラ、盡ク辨スル能ハス、姑息ノ政事ノミニテ、其領主モ隔絶ノ地ナレハ、租稅ヲ收ルヲ主トシテ、其政事ノ得失、利害ハ強テ關係セサル如シ、豈ニ民ノ父母タルニアランヤ、故ニスノ如キモノハ其地ヲ盡ク上地セシメ、近傍ノ府縣ニ屬シ、更ニ其居城ノ近傍ニ於テ、替地ヲ下賜スルカ、或ハ飛地、隔絶ノ者ハ其地方民政ハ一切最寄ノ府縣ニ托シ、領主年々ノ租稅ヲ受ルノミトスヘシ、

一、諸藩預地ト云モノ日本中、總計五六十萬石モアルヘシ、舊幕中ヨリ其總稅凡ソ三十分ノ一ヲ受ルノ外ハ、公領ナレハ其他ニ利益アル可キ謂レナシト雖トモ、因襲ノ久途ニ私領ト混シ、其人民ヲ私役シ、其富民ヨリ用金ヲ命スル事、用金ト稱セス、借入金ト云、其實異ナル事ナシ、其額リノ役人ハ、往來其他公事ニ奔走スル幕吏ニ同シ

私領ト異ナル事ナシ、是等ノ舊弊ヲ一洗シ、藩々預リ地ハ、最寄ノ府縣ニ屬シ、一様ノ政治ヲ施サレタシ、

二月廿五日

陸奥陽之助

君は伊藤とその志を同じうし、事を共にしたが、君等の急進的進歩主義は、大に廟堂の保守主義者の忌む所となつた。伊藤も廢藩の議がたゞつて、明治二年四月十日には、兵庫縣知事を免ぜられ、位記返上を仰付けられた、それから七月十八日、新置の大藏少輔に任ぜられるまでは、全く伊藤の失意時代で、その間、會計官權判事、東京在勤などになつてゐる。君はこの間、廟議の保守に陥り、その施政の過れるを憤慨し、屢々意見を岩倉に上つて、政治の改革を論じ、藩制の改革せざるべからざるを論じた。君が明治二年五月二十二日、伊藤に與へた書翰は、これ等の消息を語るものである。

大隈山口氏ノ妙論無之哉、實ニ志人仁人小節目ヲ不顧時可有之ト奉存候
過日來是非參堂滿腹ノ憂苦ヲ申述度存候、處昨朝齒痛甚敷、加之心神不快、昨朝參朝ヲモ御控申上候程ノ次第ニ御座候、夫レ故參趨拜眉モ不仕遺憾ノ至奉存候、扱テ返々此度ノ廟議憂憤ニ不堪、猶亦再三深慮仕候處、此儘ニ打過キ候テハ漸ク不可救ニ至リ可申、一身禍海ニ投スルモ少モ進歩不致テハ、廟堂諸官及府縣等ノ小節目擧リ候テモ、所謂大厦ノ崩ルト云フ勢ニ相成可申候、就テハ別紙藩制議ヲ作り候、岩公ヘハ毎度申上候事故、此度ハ條公ヘ呈可申歟、又ハ公然辯事ヘ可及建白歟ト奉存候勿論病床横臥ノ生稿ニ付、疎漏遺失ノ次第モ不少文句モ不練候、

萬一御改正モ被下候上、御同意モ被下候様御座候へハ老兄ノ驥尾ニ相從ヒ、共々建言仕候様ニテハ小生生前ノ幸不過之候、旁以參上仕候テ篤ト御相談申上度候へトモ、病臥不如意、不得止事警狀ヲ以申上候、昨今廟議如何ニ御座候哉、僻地世間ニ暗ク旁以苦慮ニ不堪候、

第三章 朝官を辭し和歌山藩政改革に參與す

一 兵庫縣知事を罷む

君は兵庫縣知事として民政に力め、また進歩主義を持して幾度か獻言して、藩制の改革等を論じてゐたが、二年七月、中央政府に一種の政變とも目すべき、政治組織の大改革あり、君は保守主義者に喜ばれないで、遂に罷免の命を拜することになった。それは八月である。君は自らこの時の事情を記して、『當時中央政府に於て大隈、伊藤の開進派と保守派との間に、隠然として氷炭相容れざるものありて、各縣の知事、其屬する所の黨派如何に因り免黜せられたるもの多かりしが、余も亦其中の一人として、此辭令書を受くるに至れり』と記してあるごとくである。

この二年七月の官制改革は、保守主義が濃厚で、木戸などは大に不幸であつた。七月十一日木戸の日記を見ると、

大隈、伊藤來る大に時事を論談し、互に浩歎して別る。

などといふことがある。木戸を中心とする伊藤、大隈等の所謂急進進歩主義者の不平であつたことが知られる。君も亦中央政府の施設に極めて不満を抱き、かゝる状態では、明治政府の瓦解す

る遠からずと信じたので、寧ろこの際退いて實力を養成し、他日の變動に備ふるにしかずと考へ、遂に朝官を辭し、和歌山に還つて、藩政改革に従事せんと決心するに至つた。だが大隈、伊藤等は君の前途を憂慮し、君を引止め、君を大藏大丞に轉任せしめ、函館出張を仰付け、一時を忍ばしめようとしたが、君は肯んじなかつた。伊藤は七月二十七日、君に廟議を傳ふると共に、君が自重を冀望し、決して不平を起し、小丈夫の行爲あるべからずと、懇々の誠意を盡した。

此度諸官府官員黜陟ニ付而ハ、老兄モ退ケル之論乎ト僕推察セリ、未ダ決議ハ不承候ヘ共、内内申上置候ニ付、泰然自若他人に不可語、依テ大隈ト謀リ老兄ハ是非會計ヘ取ル之積リ、大隈明日歸府之上ハ何トカ可決、僕モ來月早々ニハ一應罷越候覺悟ニ御座候處、實ニ繁忙極リ不得寸暇、只今之勢ニ而ハ急に參るコト難カルヘシ、就而ハ一ト通り縣之事務、何時モ誰ニデモ引渡シ出來ル様御取調置可被下候、勘定彼是半途之儀ハ中島被仰、右程克御始末被成候様仕度奉存候、若シモヤ急ニ被免之御沙汰有之候ヘハ、暫時御滯庫可被下候、左スレハ僕ノ家族等モ神戸ニテ何ノ場所ニモ不苦御移ラセ可被下候様奉願候、實ニ御世話奉念入候ヘドモ可然奉存、老兄ヲ退クル論ハ條公嚴公ニハ決シテ無キコトニテ、會計ヘハ是非御招キ可申心得ナリ、必ス不平ヲ起シ、小丈夫ノ行ヒヲ爲スベカラス、此儀未タ御沙汰モナケレハ必ス他人ニ語ルニ及ハス、其中少々得閑候ヘハ是非僕モ一應參リ可申其中萬事不惡奉願上候

友人を思ふ伊藤の誠意に對しては、君も感激誠意を披瀝せざるを得ない、八月二日直に返書を書いた。その意は今日の形勢にては、國家の前途はどうなるだらう、假令木戸、大久保、後藤等

の諸賢が悉く廟堂に立つやうになつても、頽勢を挽回して、前途の目的をたて得るか、かくまで人心が分離してはどうであらう、この處將來の心得のため、賢兄が意見を承はりたい、しかし私のごとき短才な者は、到底奉職の見込はないが、高論のごとく、決して不平を起し、小丈夫の眞似は致しませんといふのである。

僕等御別袖後碌々消光、日夜響影ヲ追テ乍不及苦心仕居申候其表ノ實況ハ難分候得共、今日ノ形勢ノミニテハ前途ノ目的如何有之哉、假令諸賢復舊ノ舉被相行、木戸大久保後藤等一齊ニ廟堂ヘ相昇候テモ、必竟ハ五十歩百歩ノ域ニテ、其ノ驥足ヲ展シ候義ハ出來可申若シ亦其ノ功無覺東ト申事ニ御座候得者、實以其詮モ無之事ニテ有之候、此處ノ御清眼今日第一ノ賢要ニテ有之歟、僻邊ニ於テ想像仕候時ハ、如此人ニ見識分離仕候上ハ、如何程ノ人才ニテモ一通リノ事ノミニテ挽回六ヶ敷ト存奉候、若シ亦諸賢合一盡力スル時ハ、屹度前途ノ目的モ可相立御事ニ候ヘハ實ニ可賀ノ至候、此情實ヲ前以テ一刀兩斷ノ御見込承り度、左スレハ小生等後來ノ進退舉動ニモ心得ニ可相成義ニ御座候、一小生身體ノ義ニ付縷々御信切ニ被仰下候趣委細承知、素ヨリ不智短才、トテモ當今ノ御時勢ニ於テ奉職無覺東候ニ付、兼テモ覺悟ノ次第ニ御座候、今更可驚ノ狀決テ無之候、

又復高論ノ如ク泰然自若ハ申迄モ無御座候、不平ヲ起シ小丈夫云々ノ狀ニ至リテハ、僕至愚ト雖モ不敢爲ナリ、必ス御安堵被下度、實ハ昨夕稅所長藏兵庫縣權知事宜下ノ御達書モ有之候事ニ付、僕ハ被免候事ト已ニ存候得共、未タ御沙汰モ無之ニ付、目前ノ御用辨相働罷在ル處ニ候、

幸ヒ丁度御書翰ヲ得テ更ニ覺悟仕候事ニ御座候、

だがどうしたことか、免官の辭令が何時までも來ないので、八月七日にはまた／＼伊藤に書を遣して照會してゐる。その中には、「不肖短才ノ身分トテモ今日ノ難ヲ凌候義出來可申理決テ無之」といつてゐる。こゝに至つて、君が辭職の決心は益々固い。

爛眼な君が、當時の時勢に對し悲觀的觀察を抱いてゐたことは怪しむに足りない。實は明治二年頃から、四年廢藩前後にかけての新興日本は、極めて重大の危機に臨んでゐた。一步を過れば、明治中興は建武中興となるを免れない状態であつた。その危機の原因はいろ／＼に考へられようが、その重なるものは、政治に中心勢力がなく、大なる實力を以て、諸藩を統一制御する者がないので、大小諸藩は悉く獨立の状を呈し、互に猜疑しあひ、實力ある諸藩はそれ／＼兵力を養つて來るべき變を待つといふ有様であつたことである。鳥尾小彌太の國勢因果論に語る所によれば、『戊辰の亂に錦旗を奉じ、勇戦力闘して大功を立てた諸侯の家來や、志士浪士の輩はその武功を自負し、やゝもすれば天下に驕り、他人を輕侮する有様であつた。これに反し、かの敗北した幕府の家來や、奥羽一帶の士民などは、甚だ無念の思を爲し、再び天下に變あらんことを望み、竊かに有名の諸侯を煽動し、離間し、只すら政府に障害を生じさせようと企てた。また戊辰の際、首鼠兩端を持し、時を見て勢力あるものに就き、功もなければ罪もない諸侯はかの薩長等有功諸侯の天下に畏敬されるのを羨み、今一回爭亂あらば、必ず強國の名を天下に取らんと冀ひ、頻りに軍隊を精鍊し、兵額を増加し、竊にかの強藩と氣息を通ずるの情であつた。』維新

に於ける戦勝諸藩、戦敗諸藩、洞ヶ峠の諸藩は、何れもかやうの状態であつたのである。

實に危険の状態であつた。これでは天下が亂れざるが不思議な位である。大久保が、明治二年四月二十六日岩倉に宛てた書翰にも、それ等の状態が能く述べられてある。彼が時勢觀はかうだ。即今内外ノ大難、皇國危急存亡ノ秋切迫スルト間不容髮、抑昨年來兵亂漸平一時無事ノ形ヲ成トいえども、大小收伯各狐疑を抱き、天下人心恟々然として其亂るゝこと百萬之兵戈動くよ可恐して、今日を平安ト心得候ハ、床下之烈火燃出さゝるを幸とするニ異ならず、豈可不思々々、東下後實地之情態厚見聞仕候處、英公使要路之人を恥しめ、兒童ノ如愚弄シ、草莽士は政府を凌辱して奴輩之如蔑視し、内外之侮慢至らざる所なし、況乎天下人心政府を不信、怨嗟之聲路傍ニ喧々、眞ニ武家之舊政を慕ふに至る、且又

ニ堂々たる
天朝御一新ノ政府、何れの地ニ可有之哉、斯迄威令之衰滅せしこと歎息流涕之至に堪へず、在職之者何ノ顔かある、

と彼は眞に皇國の危急、存亡の秋が切迫したと信じたのであらう。大久保のこの考は、木戸も同一であつた。木戸が七月十日の日記には、

朝三條公へ謁し、時弊の數件を擧げ建言す、實に前途不安の萌不少其所以は、

朝廷方向不相立朝に右折し、夕に左曲するの弊不止、故に各官互に顔色をうかゞひ安て不爲事ものあり、余の深く痛歎する處なり、根軸一立、始終一貫を以相遜るときは何ぞ此患あらん哉、而し不如意十に八九而已ならず。

とある。また木戸が七月二十九日、大隈重信に與へた書翰には、今日のまゝでは國家は土崩瓦解する。就いては我々は進んで朝廷の根軸を定めて、國家安泰の策を講ずるか、退いて藩に歸り、靜かに兵力を養ひ、他日の大戦亂に備ふるか、進むべきか、退くべきか、君の高策が聽きたいといつてゐる。薩長首領の考は期せずして、一致した。

かくのごとく、當時の時勢を観察して、國家に統一勢力の存在することなくして、互に軋膝し、その状態る危険で、國家の存亡測られずと考へたことは、何人も同様であつた。たゞ大久保、木戸のごとく、廟堂にあつて責任を有つ者は、かくのごとき状態であるから、薩長が協力して、速かに統一勢力を作らうといふ決心になり、君のごとく閩外にあり、直接責任の外にある者は、かくのごとき状態であるから、速かに官を去り、退いて藩に歸り、靜かに勢力を養ひ、他日の變動に備へようといふことになるのは、何れも自然なことで、その相違は、その地位の相違といふことになるのである。君の爲すことといへば、總てが利害の打算からのみ來り、何日も陰謀の翳が伴つてゐるやうに思ふのは、皮相の觀察である。成る程、君には打算もあらう、時には多少の陰翳もあらう、だが忘れてならないことは、君が何日も一貫した主義の上に立つてゐたことゝ、周到なる時勢の觀察を怠らず、時勢の必然に到來する處を見、人より先にそこに至らんとしたこと

である。

二 和歌山藩政の大改革

幕制の改革と徴兵令の制定

幕末維新にかけて、慘々の苦杯を嘗めた和歌山藩も、維新以後の藩政改革に於ては、諸藩に先鞭をつけ、新文明扶植の魁首となつた。その功績は主として津田又太郎（出）と君とに歸する、この二人の中、誰一人を缺いても完成しなかつたであらう。藩政改革は藩としては、避くべからざる必然のこともあり、また藩主茂承の從來誤つた態度を償ふ朝廷への公約でもあつた。君が始めて藩公に請はれて、將來の國策を問はれた時に答へたものは、藩政改革であつた。その中には郡縣制度の確立と徴兵制度の採用とがある。しかして津田を信任してこのことを成就せしむべしといふのであつた。されば茂承に歸國を仰付けられた趣旨は、國政を改革し、萬弊一新、藩屏の職を盡すべしといふのであつた。以下少しく藩政改革のことを述べて、君が關係に及ばう。

津田が藩政改革に志したのは、慶應二年五月からで、御國政改革ノ方法取調書を草して獻言し、採用されて、藩政改革に従事したが、急激な改革には反對が多く、津田は退けられ、同志の田中善藏は刺殺されて、その事は遂げられなかつた。しかし征長の役に引續き、維新當初藩主の久しきに亘る出征、滯京等から藩財政は極度に困憊し、改革は到底避くべからざることゝなつた。明治二年正月三日藩主茂承の歸藩するや、直に改革に着手し、正月十八日反對の保守派の首

領田宮儀右衛門と老女田川とを退け、翌十九日、直書を以て、津田に藩政を一任し、津田のいふことは、我等の命令なりと心得よと藩中に達した。津田はこの信任に感激し、必死の決心を以て、その任に當ることになった。藩主の信任と津田の決心との裏には、君の勸説と激勵とがあつたことは無論である。

津田は藩政改革の第一著手として、明治二年一月二十七日、御勘定納拂調別帳、即ち歳出入決算帳を家中に公示し、藩財政の困難を藩中一般に知らせた。これは從來全くないことだ。尋いで二月十五日、藩政改革の令を發した。

御意

天下ノ大勢一變シ門閥ニ不拘人材を登庸シ府藩縣一治ノ制度相立候様從天朝被仰出候ニ付テハ御趣意謹テ體認奉一新更始自今後領地高二十分ノ一ヲ我等暮シ方宛ト相定メ 朝廷ノ職務並治民ニ付テノ用度ノ外ハ一切右二十分一ヲ以テ費用ニ供スベシ、就テハ家中ノモノ共モ別帳割ノ通り無役高相定文武ノ職ニ居ルモノハ別帳定ノ通り役高ヲ遣スベシ抑領地高五拾萬石ハ勤王治民ノ爲ニ所賜ニシテ敢テ一人ノ私スベキニアラザレバ其方共ニ於テモ受來ノ知行高ハ即チ我が勤王治民ヲ佐クル爲ニテ敢テ私スベキ者ニアラザルノ理ヲ辨ヘ各其職分ヲ盡シ我等ト共ニ天朝之御趣意ヲ遵奉可仕事

これは明治元年十月の府藩縣三治一致の仰出されを體したものであるが、津田はこの意を奉じて、改革案を作つた。この法は世襲士族の祿制を廢し、士族の給米を無役高と稱し、身分の高下

に應じ、生計費にあつるだけ給した。先づ知行高二十分の一を給するを原則とした。尤も切米二十四石以下の少祿者は従前と異なることがない。この無役高の外に役料なるものを文武百官に盡く給した。これは一種の俸祿で、職によつて異同があることは申すまでもない。

藩政改革の最も著しきものは、兵制の改革であつた。最初に定めたのが交代兵の制で、三年毎に新兵と交代せしめた。その徵募は士族のみに限らない。明治二年十月制定の交代兵要領には、

管内人民農工商を不論其子弟當年二十にして無妻の者より可撰取事

といふ規定がある。この規定によつて、各郡民政局に令して、交代兵を徵集することにした。この一般徵集法が完成したのは、明治三年正月二十九日からである。管内にこの兵賦改制を諭告し、また兵賦略則を發布した。曰く

國ニ軍備アルハ其人民ヲシテ公憲ヲ固クシ土地ヲ保チ各自産業ニ安ンゼシメン爲メナリ故ニ全國人民其少壯ノ時ニ當リ強幹ニシテ兵役ニ可堪者ハ數年ノ間悉皆兵籍ニ録シ以テ不慮ニ備フ皇國ノ古及ビ今時海外諸國苟モ文明ノ化行ハル、域ニ於テハ皆此法ニ據ラサルナシ今ヤ皇政日新藩治一變ノ時ニ當リ古今ヲ斟酌シ兵賦を改正スル事別冊ノ法ノ如ク乃チ知事諸參事始メ農工商ニ至ル迄凡ソ管内之士民其選ミニ當ル者ヲ取り今年ヨリ兵籍ニ可加旨被仰出サル事

その兵賦略則には、

此度交代成兵取方相改向後毎年二月徵兵使各郡民政局へ出張致し管内の男子士農工商之無差別當年二十歳に相成候者を取調検査之上兵役に服せしめ候事

と定め、一家の主人(父母兄弟ある者は服役)身體矮小、虚弱なる者、獨子、獨孫、父兄に代り家を治むべき者等を除き、その他は悉く兵役に服する義務ある者とした。また交代成兵服役年限を定めて、十一ヶ年とし、常備兵三年、第一豫備四年、第二豫備四年にして、全く兵役を終ることにした。

和歌山藩兵制の他の著しき點は、普國式を採用したことである。從來藩では、江戸隊は佛國式、和歌山隊は英式であつたが、當時歐洲では普魯西國が新に勃興し、奧太利國を破つて、兵威赫々たるのみならず、銃砲も亦最も精練を極めてゐると聞いて、和歌山藩では獨逸銃を購入し、且つ獨逸教師を招聘して、兵制の統一を計らんと欲し、神戸の外商に、その斡旋を依頼した。偶々當時大阪にカツピンと稱する普人が居つた。これが普式操練、その他の事に通ずるといふことを聞き、ワナンドルデル銀銃數千挺購買と共に、同人雇聘の事を定めた。これは二年十月のことである。カツピンは普國陸軍に在りては、僅かに歩兵小隊長に過ぎないが、技能、學識に富み、能く軍事に通達し、新兵取立、士官傳習、土工輜重より營舎成兵の紀律、火藥製法、器械修造に至るまで、悉く通ぜざることなく、自ら手を下して教示傳習に最も勉めた。こゝに於て、和歌山藩の軍制は總て普式となり、諸般の紀律、成規、職制、服章に至るまで、悉く改正されたので、その軍制は全く面目を改め、藩陸軍の整備は、天下の注目する所となつた。

かゝる訓練を受けた兵士が、どれだけあつたか、廢藩以後、軍制の獨立が聽すべからざるに至り、四年十一月解散した時、兵部省に開申したものでよれば、大略左の如くである。

成兵都督

監軍二人

都督附屬

百二十人

都督傳令使初

五十九人

普式 歩兵六聯隊隊長初總人員

一萬三千二百三十人

普式 縣廳常備歩兵一聯隊

九百七十三人

佛式 騎兵一聯隊

百七十五人

佛式 砲兵二聯隊

五百九十四人

普式 工兵一聯隊

五百三人

普式 輜長隊

八百八十人

兵學寮官員一定寮長初總人員

二百四十六人

病院

四十四人

普式 狙撃隊

三百七十二人

兵器司

十人

合藥掛 火藥司

三十三人

銃包掛 火藥司

九十七人

普式四斤砲 四門

小銃 一萬三千九百七十挺

佛式四斤砲 二十門

小銃彈 二百七十七萬發

成營入費米十萬石

一藩でこれだけの兵を養成し、これが悉く正式の訓練を受けたものだから、當時諸藩を驚かしたことは無理はない。カッピンなどはこの兵の訓練や演習をながめて、この兵隊があれば、薩長の兵隊などは、何んでもないと、能く豪語してゐたといふことである。

和歌山藩政の改革に於て最も注目すべきことは、祿制の整理といひ、文武官の任免といひ、兵制の改革といひ、その總てがたゞ西洋諸國に模した、その形をとつたといふばかりでなく、更にその精神をとつて、士農工商、四民同權といふ趣旨に立つたことで、そこに舊來の門閥打破、舊習一掃といふ強き進歩主義が現はれてゐることである。そのことの最も能く見られるのは、明治三年二月十日、兵部省から天下の兵制を一定すべしとの布告あり、士族華族の外、新に兵隊を徵集すべからずとのことが定められた時に藩では、かくては本藩編成の軍制と牴觸するといつて意見を開陳し、從來の制を存置せんことを請うた時の上申書にある。

今般天下兵制御一途ニ相成候様之御趣意ヲ以追テ兵學寮被設置一定之制式ニ可被相歸候得共先以即今各藩兵制編隊員數之御規則御布令之趣奉敬承候勿論當藩ニ於テモ御趣意遵奉仕候儀ハ申迄モ無之然ルニ在規則中ニ士族華族之外新ニ兵隊取立候儀御禁令ニ相成候儀定テ深キ御趣意柄モ可有之歟ニ奉存候得共元來昨年來府藩縣三治一體之御制度被爲建候砌ヨリ當藩政向追々改革仕兼テ被仰出之御趣意モ有之舊來之門閥ヲ破リ士農工商之四民同權一途ノ振合ヲ以テ萬事藩政向取扱罷在候夫ニ付當藩兵隊之儀ハ強チニ士分ヨリ選舉仕候ニハ無之別冊兵賦略則之通右四民

中其年行ニ應シ身體壯強兵賦ニ相堪候者ヲ推擇仕兵役ニ服セシメ候儀ニ御座候尤右四民同權一途之趣意ハ兵賦而已ニハ決テ無之文武吏員之選敘市在伍組之編籍ニ至ル迄別段士華族ハ他三民之區別無之様仕候付今日ニ至リ兵賦ハ士華兩族ニ相限候様相成候得ハ唯々兵賦編制之指支而已ニ無之一般御治體之御趣意ニモ相響キ甚以難澁仕候事ニ御座候且今年之兵賦ハ最早大抵相捕候事ニ有之候ニ付當藩兵賦之儀ハ何分ニモ是迄之通別冊之規則ヲ以四民同一ニ兵賦兵役ニ相服候様仕度候前件無據情實御洞察被下候様願奉候以上

三月十二日

これに對し、兵部省よりは「別冊之規則至當之事ニ候間是迄之通編制可然候事」との批文があつたのである。

三 藩政の改革に參與す

君が明治二年八月、兵庫縣知事を罷めて専心藩政に従事せんとした時は、前述のごとく、君が獻策は悉く採用されて、藩政の改革と新政とが著々として進行中であつた。この形勢を見、中央政府の現状を回顧しては、君が藩政に専心せんとするは當然であらう。君はこゝに據つて、靜かに他日變亂の機を待たんと欲したのである。

君が和歌山藩の政務に係したことに就いては、南紀徳川史等の正史に記することが少ないの

で、その詳細なことは不明であるが、岡本柳之助の回顧録等に記する處によれば、次のやうである。君は和歌山藩廳に出仕した譯でなく、大阪問屋橋の紀州屋敷に住つて、多く京阪、東京間を斡旋してゐた。しかして改革と新政との成否は、一に人物の如何によつて決せられるといふ考で、藩に天下の人材を集むることに盡力した。成兵副督次席鳥尾小彌太、國際法の林董、歩兵教官の獨逸人少尉カツピン、獨逸學級官小松濟治、英學助教星亨、砲兵教官關迪教、騎兵教官片山龍太郎、工兵教官小菅智淵、採皮製靴法教師獨逸人ケンベル等は、何れも君の斡旋で、明治二年から三年の末迄に和歌山に集つた俊才であつた。

明治三年三月、君は和歌山藩歐洲執事といふを仰付けられて、歐米に出發することになつた。その用向は藩政改革の調査と歩騎砲工兵の教官招聘、銃砲其の他の兵器買入等とであつた。君は初めロンドンに著き、それから大陸を歴遊した。時恰も普佛戰爭の勃發した際であつたので、戰爭を視察し、兩國軍制の得失等も攻究することが出来た。翌四年五月歸朝するや、津田の後を承けて、成兵都督となつた。三年七月和歌山藩に雇聘された外人教師六名なども、君の斡旋であらう。それには火工家、革細工師、築城家、法律家等があり、月二百元から、三百元までの俸給であつた。岡崎邦輔翁の語る所によれば、君は歐洲より歸朝するや、大阪の紀州屋敷に、英學者何禮之と星亨とを聘し、和歌山藩の秀才を選抜して、教育してゐたといふことである。だが君が獨逸で雇ひ入れた歩騎砲工の教師と購入の銃砲彈藥附屬器械等とが、到着せぬ中に廢藩置縣が成就して、和歌山の兵は盡く解散せねばならぬことになつた。

四 廢藩置縣と和歌山藩兵の處置

廢藩置縣は君が夙に唱道した所であつたが、明治四年七月、無事に決行せられ、中央集權が確立せられたことは、君として愉快なことであつたらうが、また皮肉なことでもあつた。この時、君は和歌山藩の成兵都督であつた。この報に接しては微苦笑を禁じ得なかつたであらう。丁度その時、伊藤が大藏少輔で、大阪へ出張中で、態々君の許へ手紙を遣して、「彌々廢藩置縣になつて結構だが、さてこれからどうしたものか、久し振りに逢ひたいから遣つて來ないか」というてくる。政府からも御用有之、東京へ可罷事といふ達^{七月二}もあつたので、君は態々出京する決心をした。出發前君は副都督鹽路嘉一郎、監軍長谷喜彌太、岡本柳之助等を役宅に招き、後圖を議したが、君は一同に、

廢藩置縣は實に日本國政體の大改造である、然るに各藩には、未だ王政建設の何たるを知らざる者が多いから、或は誤つて一時の動搖を惹起すかも知れない、これは皆討ち平げねばならぬ、たゞ一ツ遺憾なのは、予が曩に獨逸で雇ひ入れた歩騎砲工の教師と銃砲彈藥附屬器械とが未だ到着せぬことである、しかし時は得難くして失ひ易い、この時に乘じて、朝廷で大改革を行へば、封建の餘習を除き、王政の基礎を確立することは、容易であると思ふ。

といつて、承順の決意を告げ、左のごとく手順を定めて、緩急に備ふることにした。

一副都督鹽路嘉一郎、監軍北島道龍、聯隊長岡本兵四郎等以下隊長は、何時にても出兵に差支なき様、出陣準備を爲し置く事、

一郵便蒸汽會社の船は、必要に應じ、幾隻にても和歌浦へ回漕する事を頭取岩橋萬造へ申付け置く事、

一兵器彈藥は現在數の外、不足は便宜補充し置く事、

等、その他諸藩の動靜を視察する人、諸藩著名の人物の意見を叩くこと等、それ／＼部署を定め、君は岡本柳之助を伴つて、大阪に出で、伊藤に面會して、いろ／＼と打合はせた後、岡本に別れて上京した。かくて廢藩置縣の業は、順潮に進捗して、君が細心の苦心も、無用に歸したので、君は朝命を奉じ、八月十二日神奈川縣知事に就任した。また津田は前年八月、既に東京に召されてゐたが、君より先に、七月二十八日大藏少輔に任ぜられた。

廢藩と同時に、和歌山藩には解兵問題が起つて來た。これは已むを得ないことであつたが、何分士氣の張りきつた時であつたので、容易な問題でなかつた。和歌山にある副都督以下聯隊長等は會議の結果、

和歌山藩兵は他藩の士族と異り、四民同一の制度によつて組織した兵であり、朝廷から特別の兵制を公許せられたもの故、他藩の兵は解隊しても、我が藩兵は解くべき理由がない、

といふ決議をして、聯隊長一同出京して陳情しようといふまでになつたが、知事に抑へられて果さなかつたが、血氣な岡本は承知しないで、出京し、津田を尋ね、君を訪ひ、解兵の不可を陳述

した。岡本が君を訪うた時、座に鳥尾がゐた、君が懇論しても、岡本は解兵の無理を極論して、肯かないので、氣早な鳥尾が、

君のやうに六つかしいことをいつても仕方がない、かうなれば紀州を征討するより外はないさ、

と獨語したので、岡本も、

宜しい貴公は長州の兵を率ゐてお出なさい、以前は敗けたか知らんが、今度は一番お對手をして見ませう、

といつて、鳥尾と喧嘩を始めたので、君が仲裁して、やつとをさまつたといふこともあつた。それで君は、津田、鳥尾、岡本等と談合の結果、和歌山藩從來努力の精神と結果とを無にしないためには、朝廷に迫り、徵兵令を發布せしめ、士族の常職を解かしむる外はない。我々はこのために盡力しようといふことになり、君は三條、岩倉に説き、津田は西郷に説き、鳥尾は山縣有朋に説かうといふことに一決し、三人手分けして運動に著手した。西郷などは大にその議に賛成し、早速調査に著手することになつた。こんなことで、和歌山藩兵の解隊も無事に結了し、君はやつと安堵した。君はこの時の顛末を次のやうに述べてゐる。

廢藩置縣の盛舉は、余輩が宿論にして效に聖斷に發せられたることなれば、唯々聖德を感戴するの外無かりしも、余が身分に就ては、一の困難なりしことあり、當時余は和歌山藩に在りて、専ら其軍務を總轄し、兩三年來天下に率先して、獨國流の徵兵令を實施し、殆んど全藩皆

兵の組織にて、頗る兵備を擴張し居たるに際し、一令の下、直ちに其兵備を解放せざるを得ざるに至りたるを以て、壯年血氣の士官輩は大に激論を唱ふるものあり、之を鎮撫するには、甚だ苦心せしも、幸に余が計畫に因り、事穩便に終るを得たり、故に廢藩置縣後の處理に就ては、佗藩と違ひ、和歌山縣の善後策は、極めて困難なる事情を感じたるなり。

第四章 再び朝官に出仕し志を得ず

一 神奈川縣令に任ぜらる

明治四年八月十二日、君は神奈川縣知事に任ぜられ、後地方制度が變り、縣令となつた。縣令として君は大に治蹟を擧げた。當時既に海外に遊び、彼地の文物を見てゐたので、君が行政的知識は著しく豊富であつた。君を迎へた神奈川縣政は全く面目を一新した。當時の醫生的官吏は往々事務に疎かつた。最初君の赴任するや、僚屬は之を一の論客とのみ見て侮つてゐたが、知事公時に自から算盤を取るや、その達者なること會計の老吏も舌を捲くといふ有様であつた。また君は鋭利な眼光で、縣治を視察し、土木吏の不正を發見して、直にその職を免じたことなどもある。また開港場の警察に深く意を用ゐ、自ら巡査の勤惰を監督し、寒夜不意に各町の交番所を見廻り、眠れる者あるを見れば、痛くこれを叱責し、勤勉の者あれば、大にこれを賞し、時には自ら牛肉を求めて來て、これを煮て共に飲食するといふやうなこともあつた。こんなことから、滿廳の官紀は自然に振起して、縣治は全く面目を一新した。しかも人民に對しては、總てが平民的で、その取扱は頗る溫和で、官尊民卑の弊風を打破するに努力した。君はまた人材を優遇したの

で、大江卓、中島作太郎、星亨、神鞭知常等の連中が集つて、君の仕事を援けた。だが神奈川一縣を治むるなどは、君には固より牛刀の感があつたのである。

二 マリア・ルーズ號賣奴解放事件

君が縣令在職中にマリア・ルーズ號賣奴解放問題が起つた。この問題は、君が功績にはならないが、當時朝野を驚かした大問題であり、また君が内治外交に對する方針を語るものがあるもので、少しく述べて見よう。秘露國の帆船マリア・ルーズが、澳門から本國に歸航中、修理のために横濱に寄港した。然るに船中の清人苦力二百二十五人、船將等の虐遇に堪へず、夜に乗じて脱出、碇泊中の英國軍艦に救助を乞うた者が二人あつた。それは明治五年六月七日の深夜であつた。艦長はこれを英國代理公使ワットソンに報告し、公使は直に副島外務卿に人道上黙視すべからざる旨を告げて、適當の處置を取らんことを促した。當時清國とも、秘露とも、條約が締結されてなかつたので、兩國民は日本國權に従ふ義務があつた。そこで副島は神奈川縣にその糺彈を命じ、若し同船長に不法行爲があらば、告發せしむることとした。この問題はこれより起つた。

この問題に關し、君と司法卿江藤新平とは、副島や、縣參事の大江卓とは反對の意見を有してゐた。江藤の意見は、主として法理的解釋から出たもので、日本國には條約未濟國の船舶内に起つた外國人間の問題に對して、何等干與する權能がないといふのである。君の考は、全く内政上

の見地から發したもので、廢藩置縣後の日本は、内政的統一を計り、財政の組織を革新して、國家經濟の基礎を確立するのが、最大急務である、マリア・ルーズ號の問題のごときは、人道上から見れば勿論重大問題であるかも知らぬが、吾より進んで、手を觸るゝのは策を得たものでない、幸にして兩國とも條約未濟國ではあるし、殊に直接日本人の關係した問題でないから、これは放任するに若くはない、それよりも、日本は日本として解決せねばならぬ、幾多の根本問題を有して居るといふのである。司法省と君とはかゝる意見を以て反對した。君が外交問題に對しては、常に冷靜で、多く國家の利害から考へて、人道主義といふごとき抽象的理論や、一時の昂奮的感情から動かなかつたことは、生涯を通じて、後年一國の外交を處理するに於ても、その考は變らなかつた。しかして君が當時最も考へてゐたことは、統一的新日本の建設であつたことが知られる。君は内治にせよ、外交にせよ、この目的に反し、この目的の妨害となるものは忌憚なくこれを除去せんと考へた。マリア・ルーズ號問題のごときは、全くこの考から來たことである。若し君の考を軟弱として難する者は、明治六年の征韓論に反對した岩倉、大久保、大隈、伊藤等の外交も軟弱として、悉く非難せねばならぬことになる。

だが副島外務卿の意見は飽まで強硬で、縣參事大江卓がまた熱心にその意見を支持し、飽まで神奈川縣に於て、その事件を糺彈せしめたので、君は遂に大江に縣令の職を讓つて、自分は地租頭專任となつて、この問題から離るゝこととなつた。尤も君はこの問題の起る前から辭職の決心であつたが、こゝに至つて斷然辭職を申出た。七月十日、君が大江に宛てた書翰には、

老兄を權令、山東を七等出仕の拜命は明後十二日參るべし、小生も明朝より箱根行可致候、皇后御歸京の都合御知可被下候、

ベリーの一件、小生は固辭せり、山東拜命に成候上は、常務は同人に御委託、ベリーは老兄十分御引受被成度候、相馬千里より拜借願候品々御貸渡被下度候、

とある。この問題に對する君の態度が知られる。かくて七月十三日、大江は神奈川縣權令となり、どしどしこの問題の審理を進めた。江藤は、大江等がどうしても聴かないので、それなら、この問題は司法省で審理するのが當然であると、司法少丞河野敏鎌を神奈川縣に差遣して、司法省への移掌を交渉せしめた。君はこの議を賛し、宜しく司法省の手に委し、綿密なる法理の審判に附するが至當なりといつて、大江にその旨を説いた。八月七日、君は大江に、

唯今河野司法少丞參り、神奈川の裁判を同省に可引受との事也、是は僕至極同意に候事に御座候、唯に神奈川一縣を見るに非ず、眼を天下に注げば、如此にならざるを得ざる故也、願くば老兄もおとなしく御同意被下度候、

といつて、懇々大江を説諭したが、外務卿副島の意見は確固として動かず、大江も是非にこの事件を處理する考であつたので、多年の知己で、上官であつた君の説諭も、頑として肯かず、特別法廷を縣廳に開き、自ら裁判長となり、神奈川縣法律顧問ウォーレス・ヒルをして參與せしめ、マリア・ルーズ號船長リカルド・ヘレローと清人とを幾度か糾問、審判し、遂に清國苦力を悉く自由に解放し、これを清國委員に付して、歸還せしめたのである。

この審判に對しては、横濱駐在の外國領事は、英國領事を除いて、概ね反對し、横濱居留地取締規則を無視したものとて判決の無効を唱へた。秘魯政府は船長等の訴によつて、海軍大佐カウレリヨ・ガルシアを駐日特命全權公使に任じ、損害賠償を要求して來た。ガルシアは六年二月來朝した。恰も副島外務卿は清國に出張して不在であつたので、少輔上野景範が代理として交渉の任に當つたが、談判不調で、遂に六月二十日この問題を擧げて、露國皇帝アレキサンデル二世を仲裁者とするに決した。越えて二年にして、八年五月二十九日露帝は、

日本政府はマリア・ルーズ事件に關し、何等の責任を有せざるものなり。

との判決を下し、全くこの問題は我が勝利を以て終局した。これは副島、大江の人道主義的な正義外交の勝利として、一般に賞讃せらるゝものである。この問題に對する君の考へと行動とは極めて消極的で、君は毀譽共に分つ處が渺ないといはねばならぬ。

三 地租改正に従事す

封建の世には田租の率が一定しないで、各地各藩に於て互に異同あり、また徴收の方法も區々であつた。故に廢藩置縣の舉行はるゝに至つては、土地税法の改正はその最も急務とする所となつた。明治四年九月、大藏卿大久保利通は地租改正の議を提出し、地所の永代賣買を公許し、地券を附與し、收税法を設けんことを建議した。その議は採用せられ、五年二月地所永代賣買の禁を

解き、その所有主には地券を興ふることとし、順次全國畫一の法を施行せんとした。君は明治政府に出仕以來、大阪兵庫和歌山神奈川と縣治の實際に従事して、特に本邦税法の不完全なるを見、これが革新の必要を痛感し、維新當初既に天下の租税一様ならざるべからずといふ議を上つたが、こゝに至つて更に地租改正の議を提出した。それは明治五年である。君は土地丈量、米納廢止を説き、地價を定めて、一定の地租を賦課するの急務を論じた。その議左のごとし。

伏惟ルニ本邦田租ノ法。古今時代ノ沿革ニ從ヒ種々變更遂ニ今日ニ及ブ、而シテ其法タル一得一失未ダ全備ニ至ラズ。蓋シ檢地多クハ其實ヲ失ヒ、石盛多クハ其度ヲ誤ル。且歲月ノ遷移、民力ノ増減ニ從ヒ、古者ノ上田ナル者、今者ノ下田トナリ、其下田ナル者反テ上田トナルアリ。又田畑ノ伸縮ノ差アルアリ、肥瘠ノ別アルアリ、以テ田租ノ苦甘ヲ醸ス、製習ノ久シキ上下之ヲ常トシテ怪マズト雖ドモ、其民ニ害アル甚ダシト謂フベシ。而シテ今之ヲ一定改正セント欲セバ、盡ク天下ノ田畑ヲ檢量シテ釐正セザルヲ得ズ。乃チ檢地以テ地ノ廣狹ヲ正シ、石盛以テ地ノ肥瘠ヲ定ムルニ過ギズ。其術タル之ヲ一郡一村ニ施スモ尙ホ容易ナラズ。況ンヤ天下ノ大、幾許ノ人ヲ勞シ、幾許ノ時ヲ費スヲ知ルベカラザルニ於テヲヤ。其間姪吏隨テ私曲ヲ逞ウシ、黠民隨テ狡詐ヲ恣ニスルコトヲ得ベシ。假令、其奸ト黠トヲシテナカラシムルモ、推測成算ノ間、亦誤失ナキヲ保タズ。才能老練ノ輩ヲシテ其主宰タラシムルモ其成功ヲ期スル茫乎トシテ際涯ナシ。是其實地ニ現在シテ今日洗除シ能ハザル弊害ノ最モ著明ナル者ナリ。況ンヤ今法ノ如ク、關國ノ租税盡ク米穀ヲ取納スルノ弊、猶是ヨリ甚ダシキ者アルヲヤ。如何トナレ

バ、政府理財ノ道ニ於テ歳出歳入ノ算、豫メ確定セザル可ラズ。乃チ明年ノ經費ハ今年ヨリ豫算セザル可ラズ。而シテ明年ノ豊凶、今年ヨリト知スベカラズ。故ニト知スベカラザルノ租税ヲ以テ、豫算セザルベカラザルノ公費ニ用ヒントス。即チ未定ノ歳入ヲ以テ必要ノ歳出ヲ量ラザルヲ得ズ。理財ノ術亦難カラズヤ。且夫租税米穀ヲ以テ收メシムルノ法、封建ノ世ニ於テハ其運輸スル各部内ニアリ、是ヲ消費スル亦多クハ各部内ニ出デズ。故ニ上下尙未ダ其弊ヲ見ズ。今ヤ郡縣ノ制、課税ノ方法必ズ一途ニシテ全國ノ租税必ズ之ヲ一處若クハ兩處ニ輸入セザルヲ得ズ。陸ニハ運輸ノ失費ヲ出シ、水ニハ破船ノ危難ヲ抱ク。凡ソ收税法ノ煩雜疎漏ニシテ且不公平ナル是ヨリ甚ダシキハナシ。臣故ニ左議ヲ呈ス。即チ今法ノ田租ヲ一變シ、從來ノ石高、反別、石盛、免檢地、檢見等一切ノ舊法ヲ廢除シ、現在田畑ノ實價ニ從ヒ、其幾分ヲ課シ、年期ヲ定メ、地租ニ充テントス。其例假令バ田地原價ノ百分ノ五ヲ地租ト假定スベシ。茲ニ甲田一地アリ。其地固ヨリ膏腴ニシテ水利ノ便アリ。其價必ズ貴クシテ一千圓ナルベシ。其地租ヲ五十圓トス。又乙田一地アリ。其廣狹甲田ニ同ジト雖モ、其地固ヨリ瘠土饒确ニシテ耕作ニ便ナラザレバ、其價モ必ズ卑クシテ五百圓ナルベシ。乃チ其地租ヲ廿五圓ト定ム。乃チ從來上中下田ノ稱ヲ混同シ、唯其地ノ良否肥瘠ニ付テ眞價ヲ出サシムベシ。其價ニ就テ租ヲ定ム。故ニ其地良肥ナレバ田價必ズ貴ク、田價貴ケレバ、地稅必ズ重シ。是ニ反シテ其地否瘠ナレバ田價必ズ卑シ。田價卑シケレバ地租必ズ輕シ。如此ナレバ、上下互ニ損耗ナク、勞ヲ省キ煩ヲ去リ、地租以テ中正平均ニ至ルベシ。臣曩ニ大阪、兵庫、和歌山ニ在職シ、其法ヲ計考シ、略定算ヲ得

タリ。又嘗テ一二ノ老農ニ諮問シ、村里ノ實際ヲ悉シ、是ヲ勘量スルコト略熟セリ。施行ノ術モ亦甚ハダ難カラザルヲ知ル。若シ臣ガ議ヲ以テ採ルベキアリトセバ、願クハ是ヲ大蔵省ニ下シ、臣ト合議シ、取捨斟酌、以テ施行スルコトヲ得セシメヨ。即チ其施設ノ方法ノ如キハ實施ニ就キ詳密ニ見狀スベシ。謹言

參議大隈重信、大蔵大輔井上馨等は、大に君の議に賛成したので、直ちに採用せられ、五年六月十八日君を租税頭に任じ、地租改正の業に専任せしむることにした。蓋し君の建議も、前年の神田孝平の建議、大久保の建議等とその旨趣を略々同じうするも、廢藩未だ成らざる中は、容易に實行することが出来なかつたが、今や機至り容易に實行せられるやうになつたのである。君の機を見るに敏なるは何時もの類である。これから君は、一方に於ては、租税寮の事務に執掌し、一方に於ては、更に租税改正局を置き、その局長として専ら地租改正事務を擔任することとなつた。明治六年七月二十八日、地租改正法が發布され、舊來の田畑貢獻の法を悉く廢し、土地の價格に對し、百分の三の貨幣を以て納めしむることになつたのは、君の建議と君の事務的材幹とに由ることが多い。

四 木戸孝允に據りて大に志を伸べんとす

君は大蔵省に入りてより、七年一月十五日大蔵少輔心得を罷めるまで、一年有半、大蔵省にあ

つて省務に専念し、比較的平穩であつた。先づ能吏ともいふべきさまであつた。この間地租税制の確立に盡したことは前述のごとくであるが、君が功績として、特に記すべきことは、明治六年五月七日、大蔵大輔井上馨、同三等出仕澁澤榮一の辭職によつて惹起された大蔵省の危機を救濟したことである。井上、澁澤は辭職と共に大蔵省の内部を暴露し、國家財政の危機を高調し、大に内外人民を驚かした。政府は大に憂慮し、大隈重信を大蔵省事務總裁として善後處置を講じさせた。大隈は詳細に國庫歳計の現状を調査し、井上等の論議の誤謬を指摘し、その意見の杞憂に過ぎないことを明かにし、別に明治六年歳入見込會計表を上り、これを公表した。これは實に政府が豫算を公布した嚆矢である。かく數字を以て、歳出歳入の相協ふことを明白に示したので、人心は漸く安定した。これは從來大隈の功績として賞讃されたことであるが、この大隈の上つた歳入歳出見込會計表といふのは、全く君が大蔵省三等出仕として、調査作製したものである。これは君が大隈に與へた書翰で明かであるが、こゝでは略しよう。

かくて大隈も君によつて財政の危機を切り抜けたので、大蔵の事務は君に一任することになつた。君は六月十七日、大蔵少輔の心得を命ぜられ、大蔵省の大小事務を管掌することとなつた。君が六月二十四日大隈に與へた書翰に、

前島密、本省出仕之義、過日來相伺候處、今以御沙汰無之、即今小生一人にて本省事務引受、大事件ハ御出省之節相伺御指揮相受可然候へ共、何分日用之當務幅湊に付、是非加勢無之候而は、とても當日之受拂難致候ニ付、出格之御詮議を以て、速ニ御沙汰被下度、

といつてみたので、その状が察せられる。それで六月十五日驛遞頭前島密が大蔵省三等出仕に任ぜられ、君を援けて省務に従事することになった。この後暫時は君も前島と共に省務に勵んでゐたが、君は前島のごとく一能吏たるに甘んずる人でない。明治六年七月二十三日木戸が岩倉一行に先だちて歸朝するや、君は木戸に大蔵省の内部を暴露し、政府及び大隈等の財政政策を難じ、木戸によつて、大隈等を排し、大にその志を伸べんと欲した。君は先に大隈に信用されて、大蔵省の事務を託せられたが、君は決して一循吏として大隈の許に記帳の間に安んずる者でない。そこに君が稜々たる叛骨を見るのである。だが君の行爲を叛骨といふときも、悉く説明せんとするは、固より偏見たるを免かれない。

元來君の財政意見は、大隈の樂觀説よりも、井上の悲觀説に近かつた。その内治政策は内閣の積極政策よりも、木戸、井上等の消極政策に近かつた。曩に君が大隈の依囑によつて、調査起草した歳計見積書も、その數字に現はれる所は固より大隈のいふ所であつたが、君の眞意は寧ろ井上のいふことにあつたと見られるのである。君が明治六年六月一日大隈に與へた書翰に、

昨日歳入出略表指出置候、定而御落手被下候義と奉存候、尤も理上に於ては必しも誤失は無之、帳簿上之算計ハ如此ニ御座候得共、御承知之通り日本之税法ハ實ニ疎漏簡略にして實地之收課ニ至リ、常年之不足相立候事ハ驗然ニ有之候故ニ、本年と雖も決而別冊取調通りには理財難相調ハ必然ニ御座候、廟堂之君子固ヨリ縷述を不俟御承知も可有之候得共、是ヲ以て實際御施行之目途と被遊候義ハ萬々危艱之至ニ御座候、就而ハ別紙ハ取調書共に其筋へ御指出置被遊候方可

然、尤も稍老婆心に過クルニ似タレ共、一日も理財之職分を辱し候得ば不言事を不得義ニ御座候とある。これで見れば、君は表面に現はれた數字では、大隈の説を支持してゐたが、實際上では井上の説を支持してゐた譯で、君が財政上、決して樂觀論者でないことが十分に考へられる。君が木戸に大隈等を彈劾したのは、一はかゝる意見があつたからである。必しも叛骨や野心とのみ見てはならない。

木戸は洋行以來、留守政府の所爲を以て、急進主義に流るゝものとして、大に不快としてゐた。彼が五年九月十四日井上馨に宛てた書翰の中に、

歐米其國之進て至此、實に一朝一夕にあらずして、其本甚深し、然るに我今日開化と稱するものも多く、皮膚上之事にあつて、其心腹如何と相考へ候、其形ちを變ずるに急にして、國力之損耗は如不問者、或は人情不實、輕薄只利是馳、

とあるのを見れば、彼が留守政府の積極的進歩主義の施設に不満であつたことが知られる。特に歸朝後、井上が、漸進主義を唱道し、大蔵省を去つた事情を聞いては、留守政府、中にも大隈に對して憤懣の情に堪へざるものがあつた。

元來大隈は唯一の知己として、同志として留守政府の監督を託し、約束條件の履行を頼んで置いた筈である。然るにこの約束條件を無視し、廟堂諸官と共に不急の改革を行ひ、多年の同志たる井上を援助せず、孤立無援の地に陥れたとは何事であるか、頼み難きは人の心の誠であると憤懣した。従前大隈に對する信頼が厚かつただけ、それだけ多くの不快と不満を感じたのである。

木戸のこの感情に乗じたのが君で、木戸を煽動して、先づ大隈を排斥し、政府の一角を切り崩し、その混乱に乗じようとしたらしい。特に長派によつて、薩派を排斥せんとする君は、近時大隈の兎角薩派に據らんとするを好まなかつたのであらう。八月五日木戸の日記には、

十二字過歸宅、陸奥租税頭來話、大藏省ノ混雜セシ元因、且入税ノ概算等逐々了承、爲前途懸念スルモノ不少

とある。君は木戸に大藏省の内部を暴露して、井上の辭職の事情、大隈財政策の不都合などを攻撃してゐたらしい。九月二日には、君は大隈の出張先から、密に木戸に書を贈り、滔々數千言、時弊を痛撃して、政府を彈劾した。而してその目指す所は大隈にあつた。君は先づ、

國家目今ノ大患ハ大臣經濟ニ通セス、吏務ヲ解セス、唯其理ヲ説キ、其權ヲ争ヒ、徒ラニ開明ノ虛聲ヲ好テ、政治ノ眞理ヲ失ヒ、人民ニ自由ノ權ヲ與ヘントシテ、其程度順序ヲ省ミス、反テ人心疑惑ヲ増ス、其說ヲ聞ケハ甚是ニシテ、其事ヲ觀レハ甚タ非ナリ、

といつて木戸の懷抱する漸進主義を取つて政府の所爲を非難した。これは木戸や井上の口吻そのまゝである。次に彼は大藏省の近事を攻撃した。明言はしないが、大隈が曩に井上の悲觀説を駁して、財政に餘裕ありといつたのが虚妄であると暗示した。曰く

歳入ノ歳出ヲ償ハザル現ニ其跡アリ、然レ共辛未廢藩ノ後各縣先ツ舊慣ヲ改メズ、收税ノ方法一定ニ至ラズ、帳簿未ダ全備セズ、故ニ歳入ヲ談ズル席上空算ニ過ギズ、故ニ其名ニ就テ論ズレバ歳入ノ高歳出ノ高ヨリ有餘アルモノ、如シ、然レ共固是席上ノ計較ニシテ不足ト云ヒ有餘

ト云ヒ其確據スル處アルニ非ズ、故ニ宗光常云フ、朝廷天下ノ政治ヲ實地ニ施行スル昨壬申ヲ以テ初トス、蓋シ過論ニアラザル也、今夫執政ノ大臣此理材困難ノ時ニ際シ宜ク儉ヲ守リ節ニ隨ヒ會計ノ當ルヲ要セザル可カラズ、豈實際ノ經驗ヲ捨テ空理ノ有餘ヲ喜ビ國省ヲ省セズ開明ノ虛聲ニ馳スルノ時ナランヤ、而シテ此ニ出ヅルヲ知ラズ、學ヲ興シ法ヲ編シ工ヲ勸メ兵ヲ徵シ屢々不止、數端ノ事務ヲ一舉ニ施行セントス、其事ヲ起セバ從テ其費アリ租税ノ定額以テ此ニ當ツルニ足ラズ、故ニ俄ニ民費ニ課スルノ舉アリ（此責大藏省モ亦分タザルベカラズ）國實ニ何ニヨツテ立タン、民實ニ何ヲ以テ堪ンヤ、今述ブル處ノ者其大略ノミ詳ニ之ヲ論ゼズ、之ヨリ甚焉ナル者アル可シ、尙是之ヲ改メザレバ天下之患遂ニ救フ可カラズ、善者アリト雖モ其後ヲ善スル能ハズ、之ヲ改ムルヤ如何

と滔々と數千言、廟堂諸公を痛撃し、餘りなき財政を餘ありとして、皮相文明の施設に汲々たるを罵つて、木戸の感情を刺戟した。君が攻撃する所は、皮相文明の施設に汲々たる大臣參議等にあつたが、その主とする攻撃の目標は大隈にあつた。君は更にこれを改むるの方法如何と疑問を提出し、その方法は制度を改むるに及ばない、人を改むればよろしい、苟もその人さへ改め得ば、制度改革のごときは自然に出來よう、方今人材乏しと雖も、二三の人なしとしない、閣下能くその人を探擇し、これと共に誠心國事に當らば、國家のことまた憂ふるに足らないといつて、大に木戸に囑望し、自薦の意を諷示した。かくして君は木戸を煽動して、大隈を排斥し、内閣の一角を崩壊せしめようとしたのである。君の主義主張の木戸、井上と同じ處にあつたことは、前

にもいつたごとくであるが、前に井上の辭職に際して何事もいはず、大隈を援けて大藏省の危機を切り抜けながら、木戸の歸朝するや、手を覆へして、井上と同じやうなことをいつて、大隈を排撃せんとする處、君が動もすれば叛骨のみの人と見られるものも否認されない。木戸は君の書翰によつて、どれ程刺戟され、動かされたかは知らない。木戸は日記に陸奥宗光書狀到來と記してあるのみで、返翰は出してないらしい。だがこれ以來、木戸が大隈に對して、頗る不平、不快を抱き、その情が次第に濃厚になつて行つた事實は、君の言の無効ならざりしを證するものであらう。

五 日本人一篇を草して官を去る

君は木戸によつて内閣の一部を破壊し、その間に大に志を伸べんとしたが、實に木戸には最早獨力で、内閣を改造せんとするがとき大事業を爲す體力もなく、氣力もなかつた。たゞ悶々たる不満を抱いて、時事を誹するに過ぎない。君も従つて施す所なく、鬱勃たる不平を抱いて、大藏省に居つた。とかうする中に、征韓論が起つて、廟堂の大問題となつた。傳ふる所によれば、君は大に征韓の議を非とし、今日は事を外に構ふる時でなく、内治を整ふる時であると主張した。が、尙竊かに以爲らく、若し西郷等をしてその目的を達せしめば、さなきだに跋扈する薩藩の武力をして一層優勢ならしめ、薩以外の士は永くその後塵を拜するに過ぎないだらうと憂慮

し、大江卓等の同志と謀つて、三條公に運動し、木戸を援けて征韓論を中止せしめようとした。しかし木戸等の力のみでは、到底西郷等の征韓派に當るに足りないので、この問題の決定を岩倉、大久保等の歸朝まで延期せしめようと運動したといふことである。だがその運動の詳細は、史料の徴すべきものがないやうだ。

征韓論敗れ、西郷以下武斷派の去つた政府では、大久保が大隈と伊藤とを左右に擁し、三條、岩倉を上に乗せて、強力な專制政治を行ふことになつた。これは時勢止むを得ない政策で、これではなければ、國家の治安は維持されなかつたのである。だがこれと同時に、有司專制の非難が起つて來た。明治七年一月十八日の副島、後藤、板垣等の民選議院設立の建言書にいふ『方今政權の歸する所を察するに上帝室に在らず、下人民に在らず、而獨有司に歸す』との非難が起つたのである。有司とは薩長有司といふ意であるが、事實は薩有司で、しかも大久保が、その主腦であつたことは申すまでもない。

この大久保の強力政治に對する非難は、征韓論に失敗した板垣等の徒ばかりでなかつた。征韓論には絶對反對で、西郷等の征韓論を破るに策動した君も、その一人であつた。君が『日本人』の一篇を草し、薩長有司の專制を痛撃し、薩長の陣營に大爆彈を投じ、日本國民の權利と義務を高調したのは、同じく七年一月で、民選議院設立の建白に先んじたのである。日本人は極めて長文であるが、君が心血を凝らす所、君が終生抱懷した主義を語るものとして割愛するに忍びない。

日本人トハ西ハ薩摩ノ絶地ヨリ、東ハ奥蝦夷マデノ間ニ生育シテ、凡ソ此帝國政府ノ下ニ支配セラル、者皆此稱アリ、既ニ此稱アレバ、各人其尊卑賢愚、貧富強弱ニ拘ラズ、皆此國ニ對スル義務アリ、權利アリ、最モ政治上ヨリ言フトキハ、此國ノ安全幸福ヲ謀ルノ事務ヲ掌ルモノハ、總テ政府大小ノ官吏ノ職任ニテ、政事ニ關係セザル平民ハ、唯々其法令ヲ遵守シ、其政旨ヲ體認スルマデニテ、日々ノ庶務ニ關スルニハ及バヌコトナリ、故ニ大官ハ其權利最モ大ニシテ、其義務愈々重ク、小官ハ其權利稍々小ニシテ、其義務稍々輕シ、平民ニ至リテハ此權利ト義務トハ全ク取除ケラレタルモノ、如シト雖、平民ニハ亦自ラ平民一般ノ權利ト義務アリ、其義務トハ自家ノ利益中ヨリ若干ノ歩合ヲ政府ニ納メ、之ヲ税金トシテ政府ノ費用ニ充テ、又丁年ノ者ハ其ガ役ニ服シテ、全國ノ安全ヲ衛ル等ナリ、其權利トハ既ニ義務ヲ盡シテ政府ノ用向ヲ辨シタル上ハ、各自其生活ノ爲メ、其幸福ノ爲メ、其安寧ノ爲メ、其利益ノ爲メ、其名譽ノ爲メ、又ハ其他ノ事件ニ政府又ハ他人ヨリ自己所有ノ部分ヲ毀損セラル、コトアルトキハ、之ヲ回復スルコト、又ハ其扶持ヲ得ムコトヲ政府ニ要求スルノ權アリ、是レ皆即チ平時人民ノ政府ニ對スル義務ナリ、權利ナリ、又時トシテハ政府ノ施政上ニ於テモ、國內人民一般ノ弊害トナルコトハ之ヲ除去シ、其利益トナルコトハ之ヲ興立スルヲ請求スルコト、或ハ政事向ニ偏頗、不公平ノ處分アルトキ、又ハ政府ノ處分ニテ、此國ノ安全ヲ傷害シ、此國ノ危難ヲ醸成スベキコトアルトキニ於テハ、之ヲ忠告シ、之ヲ爭論スルノ權アリ、故ニ約マリ人民モ、亦政府ノ義務ト權利ヲ分任シタルモノニシテ、其平常ノ政事上ニ於テ、政府ト人民トノ職掌ニ區別ア

ルハ、假リニ此國內ノ事務ヲ相互ニ約束シテ、面々持前ノ分課ヲ定メタル如キモノナリ、故ニ日本人ハ總懸リニテ、日本國內ノ安全ヲ保護シ、其危難ヲ捍制シ、此國ニ存スル幸福ハ、之ヲ國內一般ニ享受シ、此ノ國ニ生ズル危難ハ國內一般ニ分任スルノ理ナレバ、凡ソ日本人ノ名アルモノハ、一日一時モ此國ノ安全ヲ心頭ニ忘脚スベカラザルハ、即チ成國ノ大基トイフベシ。抑々日本國神世七五ノ時代ハイザ知ラズ、神武即位以來二千五百三十有四年ノ間、皇統連綿、今日ニ至ルマデ、未ダ曾テ一度モ外國ノ侵辱ヲ受ケズ、國內一般、上下ノ親密ナル情義ハ決シテ他ノ外國ノ比スベキコトニアラザレバ、此國人民ニ於テハ、一層報國ノ篤志アル理ナルニ、却テ此國人民ハ兎角、此國ノ安危存亡ヲ一切政府ニ委託シ、少シモ政府ノ權利ト義務ヲ分任シ、此國ノ安危ヲ面々ノ持前ニ引受ケ心配スルノ操義ヲ有スル者甚ダ稀ナリ、畢竟是レハ強チ此國人民ノ不注意、不親切ナルノミナラズ、古來此國政府ノ成立セル法制ニ於テモ、亦毫モ此權利ヲ人民ニ假借セザリシ風習ニ浸染シタルナリ、況ヤ今ヲ距ルコト一千有餘年來、藤原氏、平氏、源氏、北條氏、足利氏、織田氏、豐臣氏、徳川氏ナドイヘル公家、武家ノ輩、始終天下ノ權ヲ掌握シ、其政治向總テ自家ノ便利ニノミ引付ケ、勝手次第ニ此國ノ政事ヲ取扱ヒタレバナリ、藤原氏、北條氏、徳川氏ノ執政中、其ノ制度ミル可キモノアリト雖、畢竟政理ニ背反セシコト多カリケリ、況ヤ徳川氏ノ末世ニ至リ、政事向愈々益々失體ノ事件ヲ重ネ、加レ之嘉永六年、外國人始テ此國ニ來航シ、數百年以來、鎖國ノ制度ヲ變ジ、外國ノ交際ヲ開キタレバ、國內ノ議論大ニ蜂起シ、外患内憂一時ニ輻湊シ、政府ノ困難言フ可カラザルニ至リ、殆ト此國ノ安全、幸福ヲ保ツ能ハザルノ勢ナリ、既ニ此ノ如キ困難

ニ遭フトキハ、當時此國ノ人民悉皆、此國難ヲ救済スル爲メニ、各自吳越同舟ノ思ヲ起スベキ
 管ナルニ、左ハナクシテ多分ハ晏然自若、休戚ヲ慮ラズ、
 サモ彼秦人ノ楚人ノ肥瘠ヲ見ルノ諺ノ如キ有様ナリ、是ニ於テカ、僅々二三ノ大名ト其他憂國
 ノ徒ト稱スル者、東西ニ相集リ、深ク此國難ヲ痛心シ、自己ノ死生ヲ厭ハズ、或ハ政府ニ忠告
 シ、或ハ政府ヲ抗撃シ、又ハ有名、有力ノ大名ニ依頼シ如何ニカシテ、此國難ヲ氷解セントセ
 リ、

然ルニ此二三ノ大名及憂國ノ徒トイフ者モ、其議論數端ニシテ、固ヨリ一致協和ニ至ラズ、且
 ツ其舉動議論ニ於テモ、或ハ激烈ニ過ギ、或ハ粗暴ニ陷キリ、眞ノ醇實、公正ナル國民ノ本義
 ニ違ヒタルコトモ多カリケレドモ、此國ノ安危ヲ分任シ、此國ノ權利ヲ保全セント圖リタルモ
 ノナレバ、此國ニ對シテ忠勇ノ志操、深切ナルモノニシテ、所謂日本人ノ名稱ヲ辱シメザル者
 ナリ、左スレバ當時ノ政府ニテモ、斯ク忠勇篤志ノ人々ナレバ、假令其言行盡ク用フベカラザ
 ルモ、成丈ケ其人ヲ優待シ、之ニ因テ、所謂全國ノ安危ヲ一國總體ニ分任セシメ、如何ニモシ
 テ此國難ヲ救済スベキ管ナルニ、積年自家原ノ政事ニ因循シ、兎角他人ヨリ政事向ヲ彼是ト議
 論スルコトヲ嫌ヒテ、却テ深ク此輩ヲ憎ミ、甚シキハ之ヲ捕縛シ、之ヲ誅戮シ、一時暴威ヲ以
 テ之ヲ壓倒セントセリ、然レドモ原來人間ニ賦有スル正理ハ、暴政ノ壓倒シ能ハザルモノナル
 故ニ、竟ニ此暴政ヲ以テ此輩ノ議論ヲ壓倒スルコト能ザルノミナラズ、其後自家暴政ノ爲メ
 ニ、益々國內ノ議論ヲ招キ、慶應丁卯ノ歳ニ至リ、徳川氏二百餘年相傳ノ政權ヲ一旦ニシテ、

之ヲ朝廷ニ奉還スルニ至レリ。翌明治元年以後、即チ王政復古シ、政權更ニ一途ニ歸シ、四年
 辛未、廢藩置縣、乃チ封建ノ制ヲ變ジテ郡縣トシ、天下盡ク王權ニ屬ス、此等未曾有ノ改革ノ
 際ニ方リテハ、其初京攝ノ戰爭アリ、尋イデ北越、關東ノ戰又函館ノ役アリ、其他國難ノ多端
 ナルニ際シテ、外國人ノ爲メニ此國ノ權利ヲ奪ハレントセシモノ亦多カルベシ、
 偕此王政復古ノ偉績ヲ奏スル爲メ、又其前後各所ノ爭亂ヲ平定スル爲メニ於テモ、薩長ノ二藩
 其功勞最モ多ク、土佐之ニ亞ゲリ、肥前ハ徳川氏ノ時代ニハ、此國內并ニ王家ニ對シテ差シタ
 ル功勞モナカリシガ、維新以來政治上ニ於テ、前三藩ト比肩スルコトナリタリ、故ニ世間薩
 長或ハ薩長土、又ハ薩長肥土ノ稱アリ、然レドモ薩長ノ功勞最モ超越ニシテ、從テ其權力最モ
 重大ナリ、此時ニ方リテ我國三百藩及三千有餘萬人ノ中ニテ、僅ニ此四藩ノ大名ト此四藩中ノ
 士人ノミ大ニ世間ニ稱譽セラレタルモノハ、強チ他ノ國ノ人民ノ才識、智力盡ク此四藩ノ士人
 ニ及バザルニ非ザルベケレドモ、畢竟此四藩ノ士人ノミ、天下衆庶ニ先ジテ、此國ニ對シ最モ
 深切ナル忠勇ヲ盡シタレバ、自ラ此名譽ヲ得タルモノナリ、斯ル功勞アルヲ以テ、其後薩長ノ
 藩主ニ十萬石宛、土佐ノ藩主ニ四萬石、肥前ノ藩主ニ二萬石ノ賞典祿ヲ給與シ、又其藩々ノ士
 人中ニモ、其功勞ニ應ジ、特別ノ賞典祿ヲ給セリ、尙ホ其上ニ方今、政府ノ顯職ニ在ル者、
 大概此藩々ノ士人タル者多シ、固ヨリ此ノ如キ功勞アル人々ナレバ、其賞典ヲ受クルモ、又樞
 要貴重ナル官職ニ就クモ、決シテ他人ヨリ之ヲ非議スル能ハザルノミナラズ、之ヲ許シテ當然
 ノ事トセリ、然レドモ賞典ハ既往ノ功勞ニ酬イタルモノナレバ、其多少適不足アルモ、毫モ他

何レノ國、何レノ時代ニテモ、政治ノ實際上ヨリ見ルトキハ、其國內ノ強キ一黨ハ、弱キ一黨ヲ壓服シ、自黨ニ便利ナル舉動アルハ、必然ノ勢ニシテ免レ難キ通弊ナレドモ、若シ其強キ一黨中、能ク協和一致シテ、其國ノ權衡ヲ失ハザル様注意スルトキハ、尙ホ其國ノ安全幸福ヲ保護シ得ベシ、然ルニ現今此國ノ強キ一黨ナル薩長土肥ノ人々、即チ現在當路ノ大官ニ在ル者ハ、最モ相猜疑忌嫌シ、就中薩長ノ間、外和内離ニシテ始終互ニ疑惑ヲ抱キ、是非ヲ相異ニス、故ニ行政上ニ於テモ動モスレバ、各自ノ私意ヲ立テントシ、或ハ陽ニ其説ヲ同フシ、陰ニ其意ヲ異ニス、或ハ彼進ムトキハ此退キ、夫ガ爲メニ政務頗ル齟齬滯滞スルコト多シ、甚シキニ至リテハ、其爭論ニ因リ國內ヲ動搖スルニ至ル、凡ソ四五年間、政府數回ノ爭論、數回ノ改革アリ、其間固ヨリ得失アリト雖、常ニ政務ノ面倒ヲ引起シ、人民ノ迷惑ヲ醸生シ、政治ノ進歩ヲ妨碍セシコト枚擧ニ遑アラズ、而シテ此不幸ノ爭論ヲ起シ、國內ノ弊害生ズルヤ、決シテ政府ト各人民トノ間ニ生ジタルニ非ラズ、又外國ト國內トノ間ニ生ジタルニモ非ラズ、必ズ薩長ノ爭論ニ因ルモノニシテ、其大害ノ政府及國內一般ニ波及セシモノナリ、故ニ此國內ニ存スル幸福ヲ國內一般ニ被ムラシムルコト能ハザルノミナラズ、僅ニ薩長ノ間ニ生ジタル不幸ヲ、國內一般ニ受ケシムルニ至レリ、是ニ由リ之ヲ見ルトキハ、彼強キ一黨中ニ依頼シ、此國ノ權衡ヲ委託スルコトモ、亦終ニ頼ム可カラズ、反テ強キ一黨ノ爲メニ、此國一般ノ危難ヲ醸成セントス、今ヤ此ノ如キノ時勢ニ至リ、將來此國ノ獨立ヲ保全スベカラザルノ兆アリ、而シテ此國ノ人民タル者、恬トシテ晏然、國家ノ安危ヲ分任スル責ヲ願ハズ、之ヲ時勢ノ已ムヲ得ザル

ニ託シテ、休戚ヲ其間ニ慮ラザルハ、豈此國ノ人民タル本義ナランヤ、尙ホ其甚シキモノハ暗ニ此黨ニ阿諛附隨シ、僅ニ一身ノ榮譽ヲ謀リ、自ラ以テ計ヲ得タリトスル者アリ、嗚呼此國三千有餘萬ノ人民、此不幸、不公ノ時勢ニ際シ、此國ノ安危存亡ノ秋ニ當リ、決然奮起スルノ志ヲ起ス者ナキハ、實ニ日本全國ノ人民、怯弱萎靡シテ志操ナク、氣力ナシトイフベシ、今夫レ國內ノ安危、此ノ如キニ至リ、尙ホ且ツ奮起スル能ハズ、萬一他日外國人ノ爲メニ此國ノ獨立ヲ危クスルニ至ラントスルモ、此國人民ハ或ハ之ヲ捍禦防制スルノ氣力ナク、最モ甚シキモノハ、外國ニ附隨シ、一身ノ榮ヲ謀ラントスルニ至ルモ亦知ル可カラズ、豈寒心スベキノ事ニ非ラズヤ、願クハ我ガ全國日本人、此國ニ對スル義務アリ、權利アリ、其義務ヲ盡シ、其權利ヲ達シ、獨リ之ヲ政府即チ薩長等ノ人ニ委セズ、自ラ此國ノ危難ヲ分任シ、其幸福ヲ頒受シ、苟モ其責ム可キハ之ヲ責メ、其助ク可キハ之ヲ助ケ、吾人ノ義務ト權利ヲ擔當シ、吾人ノ忠勇ト志操ヲ磨勵シ、苟モ此國ノ人民タル本義ヲ失ハズ、積年萎靡セル氣力ヲ更張シ、現時此國ノ不幸ヲ救済シ、以テ將來ノ幸福ヲ招迎スルコトニ注意セバ、是レ日本人ノ日本人タル所以ナリ。

125
總べての日本人は日本國に對し、同一の義務と權利とを有す、この義務と權利とは薩長の専有でない、我々日本人は悉くこの國の危難を分任し、その幸福を享受せざるべからず、しからずんば國家の獨立遂に維持する能はざるに至らんと、日本人の權利義務を高調し薩長藩閥の專横を説く

かくのごとく熾烈なるは從來嘗て見ざる所である。君は前年の末、病と稱して熱海に靜養してゐたが、歸來、一月元旦、この一篇を草した。時に飛雪散漫、天地を辨ぜず、東西を分たない、その天候は君の痛刺する社會を思はしめた。君は直に辭表を上り、一月十五日依願免官、大藏省を去つた。日本人の一篇は木戸に送致された。木戸は君の文を見て、一月二十七日返簡を與へ、

朶雲奉拜見候、彌御清榮大賀此事に御坐候、何も筆頭にて御答難申盡、不日拜青、萬可申陳候一應之御答まで如此に御座候、

といつたが別に意見を述べなかつた。木戸もこの未曾有の大議論には容易に意見も述べられまい。君と親交ある伊藤は君の決心を知つて、君を訪うて懇諭し、更に中島信行をして、君の決意を諷へさしめようとしたが、君の決意は牢固として動かない。君は一月十一日伊藤に書を與へ、その動かすべからざる決意を述べ、辭職聽許に斡旋せられんことを請うた。『此度ノ一條ハ過日モ鄙情縷述仕候通り不得止事ノ順序ニテ御座候間、更ニ一點不平不満ノ次第ハ決シテ無之候、呉レトモ此ノ段御憐察被下度候』といつてゐる。

君がこの日本人を草して官を辭した理由と眞意とは何處にあつたか、君の主義を批判するに、主義や思想のみでもならず、さりとて叛骨や野心のみでもならず、何時も複雑であると思ふが、この時なども、まさしくさうだ。その何れを主とすべきやは、俄かに判じ難い。日本人のいふ所は、如何にも正論で、恐らくは薩長一部の人を除いた進歩主義者は何人も首肯し、その主張には感激感じ得ざるものがある。君は未だ民選議院を設立すべしといはないが、君の意は無論そこに

あつた。君は租税を納め、力役を以て國家を衛る人民は、その國の政治に容喙する權利あることをいつたのは、議會の設立を意味するものであることけ論を待たない。

だが君の日本人が、正義正論だけで提出されたものでないことも明かで、君は明治政府に對して、何時も重用されながら、何時も不平であつた。薩長土肥の背景を有せざる彼は、重要視せられながら、たゞ一官吏として待遇され、その器材を利用されるに過ぎなかつた。外國官、判事、知事、縣令、大藏省出仕、租税頭と要するに一屬僚たるに過ぎない。未だ卿とし、參議として、廟議に參畫するに至らない。

木戸、大久保は特別とするも、大隈、伊藤、井上も昔日の僚友に過ぎない。況んやそれ以下の徒に於ては、出身地を異にする外、何の勝れたるものあるか、然るに何時の間にか、君を抜いて進む、君の識見、伎倆、材幹を以てして憤懣に堪へないのは無理もない。こんな政府は一日も早く打倒して、公平な、正しき人の能力に應じて、その官位を進め得る政府と社會とを造出した。これは彼が明治政府に出仕以來の煩悶であり、焦燥であつた。されば何官に任せらるゝも一二年にして必ず、轉じ、或は罷めた。たゞ君の待つのは時機であつた。するどき洞察力を有する君は無理をしない。時至らざれば雌伏する。明治二年君が縣令を罷めた時は前述のごとくであつたが、こゝに明治七年再びこの機に至つたのを見たのである。征韓論以後の日本には確かに天下大動亂の機が再び萌してゐた。薩摩に、土佐に、佐賀に、更に東北地方に、不穩の氣は充滿してゐた。君はこの形勢を察して立つたのである。然らば君は何を爲さんと欲したのであるか、君が

胸中の秘策は妄りに常人の推測を許さない。君の自ら語る處はかうだ。

『客歲海外派出、大使等歸朝の後留守せし諸老との間に征韓事件に就き議論合はず、内閣の更迭を來たし、踵で臺灣出征の事起り、岩倉右大臣は是歳一月十一日刺客の難に遭ひたる等政界紛亂を極めたり、余は固より征韓論に與みするものにあらず、此一事は内閣と意見を異にせざるも、何分當時政界の状況は余をして政府部内に立つよりも、寧ろ野に下りて運動するの得策なるを感ぜしめたるより、遂に自から進みて免官を請願するに至りたるなり』この決心で官を罷めた君も、翌八年四月再び、任官、元老院議官となつた。これは恐くは木戸、板垣と大久保との妥協が成立し、政府の権力がやゝ暫定したからであらう。

第五章 西南戦役と薩長覆滅の大謀

一 西南戦役と君の態度

明治八年十二月二十八日、君は元老院議官から同院幹事となつた。君の才穎は何時も穎達する。元老院幹事陸奥宗光の名は再び官場に響いた。だが君がかゝる地位に満足し能はないことは前年大蔵省に居つた時と異はない。君は父翁の誠めに背き、夢中に夢を争はんとするに至つた。君は竊かに西南の役に乘じ、乾坤一擲の大業を試みんとしたのである。

西南戦役に於ける君の行動は極めて不明で、君が隠謀の真相は十分に知られてない。君は何時も人の失敗はその人の智慮の足りないからだといつてゐた位で、決して失敗談を人に語ることもなかつた。故に人の西南役に於ける君の關係を問ふを黙して語らず、顧みて他をいつてゐた。ただ種々の材料から推測すると、次のことが知られる。

最初鹿兒島の變が傳はつた時の廟議は區々として定らなかつた。或は勅使を差遣して島津久光、西郷隆盛に命じ、私學校の徒を鎮撫せしむべしといひ、或は勅命を以て、島津、西郷を召還すべしといひ、大久保のごときは、自ら鹿兒島に出張して、親しく西郷を説き、西郷若し聞かず

ば刺し違つて死せんといつてゐた。最初から堂々と、薩摩征伐を主張した者は、木戸のみであつた。君は最初から、木戸と主張を同じうし、河野敏鎌、柳原前光、中島信行等と計つて、岩倉、大久保等にその説を鼓吹してゐた。君はまたこの機會を利用して内閣改造を唱道した。乃ち木戸に説いて、板垣、後藤を政府に入れ、有司專制の風を矯め、政府の情弊を掃し、舉國一致の力を以て、西郷に當らねばならぬといふのである。君が討薩といひ、内閣改造といふには、何れも深謀のあることで、この一舉を以て、西郷等を誅滅し、薩閥の根柢を破壊し、併せて大久保の專制を制御せんと欲したのである。

君は平日、薩閥の武斷主義を嫉視し、新興日本の發達を沮碍するものは彼等であると考へた。また大久保の專制主義を嫌忌し、彼を制御せずんば、國民の要望する立憲政治は招致することが出来ないと考へた。彼が曩年の『日本人』の趣旨はそこにあつた。木戸によつて薩閥を抑壓し、日本人の日本を齎らさんと欲したのである。君が鹿兒島の變を聞いて、強硬なる討伐論と内閣改造とを主張したのは、かゝる深謀から發したのである。この主張の一端は次の書翰にも現はれてゐる。

一別後陸海御無障御着京之趣欣賀之至ニ奉存候、此地御發足後無別條御降慮可有之候、陳者己日御投書御申試之段々備ニ承知仕候、中島御談之一件同人所存之趣承知是又一説ト存候、兎ニ角其意ニ任セルヨリ外致方無之候、僕右之事ニ付少々別案モ有之候得共、未タ決定不致、此比頻ニ胸中ニテ自問自答致シ居候、熟考之上御相談可仕候、其節御同意ナレハ宣布御周旋有之度候、

一西陲之一事平定期艱豫定御同憂此事ニ御座候、乍併昔者吳元濟ノ叛亂スル唐憲宗ノ明主アリ、文ニ裴度武ニ李勣十道之全兵ヲ以テ尙十數月ヲ費シテ讒ニ平定セリ、故ニ事固ヨリ一論ス可カラサル者アレトモ西陲之亂モ未タ兩月餘ニ不出候事故、今日ヨリ餘リ落膽致候者モ亦タ男兒ラシクモ無之事ト存候、小生輩モ廟議次第ニ寄り隨分執銃先進錦旗ノ下ニ斃レ候心得ニ御座候、就而ハ何卒此際廟堂ノ者ヨワリ候様ノ景況無之様致度是耳懸念仕候、幸ニ老兄御滯京ノ事故時々御刺激ヲ怠ラサル様希望仕候、此地之模様ハ別ニ申上候事無之候得共、其表之景況時々御洩被下度候、先ハ御答旁如此ニ御座候、謹言

三月三十一日

陸奥宗光

尾崎盟兄

この尾崎は三郎のことで三條公の家來で、この書は三條公に入説せしめんためである。君が廟議次第では、自ら銃を執り、錦旗の下に斃れる決心ありといふのは、これまた誇張な語でない。君は紀州藩の募集兵を率ゐて出征するの覺悟があつたのである。

西南役の戦局の進むに従つて、徵兵のみでは足りなくなつた。北海道の屯田兵まで集めたが及ばない。それで各縣に士族を募集して、出征せしむることにした。當時和歌山縣には先年解散した藩兵の多數がある。これは獨逸式に訓練された精兵で、多數の銃も備はつてゐる。君は竊かにこの兵を利用することを考へた。四月九日、東京を發して十二日神戸に著し、大阪に入りて伊藤

を訪ひ、更に大久保を訪うて意見を蔽いた。然るに伊藤、大久保の語る所は、全く君の計畫を裏切るものであつた。曰く紀州兵募集の事は、政府に於て着目してゐる、既に舊藩主徳川茂承が、京都に於て紀州兵募集の事を斡旋し、陸軍でも、色々斡旋してゐるから、君が態々往くには及ぶまい。殊に鳥尾が戦地の實況を視察中であるから、その報告を俟つて、後決するも遅くないといふのであつた。

伊藤、大久保等をして何故にかゝる考を抱かせ、君を遠くろの策をとつたか、それには君の友人で、君を知悉してゐる鳥尾の考が與つて力があつたらしい。鳥尾は陸奥に舊藩兵の募集を任せるといふことは危険千萬である。陸奥は實に一世に卓越した奇策縦横の士である。若し彼に軍隊を任せたら、何をするか判らないといつて、竊かに大久保、伊藤等に説き、三浦安を使ひ、徳川茂承に説いて藩兵募集に従事せしめ、巧に君が機先を制したのであつた。これを知つた君は、流石に撫然として政府の反間苦肉の策に憤慨せざるを得なかつた。

君が募兵策が挫折したばかりでなく、君が内閣改造策も、その後戦局が有利に展開するに於て、大久保等の省る所とならなかつた。かく君が計畫の諸策は悉く破れた。君は不平満々としてその日を送つてゐた。君が土佐一派の隠謀に與するに至つたのは、かゝる際であつた。

二 土佐派の隠謀に與みす

征韓論以來、明治政府の所爲に不平であつた土佐立志社の一派、林有造や、大江卓等の一派は、鹿兒島の亂に乗じて、武力を以て、大久保一派の専制政府を打破して、國會開設の目的を達しようとした。彼等は先づ土佐に兵を募り、その兵を率ゐ、熊本城陥落を期として、大阪に進出し、大阪鎮臺の虛を突いて、これを占領し、遙かに熊本の薩兵に應じ、薩長政府を轉覆して、ここに新政府を樹立し、國會を開設しようといふのである。彼等は二派に分れ、林等は土佐に兵を擧げる。大江や岩神昂等は京阪の間に出で、竊かに政府大官を暗殺する計畫を立てた。彼等は屢々京攝の間を往來して形勢を探り、銃器の供給に關しては、岡本健三郎、中村貫一等をして葡萄牙人ローザに就いて準備をなさしめた。彼等はまた和歌山には宏大な彈藥製造所があり、大阪を衝く要地でもあり、君は先年藩兵の都督でもあつた。それやこれやで、竊かに君をこの企てに加擔せしめようとつとめた。大江が大阪で、君に會つて、その抱懐する政府轉覆の計畫を漏し、君の加擔を請うたのは、四月十四五日の頃であつた。諸策悉く畫餅に歸して、不平満々たる君は、遂にこの請を入れその謀に加はつた。

君はかくして大江等の陰謀に與するに至つたが、それは全く引入られたものであつて、積極的には餘り働かなかつた。東京で君が大江に逢つた時、君は、

君等の遣る事は到底ものにならん、だから最初にいつたではないか、この事は拙速を貴ばねばならぬと、所が土佐の遣方は頗る悠々たるもので、最早や官軍の聯絡が付いた今日に於て鐵砲がどうだとか、騒いでゐるではないか、其處で君等は今止めたまへ、今頃からやつたとて何

の役に立つものか、

といつて、頻りに中止せしめようとしたが、大江等は肯かないで、運動をつゞけてゐる中に、事は成らず、とうとう露顯するに至つた。翌十一年五月十五日、大江は拘引され、同志は前後して拘引された。君が拘引されたのは六月十日であつた。君は拘引の免かれざるを知つて、一夜鳥尾を訪うて、前後の處置を謀つた。鳥尾は後日この時のことを大江に語つた。曰く、

陸奥がお前の手紙を持つて、夜中俺の所に尋ねて來た。そうして自首したものであらうかどうかを相談したものである、其時始めて陸奥が真心中を打明けて、私も政府顛覆の快事を夢見た事を話した、自分はそれなら仕方がないから、思ひ切つて獄に行き給へ、自首してから刑を緩めて貰はう等といふのは、男子の恥づべき事だ、妻子の事は俺が引受けるから、潔く刑に就けよ、

だが、君は自首しない中に拘引された。君はその日袴、羽織の打扮で、悠々と、その途中、中島の宅に立寄り、後事を托して入獄した。政府は直に君を依願免官とした。尋いでその罪狀明白となるや八月二十一日除族の上、禁獄した。その判決文は次のごとくである。

申渡書

和歌山縣紀伊國海上郡小松原通一丁目一番地久野宗瀨方同居

當時東京飯田町一丁目一番地由良守應方寄留

和歌山縣士族

陸奥宗光

其方儀明治十年鹿兒島賊暴擧ノ時ニ際シ元老院幹事ノ職ヲ以テ京都府行在所御用出張中大江卓ガ林有造ト共ニ兵ヲ擧ゲ政府ヲ顛覆セントスルノ企ヲ承知シ又岩神昂ヨリ重臣暗殺ヲ謀ルコトヲ聞キ同人等ガ暴擧ノ勢緩テ假リテ政體ヲ改革セント企テ大江卓ト通謀シ明治十年四月廿一日京都ヨリ暗號ノ電信ヲ以テ卓ニ約シ置タル密謀ノ報知ヲ促シ其翌廿二日卓ガ電報私報ノ禁令ヲ犯シ元老院ノ暗號ヲ用ヒシ詐稱官員ノ電信ヲ以テ擧兵ノ密謀ヲ謀合スル報知ヲ得テ卓ノ下阪ヲ待受タリ右科ニ依リ除族ノ上禁獄五年申付候事

この申渡書でも知られるごとく、君は暴擧に與みしたとはいひながら、何等具體的な行動はなかつた。されば大江等は極めて君に同情し、何とかして君を免かれしめんとし、二十四回程の訊問に際し、『陸奥には我々の計畫を話したが、素より不賛成であつた。元來陸奥は、かやうな陰謀には信用の薄い人であるから、餘り深く這入つて話もしなかつた』といつてゐたが、裁判官は追窮して止まなかつた。君も最初は徹頭徹尾知らぬ、存せぬの一點張りで通した。君はこの頃病氣であつたにもかゝらず、十時間餘りも立詰で調べられ、或は徹宵取調べを受けたこともあつた。しかし何といはれても知らぬ存せぬで通した。所が八月十二日になつて、君は誤つて失言をした。不圖した事から、大江から聞いた事があると一言口を迂らした。それから附けこまれ、とうとう白狀せねばならなくなつたといふことである。後日出獄の後、君は大江に當時の事を語つて、

自分は始めから徹頭徹尾知らぬ存せぬで遣通し、君や岩神の口供によつて刑を受くる事を甘ん

ずる方略であつた。然るに追々時日が長くなり、最早隠し切れないと考へたからどうかして、君等の考へてゐる事を聞きたいと思つたけれども其時期がなかつた。其後或る機會で君の口供を読み聞かされたので、これを自分が知らぬ存ぜぬで通してゐては一層君を苦しめる許りであると思つたので、自分も覺悟を極め、大江等の計覽に同意したのであるといつた。其時、王乃が自分に屢次八百屋お七の話をした。それはお前は同意したのではなからうかと諷せられたのであつた。しかし君考へて見たまへ。我輩も苟くも男子だ。男子が他人の謀反を聞いたならば、これを止めるか、同意するかの外はないではないか。自分は唯聞いただけだといふ事にして置けば、王乃が諷した様に、二年位は罪が軽くなつたかも知れぬ。まあ君等の爲に二年程餘計に罪を背負つて來た譯だよ。

といつて大笑した。君が五年の刑を受けたと知れた時、岩神昂は嗟歎久しうして、嗚呼恩人を傷けたと、同監の佐田某に告げたといふことである。

三 獄中生活 山形の獄より宮城の獄

明治十一年八月二十一日刑期確定し、五年の禁獄を以て、山形に護送さるゝこととなり、九月一日東京を發した。君は都門を出るに際し、

三千里外向邊城

古奥山川慰客情

憶得當年波老句

茲遊奇絕冠平生

と賦してゐるが、この遊は決して尋常風流の遊ではなかつた。同囚は三浦介雄といひ、土佐の人で、鹿兒島の私學校黨に組したものである。二人は六人の獄吏に護衛せられて、奥州街道を下り、宮城縣より七ヶ宿即ち二口峠を経て、山形監獄に著した。同志岩神は秋田監獄に護送されたので、道を同じうし、互に詩を應酬して旅愁を慰めた。上之山驛に於て岩神と別るゝ時、

離別情兼秋夜深

燈前對坐淚霑襟

自今鳥海山頭月

應照愁人夜夜心

と賦して與へた。同郷の友人由良守應は、道中見えがくれに、君の後を護して山形まで送つた。或は家人の囑を受けたものであらう。君は初め山形縣に配賦せらるゝと聞くと、頗る戒心した。それは縣令三島通庸は薩人として、君を嫌つてゐるばかりでなく、君が元老院幹事任職中、かの酒田の森藤右衛門訴訟事件取調のため、縣令に通知することなく、突然岩神を差遣して、その事情を糾弾したことがあつたので、君に痛く啣む所があつたと聞いてゐたからである。

君が禁獄は君の一生に取つて非常な打撃であつた。君は自らこのことを記して、
此一事は、余が半生の一大厄難にして、自家の歴史上磨滅すべからざるの汚點なり、余は多言するを欲せず、

といつてゐた。君の父宗廣は藩執政として罪を得、田邊に幽閉十年に及んだが、二十七年の今日、その子再びこの災厄に遇ふとは、運命の奇といはねばならぬ。しかし父子は大に境遇と心境

とを異にしてゐた。父は志を得、政を擅にして、罪禍にかゝり、年齒も既に五十に達してゐた。さればその始めは

春くれと籠にこめられし鶯はふるす戀しと音をや啼らむ

と咏じて、煩悶憂愁の情に堪へがたきものもあつたが、間もなく佛門に歸して、大悟徹底、苦樂に超脱し、隨縁に樂しむの境に入り、身體もめつきり丈夫になつた。その釋免された時は、身心強健、別人の觀があつた。だが子の場合は大に異なるものがあつた。君は九歳にして一家離散の厄に遭つて以來、流離艱難、一日として寧日がなかつた。維新の風雲に遭會して、明治政府に重用された。他人から見れば得意であるべきだが、君は常に不平であつた。君は矜持する所極めて高く、自ら期する所は參議以上として廟堂にあつた。君の人物、材幹は或はその任に堪へたかも知れない。だが薩長の出にあらざる君は、土肥の出にも及ばなかつた。僅かに大藏少輔心得や、元老院幹事たるに過ぎない。君としては忍び難き屈辱であつた。されば君は幾度か官を辭してゐる。罷めては就き、就きては罷める、煩悶焦燥に堪へなかつた。今最後の飛躍の計破れて、こゝに禁獄五年、東奥の僻地に流謫せらる。風物蕭條、雨雪連旬、もとより暖風の薫する田邊の比でない。その年齒を問へば未だ三十五歳に過ぎない。君が父のごとく隨縁自在の境に入ることが出来なかつたのは無理からぬ。君にはどうしても、悟り切れないものがある。君がこの胸中の鬱勃を濺いだのが左の山形繫獄と題する長古の一篇である。

辯如懸河膽如天

祇愛杯酒不愛錢

踏破五大州山海

讀盡人間書萬篇

常笑管仲器何小

又嘲孟軻學未全

自謂功名唾手取

粗豪誤身三十年

世機由來幻於夢

朝列麟閣夕謫遷

檻車萬里投荒夷

荒夷山川盡腥羶

咄咄書空皆怪事

滿腹經綸屬徒然

君不見屠龍之技

終無用黑獄坐守蒲團禪

五大洲の山河を踏破し、萬卷の書を讀破し、管仲の器を小とし、孟軻の學を笑ふ、功名手に唾して取るべしと信じたも仇なれ、粗豪遂に身を誤り、一朝にして罪囚となつた。朝には麟閣に列し、夕には謫遷せられて、この荒夷の地に投ぜられた。今や滿腹の經綸も施すに術なく、屠龍の技も終に用ゐることなしと、洪歎時を久しうしたのである。

獄中最も君が思にかゝるは家郷である。家庭である。父歿して三年、墓を展し得ず、母既に七十一歳、兩兒未だ幼なり、英雄また女兒の情あり、これを想へば、憂心沖々眠る能はず、血涙の潜々たるものがある。この情を歌つたのに書感一篇がある。これ亦卒讀に堪へない。

狂愚招罪累

自期伏斧鑕

聖恩大如天

萬里遭遠黜

北地苦冰雪

殘軀畏痼疾

氣骨日漸衰

死生安可必

居諸若流水

誦居又元日	孤囚獨抱憂	萬人皆賀吉
遙想故山家	團樂集一室	阿孃雖健全
古稀又加一	兩兒未成童	少女歲甫七
薄田定荒蕪	老幼有唯恤	噫吾常枵腹
經綸皆誤術	蹉跎箕土中	素志酬難畢
辱身復汚祖	忠孝兩相失	思旃心有忬
不覺血淚溢		

君の親孝行は有名であつたが、獄中母を思ふの詩が多い、秋日雜吟に思家半夜淚痕雙といふのがある。また母を思ふと題し

不歎人世幾間關

懷母宵宵淚自潛

回首家山千里外

夢魂髣髴拜慈顏

と一身の蹉跎、間關問ふ所でない。たゞ慈母を懷へば涙堪へざるものがある。若しそれ君が父翁の三年忌にその不幸を詠びて詠じたものは悲淚潛々卒讀に堪へざるものがあるが、これは次節に譲る。だが君と雖も、何時も悶々として泣いてのみみない。心氣澄清の時は、人間の顯晦は時あり、皆な命なりと觀じ、人間の至樂は心樂にあると悟了した。

夢後得長句

拘罪萬里投遐荒

病骨猶剩一氣剛

邊城霜隕客衣冷

山重水複引愁長

由來人生如浮漚

紛紛恩讎夢一場

屈子離憂尙徒爾

韓非孤憤竟是狂

世態古今固相似

異鄉風月同故鄉

顯晦有時皆命耳

哲人獨自知行藏

吁嗟人間至樂在心樂

名高無用況榮爵

門前無客偶登樓

極目天未送飛鶴

當時獄中の生活はさう苦痛といふ程のものではなかつた。昔の所謂蟄居といふやうなもので、一室が與へられてあつた。書物と筆硯の差入は自由であつた。たゞ新聞のみは禁ぜられてゐたが竊かに讀むことを得たさうだ。食物も差入された。また時には散歩も許された。君は最上山の故城に數回遊んでゐる。君は獄中では、極めて謹慎の意を表し、看守押丁に對しても頗る懇懇であつた。また萬一を警戒して、監獄の物には一切箸をつけないで、山形袋町の逆旅屋後藤又兵衛から辨當を取寄せてゐた。その賄料は一ヶ月十八圓の請負であつた。この後藤は古河市兵衛の配下の者であつた。古河は君の舊誼を忘れず、在獄中毎年春秋二季に慰問として君を見舞つた。君も古河を愛し、「あゝいふ人こそ眞の人間だ」といつてゐたさうだ。君が獄中の最大慰問は、讀書と作文で、罪苦憂愁を忘れてゐた。當時差入の書物は、概ね漢文、漢籍のみであつたので、君は左傳を讀んで、左氏辭令纂一冊を編した。その序文は君の作で、極めて名文である。その意は春

秋列國の時、王公大人から、士庶人に至る、概ね容儀に習ひ、辭令を修め、以て公伯會同、出使專對等に便した。今日の世界は春秋列國と同じ、禮文修辭は國際上にも個人間にも、大に講究せねばならぬ。予はその目的で、左氏の辭令中、最も勝れたるもの數十章を撰んだといふのである。君が外交官としての修養が思はれる。君が文藻は豊富艶麗、父翁に譲らず、修理の整然これに超ゆるものがある。若しそれ人を評するに、銳利深刻にして、肉を剝り、毒氣骨を刻むごときに至つては古今獨歩といふべく、その狀人を殺すに大刀を用ゐず、九寸五分を以て、五分だめし、一分だめしにするやうなものだ。彼が大隈伯出身始末などは、この種の好標本である。これは後年のことに屬するが、こゝに併記する。

閑話休題、明治十二年九月二十五日放火によつて、山形の監獄が焼け、焔煙に包まれて在獄者の燒死する者十九人の多きに至つた。君と三浦は女監の裁縫場に移つてゐたので、幸に危厄を免れた。當時東京の新聞は、君も亦燒死したと傳へたので、當時内務卿たりし伊藤は大に驚き、山形縣に問合せ、初めてその訛傳なるを知つたが、伊藤は陸奥のごとき、將來有爲の人物を不取締なる山形縣の監獄に託すべからざと主張し、遂に君を宮城縣の監獄に移すことにした。それは明治十二年の十一月であつた。伊藤は宮城縣令松平正直に親展書を送り、君の取扱に特に注意せしめた。

君は十二年十一月三十日山形の獄を發して宮城の監獄に移つた。山形を發するや、

枯林夕照倦鴉還

不似人間行路艱

肥馬輕裘前日夢

檻車再過雪中山

と昔日を回顧して感慨をもらした。だがこの度は大に優待され、上等の旅館に宿して安眠した。その仙臺に入つた時は、歳暮に近かつた。途上數詩がある。

雲煙影裏度崔嵬

貧見名山呼快哉

十里青松低不見

檻車衝雪入仙臺

仙臺の監獄は結構廣壯にして、室内も清潔、待遇も能かつた。讀書も極めて自在であつた。新聞も自由に閲讀した。たゞ何日も氣にかゝるは慈母である。愛妻である。奉懷家慈と題して、

夢裡言容在

恍然猶訝眞

從來斷腸事

思子勝思親

寄内

離合雖常理

想思情何窮

南北兩地異

夫婦此心同

南北地を異にすと雖も、窮りなき想思の情は相同じと、斷腸の情をその妻に寄せた。君の妻は後に婦人公使といはれた有名才媛であつた。若しそれ歳末近くして、義弟中島信行の尋ねて来た時は、如何に歡んだが、

故人來兮故人來

謫居夢汝知幾回

相逢今日猶疑夢

欲訴舊情淚先催

都門風月今如何

朔北霜雪雁語哀

苦樂分嘗當年事

好携手去曠寒梅

相逢うて猶夢にあらずかと疑ふ、歡喜の情想ふべし。中島は除夜の日立來り、劇談終日、再會を約して歸つた。君は山形の獄にあつた時から、熱心に英學を勉強してゐたが、先づテイラーの萬國史を讀み始めた。詩あり、

夜深偶對歐洲史

興廢輸贏似奕棋

雨撲山隱燈影暗

讀來羅馬滅亡時

この年既にこれを讀了した。その感を書いたものに茫茫宇内に義戰なく、強食弱肉屠場に似たるの句がある。やがてこれは君が外交術ともなつた。君がベンザムの著を譯し始めたのは明治十四年以後で、毎日課を定めてこれを譯し、同房の三浦が淨寫に従事した。君は毎日概ね四十枚を草し、稿を換ること前後十七回に及んだ。當時星亨が監獄に來訪するや一週間も滞在して、その校閲をなしたことがあつた。日中來客あつた時などは徹夜しても必ず日課を終つた。君の刻苦精勵は、何日も同じだ。明治十六年出獄の後利學正宗と題して上梓して普ねく世に行はれた。

四 宗廣の晩年と其の死

父翁宗廣は維新の際、既に六十七歳であつた。固より意を當世に絶つてゐた。君が外國官に出

仕し、大阪に住したので、翁も亦大阪に來り住した。君が兵庫に至り、横濱に轉じた後も、暫くこの地に居り、夕日ヶ岡の邊に隱宅を構へ、風月を伴とし、和歌と禪に、心安く餘生を送つてゐた。この夕日ヶ岡といふは、大阪四天王寺の北方數百歩の處で、從二位藤原家隆を葬り、家隆塚と稱せられた地である。家隆は和歌を善くして、定家と並び稱せられ、後鳥羽上皇の勅を受けて新古今集を編し、今人麿といはれた歌聖である。だがその塚は荒れはて、榛莽の中に埋れてゐるのを見て、翁は悲しみ、自らその地を購ひ求め、これを修築し、碑を立て、家隆の歌句にとつて、夕日ヶ岡といつてゐた。翁はその地の幽閑なる風光を愛し、こゝで歌會などを催し、大阪に一名所を得たといつて歡んでゐたが、遂に金二百金を投じて、そこに隱宅を造り、自在庵と呼び、こゝに住することとなつた。當時の二百金といへば相當の巨額であるが、翁はこの金を得るために、和歌山藩の參事野口太郎助から、藩から受くる祿高を抵當にして、五ヶ年賦で借入れたといふことであれば、翁の生活状態も察せられる。この金策の談判を君に依頼した書面がある。君が神奈川縣令に任ぜられてからもこゝに住し、また和歌浦の秋葉山房を借りて、時折はこゝで南海の風光を楽しんでゐた。明治五年一月二十九日君宛の手紙を見ると、翁は元氣旺盛にして、時には京都に出で、妙心寺に坐禪をして居たことが知られる。

老夫事、彌世塵事うたてく、古稀餘一之老境、只々逍遙自在、殘生を慰養可致と存じ、和歌浦秋葉山房を寄寓之約相整、折々は同房へ逗留、南海西海一望之佳境に遊可申と存居候、併餘り隨意のみにては、却而元氣を失ひ、柔弱に流れ候事に付、禪觀益勉勵、折々上京、既に當月も

廿三日より上京、相國寺妙心寺に一夜づゝ止宿、廿六日に歸阪、淀川舟中は、

淀川や苦吹あらし身にしみて遙に比良の雪をみるかな

如此之寒氣に候得共、別に苦しとも不存事候條、御放意可被下候。

とある。老來益々盛んなる翁の元氣な生活が思はれる。

隨緣自在、世事に超脱せる翁も子を思ふ親心に變りはない。養子宗興（五郎）や、君の立身を我がこと以上に喜んでゐた。たゞ君が少壯氣鋭、或は進むに急にして、義に走り、法令徒に嚴に過ぎて、却て治民の術を誤らんことを憂慮し、書翰を以て、屢々君を訓誡してゐる、その一に追々昇進に付ては、兼ても申如く人和第一に御心得候様、尤國家に法令あり、人和は不足顧との論も可有之候へ共、仁弱不斷にして人和を得ると申儀には無之、法令嚴重の内にも、少しの心持にて人和は有之ものに候、既に芝山子の如き格段の盡力、一家の識見に於ては申旨無之候得共、事今日に至り候て、纔に其黨のみ茫茫然たるばかりにて、縣内誰か愛情の情を抱き候者無之、さればこそといはぬばかりの面もちなるは、全く和氣の無之故也、かかれれば大功を立ん者、かならず此一件子に於て可盡心者歟

官不容針、私通車馬

大殿の深き園生にさく花もゆきかふ袖にかをる春かせ

この書翰は四月十五日とあり、末尾の文によつて明治五年と考へられるものである。次にまた左のごときものがある。

剣の上九一陽生する迄は默然無事、東坡がいゆる安靜待時來而應之といへる如く、繼光守愚專要なるべし、然れば名論大議も、しばらく他見を憚るべし

春かせの雪のとさしを吹まては冬こもりせよ谷の鶯

と、たゞ一月十一日とあるのみであるが、これは疑もなく、明治六年のことで、君が薩長有司の專制に悲憤止む能はず、日本人一篇を草して官を去らんとした時である。君の焦躁、身を過らんことを憂慮し、繼光守愚、春風の薫ずるまで、冬こもりせよと忠告したのである。君には冷水三斗、慈父の教訓も、焔々と焼ゆる、煩惱の熱を去りがたかつた。

君が明治八年、元老院議員となり、幹事となつてからは、翁も出京し、君と俱に居つたらしい。明治九年六月の頃から、その邸に同志の男女を會して、和歌を語り、禪道を説いてゐたが、毎會聴衆も多くなるので、遂に一室を新造し、これを和歌禪堂と名づけ、十月二十六日開筵した。翁は常に和歌は神代から連綿と傳はつたもので、我が國の古風を存する。されば人心を誘導し、風化を助くるもの、和歌にまさるものはない。また禪は人間の感情を破り、知足安分、縁に従ひ、境に應じて自在ならしむるもの、人心の修養には、禪にまさるものはないといつて、二十餘年來、同志の徒を集めて、この和歌と禪話を試みんことを欲してゐたが、こゝに至つて始めて宿志が實現したので、翁は大に喜び、毎月數回、開會、諸生を集めて講説し、諄々として教へて倦むことがなかつた。翌十年に至り、病氣になつても廢めない。その中段々重くなるので、人々が見兼ねて病氣にさはるからといつて止めたが、何にすぎないことをやるのだからといつてどうし

ても聴かない、病革るまで續けた。

これのみそ人の國より傳はらて神世をうけしきしまの道(爲相師の歌、翁も
また一首あり)
神世にも正しくかよふ敷しまのみちそ皇國の道にぞ有ける

隨緣自在の翁にも、心に残るは君が身の上であつたらしい。君が大志酬ゆることなく、とかく悶々の情に堪へず、焦躁の態あるを憂慮し、君に左の箴言を書して、君を警めた。

才學ありて世に志あり、殊に官職を帶する身は、晝夜思慮の間斷なく、しらず／＼意識勞困し、身體安泰を得ず、蓋思慮沸騰すること鼎の如く、心火炎上し、水澤枯渴し、やゝもすれば嘔患の氣方寸に迫り、寬曠太度の量を失ふ、議論鋒を争ふ場に在ては、氣盛に雄健なるに似たりといへども、たま／＼閑生無事なる時は、閑寂に堪ずして鬱々たり、索々たり、それを慰とするも、又思慮邊の事にして、氣倦力疲て睡眠して漸くやむ、閑靜は天地一般、我性の本源、無量の思慮、是よりして出沒するを覺らず、却て思慮をもて主とし、閑靜をもて客とす、昨日も如是、今日も如是、須臾も思慮を休息して、身體を養ふに暇なき事、商家の一萬を得て、また十萬を求る如し、燕居申々、天々として元氣を養ふにあらずば、如意の境界には心猿揚々たりとも、不如意の境界には意駒恐くは狂奔せん、愛憎得失、畢竟夢中に夢を争ふに似たれど、聰明の人此病尤も甚し、丈夫世にたつ身を保つをもて第一とす、養體の妙は愛憎の妄、思慮を除くにあり、若能了得せば即是倒把魔主何ものか、
子を見るは親にしかず、眞に君が胸中を知悉せる親の言である。愛憎得失、畢竟夢中に夢を争

ふに似たれど、聰明の人、此病尤も甚しといふもの全く君のためにいふものである。だが功名に燃ゆる君は尋常にしてこの大悟の域に達し得ない、遂に意駒の狂奔にまかせ、夢中に夢を争つて、累繼の辱を受けるに至つたことは、前述のごとくである。

翁は明治十年五月十八日、大往生を遂げた。享年七十有五歳であつた。やがて遺命により、茶毘に附し、八月二十五日君は大阪に奉じ行き、夕日ヶ岡に葬つた。君は宗興と計り、碑を建て、夕日岡阡表と稱し、翁の事蹟を刻した。君自ら文を撰し、日下部東作が書を作り、廣群鶴が石に刻した。翁は君が大江等の隱謀に通じ、禁獄せらるゝことを全く知らなかつた。されば君は明治十二年五月、山形の獄中にあつて、三年忌を迎へ、悲哀に堪へず、衷心その不幸の罪を謝した。

罪兒今日拘幽囚

空望夕陽悲淚零

千里無由拜松柏

暗窓泣讀法華經

第六章 出獄と靜觀、二度外遊す

一 出獄と朝野の歡迎

波瀾重疊たる君の前半生は、將に大いに爲すあらんとする時に於て、不幸なる入獄により、一切の終焉を告げたが、今や偉勳赫々たる君の後半生は、想はざる特赦出獄によつて、其の幕が開かれようとする。洵に出獄こそは、君にとつて、新たな人生への誕生であつた。

明治十五年十二月三十日君は特赦の恩命を受け、罪一等を減ぜられ、十六年一月四日出獄した。駭々として時勢の進展して行くのを圍圍に凜然眺めたる時に、雄心鬱勃たる君は、轉た脾肉の嘆に堪へなかつたに違ひない。然るを、今や自由の天地に、暢達の手腕を振り、潤達の驥足を延べ得ることになつたのである。君の歡悅や知るべきだ。君は靜かに己の前途を考へ、將來執るべき方針を熟慮した。後年君が其の『小傳』に於て、『抑々余一朝放免と爲りたるや、一身上、恰も暗夜中俄かに曉に達したるが如く』と云へるが如きは、出獄を以て一身上の轉機なりと認識し、甦生の首途に於て、將來大いに爲すあらんを、深く心に期する所があつたことを、暗に懷述したものと見られよう。君は直に東京に歸らず、南町の逆旅井筒屋方に投じ、數日滞在した。君

が出獄の報一たび傳はるや、君の旅館を訪ひ來り、面謁を請ふ者踵を接したが、君は感ずる所あり、一切これを謝絶して、一室に閉居、現下の政情と、自己のこれに處すべき方針とを靜觀した。君が爾後數年間は隱忍持重して鋒鋦を韜晦せねばならぬと決意するに至つたのは、恐らく、この最後の仙臺留駐の數日間の靜觀の結果であらう。

一月八日、君は仙臺を去つて上京の途に就いた。去るに臨んでは、流石に感慨無量、萬感交々胸に迫るを覺えた。君が再び東都の土を踏んだのは十三日であつた。是日、親族は固より、君が故舊は、朝に在る者と野に在る者とを問はず、或は宇都宮に、或は栗橋に、或は草加に迎へて、千住の中田屋に一同午餐を俱にし、賑やかに入京した。其の夜は、親戚舊知が君の寓居に集つて祝宴を開き、君の特赦を賀する即興の詩歌を、吟詠する者などもあつて、更くるを知らぬ有様であつた。それから暫らくの間、君は訪客の迎接と知人よりの招待に寧日がなかつた。三十一日には、芝の紅葉館に於ける、在京和歌山縣人を主とした有志主催の盛大な祝筵に臨んだ。東京に於ける訪客迎接と招宴出席とを一通り済ませてから、二月十五日、君は一家を携へて横濱、横須賀、金澤方面に至り、神奈川縣令時代の故舊の招宴に臨み、二十五日、江の島に出で、約十日間を恵比壽屋に過して、一旦歸京し、尋いで四月十五日、郷里和歌山縣に向つた。

君の和歌山に於けるは、恰も往年大西郷の鹿兒島に於けるが如き概がある。曩に紅葉館に賀筵の設けらるゝや、縣民有志は、遙々代表二名を派して之に列席せしめたくらみであるから、今、君が親しく縣地に臨むと聞かや、和歌山城下は、忽ち熱狂の狀を呈するに至つた。縣令神山郡

康、木國同友會會長濱口梧陵を筆頭として、郡區長、諸會社長、學校長、病院長、新聞記者は悉く幹事と爲つて歓迎懇親會を開くこととし、十日も前から會場の設備に着手して、及ばざるを恐るるが如き有様であつた。濱口の如きは、わざわざ湯淺町の本邸から、會場用の屏風、敷物其の他の器具類を、長持四五棹も運ばせた。

斯くて、二十六日を以て歓迎會を開く旨が發表されるや、二十日までに出席を申込む者數百名に上り、攝河泉三國、熊野方面からさへも列席を望み來る者尠くなかつた。二十四日、君は浪華を發し和歌山に向つた。和歌山市内は、戸毎に灯燈を掲げ、處々に『陸奥宗光君萬歳』と大書した旗を押し立て、歓迎の意を發表した。二十六日、君は愈々懇親會に臨む。會場は公園内の縣會議事堂を以て充てられた。神山縣令、濱口以下多數の名士が出席した。席定まるや、有志は交々起つて君の出獄を賀し、君の捲土重來を囑望する旨を述べた。尋いで盛大な祝宴が開かれ、和氣譚々の裡に、和歌山縣未曾有の大歓迎會が終つた。君の凱旋將軍の如き歸郷と、其盛大な歓迎懇親會の報に接した當時の東京の一新聞は、『恰も舊時國主の入部を待つ如き景況なりと、同氏が名望知るべきなり』と感歎した。尋いで君は、去つて大阪に赴き、先人自得の夕陽岡の墓を展して、特赦放免を報告し、各所の歓迎會に臨み、一旦伊勢路に入り、再び大阪に戻つて、五月十日神戸を發し、水路東京に歸つた。

二 出獄前後の政情

君の入獄の頃から拍車を加へた國會開設、自由民權運動が、遂に明治十四年十月に至つて、立憲政治開設の大詔渙發を見るに至つた。雖て自由黨、改進黨の勃興を促し、更に前後して、所在、地方政黨の叢生となり、しかもそれ等政黨の多くは、最初の出發點を忘れ、遂には共同の敵を後にして、相互に排擠を事とし、共に困憊し、徒らに政府をして漁夫の利を讓斷せしむるの狀となつた。これ等の情勢は、爛眼たる君の、夙に知悉する所であつた。

當時、政府の政黨彈壓は、斷々乎として日一日より峻烈を加へ、右大臣岩倉具視の如きは、遂に府縣會中止の議をさへ唱ふるに至つた。蓋し、府縣會議員は、概ね自由改進黨兩黨に屬し、専ら民權を主張し、官府に抗敵するを以て其の本分と爲すものなりと思惟したからである。而して政府は、彈壓のためには手段を擇ばず、或は自由改進黨兩黨の離間策を講じ、或は有名無實の立憲帝國政黨を組織せしめ、或は煩苛なる諸法令を以て言論を壟蔽し、建白請願を制限し、集會を抑壓し、勢の趨く所、遂に密かに金を給して自由黨總理板垣退助と後藤象二郎とを外遊せしめて其の黨勢を殺がんとし、或は共同運輸會社を設立して、射馬の計を以て改進黨を窘しめんとし、或は改進黨首領大隈重信の設立せる東京專門學校にまで彈壓の手を延ばすが如きをさへ敢てした。

政府の所爲此の如くなれば、政黨亦尺に報ゆるに尺を以てし、自由民權論者は、虚無黨の破壊

主義の亜流を汲み、所在に暴發して危激粗暴當るべからず、幾多の共和的私擬憲法は全國に流布せられて、人心之に惑ふこと甚だしきものがあつた。

かくの如き政界の諸情勢、即ち所謂客觀的情勢を、君は早くすでに仙臺の客舎に於て洞觀した。しかも東京に歸來して左右を眺むるや、廟堂に在つて談ずるに足るべき唯一人たる伊藤博文は、憲法取調として遠く歐洲に在り、野に在つて諮るに足るべき先輩後藤象二郎は、板垣退助と共に、敢て政府の術策に乗れるが如くして、又遠く歐洲に韜晦してゐる。君たる者、亦轉た滄桑の感なき能はずであつた。されば、かゝる時流に如何に棹さすべきかを考へた時、君の得た結論は何であつたかは、想像するに難くない。恐らく君は、政府に入らんか、藩閥の保守醜陋見るに堪へない。政黨に入らんか、驥足を暢ばし得ざるを如何にすべきと考へたであらう。而して、結局、あらゆる混沌たる政治情勢にも拘らず、立憲政治は遠からざる將來に約束せられてゐるが故に、自分の飛躍すべき天地は其處に在つて此處にない。故に脾肉の歎に堪へざるも、暫らくは鋒銛を韜晦して、世の紛雜を避くるに如くはないと、固く決意するに至つたのである。

されば、二月三日、中島信行等自由黨員數名が、君を采女町の精養軒に招じて、切に入黨を勸説したことがあつたが、君は慨然として、唯一言、『この事は御免蒙むりたい』と答へて、中島等をして啞然たらしめた。又、山陰、山陽、四國の自由黨幹事二十餘名が、各その地方黨員の零細な贖金を旅費として、君を歓迎すると稱して大阪に會し、大舉上京したことがあるが、その意亦、君の入黨勸誘に在つたので、君が之に應じなかつたこともある。君自らも、その『小傳』に

於て、この頃のことを述懐して、『朝野の舊友より種々の勸告を受けたることあれども、感ずる所あり、一切之に従はず』と云つてゐる。

かうした君の決意を知つたため、自由黨員等も再び、君を説かうとせず、政府も君の出處を促がさうとしなくなつた。君も亦、敢て世と交渉をもたうとせず、専ら獄中に成つたペンサムの道徳と法律の原理の譯利學正宗の譯稿や、福堂獨語の原稿の整理に従事し、その夏日光に遊んだ外は、多く寓居に蟄居してゐた。

三 外遊、立憲政治の研究(上)

明治十六年八月上旬、君の盟友伊藤博文は、憲法調査の大命を果して歸朝した。時適ま君は令息を伴うて日光に遊んでゐたので、その月下旬歸京してから、始めて伊藤に會し、久瀾を叙した。君の人物を最もよく知る伊藤は、君の出獄を衷心から賀し、時勢を説いて、切に自愛持重せんことを勸告した。君も亦、隱忍韜晦の眞意を披瀝して、その懇切な忠告を謝した。種々の談話の末、伊藤は、『我國も近い將來に立憲政治が實施される、故にこの際、君も暫らく歐米に遊んで彼の地の政治を實視し、他日に處する素地を作つてはどうか』と慫慂した。君の外遊の志は、出獄當初から抱懐してゐた所であるから、君は伊藤の好意を謝し、『自分も實はそのつもりである』と答へて辭去した。二三日後、伊藤は答禮の意味を以て、君の寓居を訪うた。而して談再び君が

外遊のことに及んだ。當時君に外遊を懇願した者には、井上馨や松方正義や澁澤榮一などもある。而して彼等は君のために、旅費の都合をさへ申出でたものゝやうである。然し君は、當時まだ獄中に成つた翻譯や著述の原稿の整理をはじめとして、種々身邊に所用があつたので、直ぐには應じ得なかつたらしい。

翌明治十七年一月末の或る日、君が伊藤を訪ふや、伊藤はまた、歳の改まれるを機として懸案たる外遊を断行せんことを君に勸告した。『君の材を以てして、便々閑居して爲すなきは、洵に君のため惜しむべきだ。今や出獄以後一年有餘、身度の方向を堅定すべき時ではないか』とて、切に君の奮起を促した。『歳改まらば』とは、君も亦考へてゐた所である。そこへ伊藤のこの勸告があつたので、茲に君は漸く外遊を決するに至つた。二月二日、君が伊藤に贈つた次の書翰は、伊藤が如何に君のために誠意を致し、君が如何に伊藤の知遇に感じ、これを徳としたかを示すものである。

先日は參邸、種々御配慮を蒙り、千萬難有仕合存奉候

尊慈を辱し、稍身度の方向も相定、感激の至りに御座候。此上何分にも宣布御配心の程奉願上候。何れ兩三日中には參上拜謝申上、且爾後の御模様承り申度候。

先づは一應の御禮迄如此御座候 早々不一

斯くて二月二十六日、君は令息を伴うて東京を發し、大阪に赴き、夕陽岡の父君の墓に外遊の旨を報告し、尋いで有馬温泉に遊んで暫らく英氣を養ひ、歸京したが、四月二十六日、君は愈々

歐米漫遊の途に上り、新橋から横濱に至り、先づ米國に向はんとし、翌二十七日、佛國郵船オセアニック號に乗り組んだ。適ま伊藤が、山階宮定曆王殿下の御洋行奉送のため來横したので、君は伊藤と最後の握手をして別れることができた。伊藤は別れるに臨み、更に懇々と君に持重を囑望し、大いに研鑽を積み來らんことを勸告し、且、歐米に在る知人への紹介状を君に與へた。五月十一日、君等を載せたオセアニック號は桑港に着いた。君はそこからニューヨークに直行し、尋いでワシントンに到り、暫らく米國の議會政治を視察し、六月三日シカゴに到つて、大統領撰名會 ノミネーターズ の景況を視、その月下旬、憲政發祥國たる英國への渡航の途に上り、七月八日ロンドンに着した。

米國滞在中、君は、一厄難に逢つた。それは東洋銀行が閉店されたため、忽ち旅費に窮するに至つたことである。そこで君は、井上、澁澤に書を送金をお願いしたが、更に五月三十日、伊藤にも亦書を贈つて、出發前の好意を謝すると共に、旅費調達の助力を請ふ所があつた。即ちその書中に

一 小生發航前には種々御懇命を蒙り、殊に將來處世の明訓を受け候段、感銘の至りに候。米歐滞在中は晝夜努力を盡し、慈護萬一に相報じ可申心得に御座候。猶此上共御慈訓被下度候儀も候へば、乍御面倒時々御書面被下度奉願候。

一 東洋銀行閉店に付、小生一切旅費失却仕候儀は、定て御聞取被下候事と存奉候。此の件に付、先便井上兄并に澁澤へも鄙情申し置候。誠に重々御厄介を相懸け恐入候へ共、何角御方便

被在候様奉願上候

と云つてゐる。それで英國渡航の旅費だけは、どうやら自分で工面したが、英國に着いて見ると、未だ送金がなく、その後約一ヶ月も待つたが、尙故國からは何の音沙汰もないので、君は非常に困惑した。幸ひ、伊藤からの紹介状を以て末松謙澄に會ふことを得たので、その好意によつて、一時どうやら不自由を凌ぐことができた。然し、素志たる大陸渡航はできず、八月上旬、末松の大陸漫遊の途に上るに垂涎するのみであつた。

そこで君も覺悟をきめ、暫らくロンドンに踏み留まることとし、毎日政治家や政治學者を訪ねて、英國立憲政治を、學理と實地の兩方面から、熱心に研究した。當時君が特に深く交はつた英人の中には、數十年間英國下院の書記官を勤め、「バリアアメンタル・ブリクテイス」や「ヒストリー・オブ・コンステイチューション」等の著述のあるイルスキ・メイや、當時の有數の學者たりしフオセツト等がある。君はこれ等の人々から、大いに學ぶ所があつた。旅費の無いことが、君の英國立憲政治に關する蘊蓄を深めさせ、後年の君の議會對策に資する所多からしめたともいはれよう。實に、後年、在朝者の多くが獨逸流の政治學を修め、これを偏重するの傾向があつた中に於て、君のみは、それに加ふるに英國流の政治學を以てしたのは、この已むを得ざる英國留駐の資であつたのである。

幾ばくもなく旅費は著いたが、君は尙暫らく英國に稽留して更に研究を重ねた後、漸く大陸に渡り、各地を歴遊して、行く／＼各國の政情を實視し、明治十八年の春の頃獨逸國に抵つて、こゝ

に暫らく旅裝を解いた。これは君が、渡歐前、伊藤から、必らずスタインに就いて學ぶべきを忠告せられてゐたからである。これから、君の驚歎すべき猛勉強が始まる。

四 外遊、立憲政治の研究（下）

君のスタインに就いて學ぶや、悉く講義の要點を筆記し、疑ありて質さざるなく、信じて言はざるはなかつた。スタインも君の熱誠には非常に感動し、特に君を厚遇した。蓋し君は、彼を訪ふ多くの日本人とは大いにその選を異にし、すでに英國の立憲政治に通じ、國法學の知識極めて豊富なるものがあつたから、彼も君に學を講ずるに、自ら尋常日本人に對すると異ならざるを得なかつたのであらう。而して君は、單に彼に就いて學ぶだけでなく、時には堂々の論陣を張つて討論し、或は滔々自説を述べて批判を請ふこともあつた。君が如何に熱心に研究し、如何にスタインが君に信頼を置いたかは、その年の十二月一日、スタインが君に贈つた長文の書翰によつても、その一斑は窺ひ得る。次に其の譯文を掲げよう。

數日前御認の貴翰并に右書中へ御封入の講義録、正に落掌仕候。右講義録は、老生細密に拜見致し候のみならず、甚だ愉快に展讀仕候。實に、御別袖後僅々の月日間に、數百葉以上の御草稿を、斯く速かに御整頓被成候事は、頗る難事に付、御勉強の段察奉候。御書翰の趣に依れば、貴君にも其地に御歸國の由、老生は豫て御歸國前には、今一應拜肩致す

べくと相樂しみ居り候事に付、殊更に御名残惜く存候、尤も貴君には、再び歐洲へ御來遊の事も之れあるべきなれども、老生儀は、數日前に古稀の賀筵を開き候程に付、御再遊の節まで此世に永らへ居て、再び拜顔を得るや否は、殆んど期し難き事に御座候、老生の如き高齡なる者には、種々心に期し置きたる事業を、半途にして、遂に爲し了へざる事甚だ多きものなれば、殊更に貴君が此度御遣はし被成候講義録の完全なるを見るに付ても、頗る感慚の情を生じ申候、但し、老生事、當節甚だ多忙に付、御遣はしの講義録に、細密なる評論を書き加へ申兼候へども、貴君には、定めて、此講義録を携へて御歸りなされ度き事と察し候間、僅かに其の要領の箇所々々へ、大意を書き加へ、御返却申候。尤も、此講義録は、當夏の頃、拙宅にて、御互に討論仕候議論の要旨を、簡明に御編輯相成候事故、此上は、老生が、蛇足を加ふるに及び申さずと存候、

貴君御歸國の上は、貴君將來の御處身に於て、定めて目覺ましき御働きのれあるべくと、竊かに冀望し、又、推知仕候事に御座候、

抑々日本人の心智は、啻に強大なるのみならず、甚だ高尙なる事は、老生が能く知る所に御座候。然れども、老生が曾て事實に徴し、將來に考へたる觀察に依れば、日本國に於ては、尙作爲すべき許多至難の難事業その前途に横たはり居り申候様に存候間、若し老生の年齡今少しく若くして、貴君に御同伴仕りて、貴國に遊び、貴國の將來作行すべき事業の全部又は一部を傍觀するを得ば、此一老人の爲には、頗る壯快なる事と存候へども、其機能はざるは、甚だ残念

に存候、

偕て、老生は幾重にも、貴君が行政學の諸原質に付、一般の大要并に詳細なる意義を、御了解なされ候事を恭賀仕候、抑々純粹なる憲法は真正なる國家の精神とすれば、高尙なる行政法は其體幹とも申すべき者に御座候。又彼の國家學の第二部○行政學中の、地方自治政府の性質と組織とは其國土の中央政府と并行すべき者にして、最も緊要なる事に候、就いては、此部分は、貴君御歸國の後、實地に就き御研究相成候様、吳々も御勧め申上候、

若し貴君御歸國の後、實地に活世界の事業に御當り成され候時は、其の進路に於て、往々、御互に机上に討論仕候箇條外に、一層の難點多き事を發見成され候事は必然に付、貴君が歐洲の一友人を御記憶成され、何なりとも御質問被下度候、今爰に、將來日本國に於て、立憲政治を行はんとするに際し、甚だ緊要なる一箇の實事を、貴君に呈示すべし、抑々善良なる憲法を組織する事は、甚だ緊要なる事は申すまでもなき事ながら、是れを爲すには、先づ其議決に付し、討議を要すべき各材料と各問題との上に、明瞭なる觀察を得る事、第一急務の要點に有之候、政府は、常に、總て將來の立法上に於て、率先して人民を誘引せざるべからず、而して之を成すには、啻に外形の規矩上に露はるゝ事實のみならず、能く能く人民の内部の精神を透見せざるべからざる事に候、又、國民の大數は、常に何か其冀望を抱き、其冀望を達し得べしと思ふ人物を信頼し、其人に依頼するものなれ共、一度其望願する所を達したる上は、動もすれば、其恩人の徳を忘るゝが如き狀を呈出する事甚だ多きものなれば、國內多數の人民の上に立

つ人に在りては、能く能く此一點を注意ありたき事に御座候、
貴君御歸國後、伯爵伊藤君に御面會致され候はゞ、老生が同伯に對する信實と尊敬とは、毫も
相變ぜざる旨、御傳聲下され度、且、貴君御歸國の上は、何卒時々日本國の事情を御報知被下
候様仕り度、先は告別の爲め、大略此書を呈し候、恐惶謹言、

千八百八十五年十二月一日

ワイドリンガウ村居にて

學士

スタイン

陸奥君足下

西洋の一老碩儒と、東洋の壯年の一奇傑との交情、脈々紙表に溢れてゐるではないか。

君が在境中の異常な勉強のことは、時の駐境公使西園寺公望から、七月三日附で伊藤に贈つた
書翰中に、

陸奥宗光此地に在り、同氏はスタインに就き勉強いたし候。同氏は迄専々英國風學問に有之候
處、來歐後、別に發明する處有之と被察候、同氏の勉強は實に可驚、

とあるにより、明瞭に裏書される。且、西園寺は、君の努力に感動し、その材を惜しむの餘り、
翌十九年一月十五日、次の如き書を伊藤に呈して、極力君を推稱し、速かに君を政府に任用すべ
きを力説してゐる。

陸奥宗光は、客冬英國より歸朝の由、此書到着頃は、既に歸着なるべし。同人滯歐中は、非常
勉強也、歸後御面會も有之候はゞ、定て觀を改るもの有らんと奉存候、小生考ふるに、同人如

き、此草野に遊居は、當人に於て大損たるは申迄もなく、於政府も得策と云に非ず、願はく
は、速に御採用相成ては如何、敢て同人の爲に遊説するに非ず、幸嘉納焉。
惟ふに、君の滯歐中、得る所は多々あつたが、特に境國に於て、西園寺公望を知つたことは注
意すべきことで、これより兩人の交情は終生變らなかつた。

五 歸 朝

境國を去つた後、君は再び英國に戻り、明治十八年末、佛國郵船メンザールに搭じ、翌十九
年二月一日神戸に入港、歸朝した。始め君の外遊の途に上るや期するに三年を以てしたが、不
幸、母堂の病没に會したので、豫定を短縮して、この歸朝となつたのである。君の母は政子とい
ひ、藩の執政渥美源五郎の長女、天保六年始めて、宗廣と結婚し、弘化元年七月君を生む、君が
外遊の年十一月病氣を以て歿した。君は母に仕へて至孝であつたが、身生多事にして奉養を盡す
の暇が尠なかつたが、今また歐遊中にその計に接したので、君も悲歎措く所を知らなかつた。だ
が折角の外遊とて直に歸朝することも出来なかつたが、一通り外遊の目的を達したので、豫期を
早めて歸朝したのである。母政子は天資快活にして女丈夫の風あり、全家流離の中に君を鞠育し
て、その材を爲さしめた。君の氣質は寧ろ母性に遺傳せしもの多しとは親屬一般に評する處であ
る。前年君が拘引せられた時も、特赦せられた時も母堂の態度は毫も平日と異なる所なく、訪問

客をして驚歎せしめたといふことである。

君が外遊中讀んだ歴山王墓を過るの詩は人口に膾炙してゐるが、如今君相贈何小 唯唱歐洲均勢論の歸結は君が意氣の雄大なるを示すものとして當時の評判であつた。

君が二星霜に垂んとする歐米歴遊に於て得たる收穫は多々あるが、これを概言すれば、第一は、英國議員制度に關する豊富なる知識と、埃國に於て得たる國法學、殊に行政學の知識とであり、第二は、種々の意味に於て伊藤、井上との交情を更に厚うしたることである。されば、君の再び故國に歸るや、第一に關聯しては、人皆君の如何なる抱負を懐くに至つたかを知らうと欲し、第二に關聯しては、伊藤、井上から、西園寺の進言に動機づけられた就官勸誘があつた。しかも第一の世人の要求に對しては、口を噤んで多く語るを避け、唯、一部舊知に向ひ、「種々の意見は抱藏してゐるが、就中目下改正を要するは、府縣會規則である」といふが如き、漠然たる言議を吐くに止まり、第二の伊藤等の就官懇願に對しては、「暫時考慮の餘裕を與へて貰ひたい」といふに止まり、家居して多く世と交はらず、靜かに母堂の靈を弔うて居つた。

尋いで三月上旬、君は母堂の遺骨を携へて大阪に至り、夕陽岡の先考の墓側に之を葬り、更に郷里和歌山を訪ひ、其の地の親族と俱に、先考及び先妣の追善供養を營んだ。尋いで和歌山に入り、縣民の大歓迎を受け、月餘の靜養の後五月上旬歸京した。

第七章 就官、外務省に入る

一 就官前後、倒施逆行

再び東京に歸り來るや、君の根岸の閑居には、來り訪ふ者漸く多きを加へ、銘々が、自分の方に引入れようとした。野に在つて政府の爲す所に快からざる者は、君を味方とし、藩閥政府に拮抗するの先鋒たらしめようとし、朝に在つては立憲準備、外交工作に孜々たる伊藤、井上等は、荐りに君が出慮を促して、大いに君が力を藉らんとした。今や君も、其の出處を定めねばならぬ。己れが演技すべきの舞臺を、自ら選定せねばならない。これを野に選ぶべきか、將たこれを官に選ぶべきか。君は再思三考した。その結論はかうであつた。

余は在朝政治家が思ふがごとく、民間の政黨を以て、單に有害無益なる浮浪の團結なりとは思はない、却てこの政黨を培養すれば、異日我が國の政界中、一大勢力を有するものたることを信ずる、だが、余が一身上を回顧すれば、既已に大罪を犯し、久しく禁獄せられたる者が、一朝直ちに政府の反對に立たんことは、甚だ心中快からざる所がある、若し兩者擇ぶべくんば、先づ一度身を政府に容れんことに決せり、

十月二十八日、果然君への辭令は變せられた。辦理公使に任じ、勅任二等に叙し、年俸二千三百圓を給す。これ君が結論の具象化である。それには伊藤、井上の熱心な工作があつたことは申すまでもない。だが、君が材を以て、伊藤、井上の下風に立つて、その命惟れ聞かんとするが風あるを以て、君の友人知己や、君を一世の英雄とさへ仰がんとした、和歌山縣人等は非常に失望し、啞然として語がなかつた。君は後日、

余が舊友中、特に和歌山の諸友に於ては、余が政府に出仕するに就き異議を挾まざるも、余を見る、佗に比すれば高きこと一層なるを以て、此拜命に際し頗る茫然失望したるもの無きにあらず、

といつてゐた。君は自ら郷黨の期待を裏切つたことを知つてゐる。しかし一旦決心した君は、一度官界に身を容れんことに決したる上は、官職の高下、地位の尊卑の如きは、敢て論ずる所にあらずとし、斷然此任命を拜受するに至つたのである。

と徹底振りを示した。氣の早い自由黨の連中などは君に絶交状を叩きつける者さへあつた。君は結局これを幸とし、在野黨との無關係を示す好材料として伊藤等に示した。君がこの時の心事に就いては、いろ／＼のことが考へられた、だが、最も穿つた説はかうだ。

今や薩長藩閥の基礎は牢固として抜くべからず、その鞏固なる明治十年以前の比でない、何人の力を以てするも、外部よりこれを倒壊することは出来ない、しかず藩閥の内部に入り、その組織に喰ひ込み、彼等に利用さるゝごとくして、實は彼等を操縦し、利用し、果ては驅使し

て、我が抱負、我が主義、理想を實行せしめよう、表面地位の高下などは問ふ所でない、予不肖なりと雖も、期する所がある、今日は辦理公使の卑官に甘んずるも、早晚彼等は、予を政府顯要の地に用ゐねばならなくなる、まあ數年をかけて予の前途を見よ。

これは君の自信であり、抱負であつた。こゝに注意せねばならぬことは、君の主義、思想に固執してゐることで、明治十年以前の君は、隱謀の中にも、主義思想を忘れなかつたが、今や藩閥政府の懷中に投ずるにも、この主義思想を抱いてゐたことを忘れてはならない。

君の行爲を考へる者の注意すべきことは、君はこの時既に四十三歳に達した。二十歳頃から國事に奔走してゐた早熟な君にとつては、老年にも近い感がある。四年の獄中生活の中に嘗ての僚友は悉く君を抜いて立身してゐる。伊藤は總理大臣となり、井上も大臣だ。それに病弱な君にとつては、大器晩成などいふ語は通じない。尋常手段を以てしては、何時己の抱負經綸を伸ぶるの機があるか。日暮れて道遠し。所謂逆施倒行するも止むを得ない。そこに自己の材能に百パーセントの自信を有する君は、遂に前述の考を以て、藩閥の翼中に身を投ずるに至つたものであらう。

これから暫らく、一介の無任所外交官としての君の生活が續く。君は日々霞が關に出勤して、暗に井上大臣及び次官青木周藏の股肱として省務に參し、外務人事の機密を處理し、隱然副大臣を以て自ら任じ、他よりも認められた。されば、條約改正と併行せしめんがために外務省に置かれた法律取調委員會○十九年八月六日設置に於ては、井上自らが委員長たるを以て、副長は次官級を以てすべ

きを、君は抜かれて特に其の地位に置かるゝに至つた。これは明治二十年四月十二日である。かくて辨理公使たること僅かに半歳、四月二十七日には、早くも特命全權公使に赴任された。君が期待は漸く實現せんとする。

二 駐英公使に擬せらる

初め君の官に就くや、君は私かに海外駐割を望み、井上に請ふ所があつた。然るに井上は、先づ君を省内に留めて、大に君の力を藉らうとしたので、君もこれを諒とし、暫らく機の至るを待ち、その間に於て、大に省務の大局に通曉して、他日手腕を振ふの素地を作らんと決心するに至つた。然るに今や就官以來半歳、稍々省内の機務に通じ、特命全權公使たるに及んで、意見再び稍々外國駐割に動かんとしたが、曩日の井上の懇諭もあつたので、敢てこれを言ひ出さずゐた。その中に君は肋膜炎に犯され、平臥鬱屈、事、志の如くならざるを歎じてゐた。然るに、君の希望を知つてか、知らずか、伊藤總理は、君を抜いて英國に駐割せしめようとし、五月十三日、態々君の麻布の新邸を訪づれ、君の意志を質さんとした。然るに君は未だ根岸の寓居に平臥してゐたので、伊藤は空しく引き取つたが、越えて十五日、書を君に贈つて病を問ひ、「實は君に駐英公使を引受けて貰ひ度い意向で、青木とも相談した上、一昨日君を新邸に訪ねた次第であつたが、未だ御移轉にならないとの事で、お話も出来ず、甚だ残念であつた。其の中、開を得て御

面談に及びたい』との旨を通じた。

蓋し、當時の駐英大使は河瀬眞孝であつたが、彼はたゞ温厚で大過がないといふのみで、英國のやうな有力國に置いては、大して役にはたゝない。故に君の逸材を以て河瀬の無能に代へようと思つたのであらう。君は伊藤の知遇に感じ、即日病床中に筆を執つて次の書を伊藤に致した。

尊書拜讀、小生儀、過日来肋膜炎に罹り、平臥中に付、御細答難申上候へども、高論の趣逐一承知仕候、何れ病勢少く輕快次第參堂、親しく拜話可仕候。駐英公使云々、世外翁に於て異存無之事に候へば、小生に於ては希望する所に候、是れ亦不日拜趨、萬護可申上候、頓首、

『高論の趣』云々とは、伊藤の書中に近頃不平の徒輩が、官民離間を策し、世變を促さうとする風が見えるが、これは一も取るに足らぬ悪計にすぎない云々とあるに答へたものである。越えて二日、五月十七日に、君は更に次の書翰を伊藤に贈つて、心衷を披瀝した。

駐英公使云々の事は、前書にも申上候通り、全く閣下と外務大臣との御協議被成下候上は、私に於ては毫も異議無之候得共、此件に就ては、御承知の如く、曾て世外大爺の説諭に服従し、當分海外駐在の希望は中絶可致旨同大爺へ拜答仕置候義に付、今日に到り、私より初念を再提候様にては不都合に付、此邊御舎、世外翁と協議奉願候、要之、僕一身許國、唯た閣下及び井上大臣の使役する處に従ひ、敢て海の内外を論ぜず、犬馬の勞を相盡し度衷情に御座候、此等の事は今更喋々申上候迄も無之事なれども、筆端相及候に付、鄙情を鳴らし申候、萬高明の照察を乞ひ奉候、

伊藤はこの二通の書翰に依つて君の意を體かめ得たので、井上に相談する所があつたに違ひない。しかし井上が果してこれに同意したか否かは不明であるが、この頃から井上の條約改正案反對の聲が朝野に囂々たるに至り、七月末には遂に條約改正無期延期となり、九月十七日には井上の外相辭職となつたので、正式に君の問題を議するの違なくして、折角の伊藤の好意も、君の希望も有耶無耶になつてしまつたものとも思はれる。しかして井上の辭職後、伊藤が自ら外相を兼ねるに至つて、伊藤は君を放すを不便とし、専任外相の定まるまで、君を省内に止め置いたものであらう。

三 大隈入閣問題と君の米國駐劄

井上は、七月二十九日條約改正無期延期を各國公使に通告した日、伊藤に書を贈つて、『己之ジグニチーを失ひ、人毎に恥辱を與へられ、生來如此困難之場合に立候事無之、思レ之之を顧みれば、成程跡を山水に遁るゝと云支那人之考慮も一理有之事と、眞に心膽に徹し申候』との感慨を洩らし、間もなく自らも『跡を山水に遁れ、』去つて神奈川縣富岡に到り、世の煩を避けた。彼は堅く辭職を決意したのである。

井上の辭職は已むを得ないとしても、さて支離滅裂となつた困難な條約改正を、誰をして引受けしむるかといふことになる、伊藤も當の井上も確と困つた。見た所、井上の剛情我慢を以て

してさへ得爲さなかつた事業を爲し遂げ得べき氣膽雄腕ある者は、薩長政府部内に居ないからである。嘗て放逐した大隈を野から引き抜いて外務の重職に當らしめようといふことになつたのは、結局、窮餘の、しかし當然の結果であつた。かくて井上先づ伊藤を説き、伊藤は黒田清隆を説いて、黒田をして大隈に勸説せしめんとした。これは明治二十年八月中旬のことである。

この時に當り、伊藤自身亦辭意を懷抱してゐた。總理大臣を以て、宮内大臣を兼ねるのは宮中府中の別を紊るものであるとの議論は、餘程前から一部に唱へられ、且、宮中府中を擧げて歐化せんとするを難する者が多かつたので、五月下旬密かに辭表を草して、内閣、宮内兩つながら辭せんとすることさへあつたが、こゝに至つて遂に井上と共に去つて山水に遁れんと欲し、私かに黒田を以て、この後任に擬した。黒田は敢て辭する所にあらずとしたが、しかも私かに時局の艱險を思ひ、元勳諸公を引いて、相共に協力して國事を濟ふにあらずんば、到底爲し得ざるを痛感してゐた。然るに今、大隈を入れようとの議を伊藤から相談さるゝに及んで、これを引くは、將來己れの隻腕たらしめ得ると思ひ、快諾した。

九月某日、黒田は卒然、早稲田の邸に大隈を訪うた。黒田はあつさり往時を謝し、尋いで心衷を披瀝して、共に國事に盡瘁せんことを勸説した。大隈も黒田の寛宏の量には心から敬服したが、其の進退は、立憲改進黨の消長に關する所が多いので、固より即決は出來ず、問題は意外に紛糾した。そこで肝心な本人が容易に動かうとしなかつたばかりではなく、當の外務部内に強硬な反對があつた。それは次官の青木と君との反對である。殊に青木は絶對反對で、若し大隈が大

臣となるなら、自分は辭職する旨をほめかした。九月二日、井上から伊藤への書翰中に、『少青木へ其議を吐露候處、中々以て同人事大隈をチーフとして次官に立つの場合に至り候はば、同人も必當職を去る之決心と相見へたる儀に御座候』とあるは、此の事を證するものである。蓋し、青木は、自ら大臣に昇格せんことを欲したものゝ如くで、それは九月十五日の伊藤から井上への書翰中に、『當分榎本を据ゑ、青木を御説諭、次官之儘に差置事は相成間布賦』とあるによつて想像される。

しかし、君の反對は、青木のやうに自分の野心や、自負から出發したものではなかつた。君の意見はかうである。『伊藤が宮内大臣を兼ねてゐることが非難されてゐる際だから、この際その職を他に譲り、更に外務を兼ねることにしたならよからう。伊藤ならば、名望手腕併せ有し、井上の残した仕事をやつてのけるに十分であるし、總理大臣として仕事が多端なため、外務の方には十分の力を竭し得ぬ場合には、たゞ大局にのみ當ることにして、實際の仕事は、青木と不肖に任せて置けばよい』と。君はこの意見を井上に進言した所、井上もそれを可とし、一方に於て大隈を入れしむべく策する傍はら、密かに君をして伊藤を説かしむる所があつた。九月六日君が井上に贈つた書翰中に、

西園寺公使歸京唯今參省面會致し、御傳言之趣逐一敬承仕候、同公使は今朝直に高輪へ參り候間、伊藤伯への御傳言を今比相傳へ居候事と奉存候、同伯へは、小生過日來隨分「シリヲースリー」に論じ候義も有之、西園寺とも唯今内話致し置候次第も之有候間、此度は定て同伯之御

決意も相分り候事と奉存候、何れ同伯及び西園寺公使よりも事情可申上事とは奉存候得共、明朝西園寺と面會之管相約し置候間、猶小生聞込且見込候次第は、更に可申上候。

とあるは、此の間の消息を語るものと見られよう。而して大隈入閣の議が一時打切られ、君等の獻策通りとなつて、十七日伊藤は宮内大臣を罷めて農商務大臣土方久元に代り、伊藤は更に外務大臣を兼ね、土方の後は黒田が襲ふことになつた。

かくて政局は一時落着したかに見えたが、事實はさに非ず、後藤の率ゆる大同團結派の三大事件の建白をはじめとして、世變激成の情勢天下に漲つて、遂には其の年十二月末の保安條例の發布によつて、民間横議の士を皇城外三里の地に放逐すること等があり、益々世の物議を醸すに至つて、伊藤は愈々職を辭して黒田に譲らうと決心するに至つた。而して、それには先づ外務を擔當すべき者を定め、黒田をして安んじて後を襲ふを得しむるの要を感じたが、如何にしても大隈の外には適當な者がないので、大隈と同郷で親友の大木喬任に依囑して大隈に再交渉せしめ、自身も亦黒田と共に屢々大隈に會して、その出慮を促した。大隈も伊藤等の勸説切なるを見て、漸く心動き、遂に曩日の入閣條件を撤回して、明治二十一年二月一日、遂に外務大臣の重任に就くに至つた。伊藤が其の後筋書通りに黒田を總理大臣たらしめ、自らは樞密院議長に就任したのは、その年四月三十日である。

君は大隈の入閣には極めて不服であつた。前にも極力反對した行懸りもあり、又當時何か感情的に面白くないことがあつたからであらう。君は大隈就任後間もなく、辭表を呈して去らうとし

だが、大隈の懇諭があつたので、漸くこれを撤回した。偶々米國駐劄公使九鬼隆一が歸朝して、圖書頭に轉じたので、君をして九鬼に代らしむることになつた。これは明治二十年二月十日である。大隈は條約改正に國別談判を取る考へであつたので、有力な公使を諸國に派遣せんことを欲し、君を米國に駐劄せしむることにしたのである。君はこの間のことを後日文のごとく語つてゐる。

井上伯條約改正失敗以來、世論大に沸騰し、遂に大隈伯を入閣せしめんとするの議起り、最も之を主張せしものは伊藤、井上兩伯なりとす。予は當初より此事に對し大に異議を唱へたるにも拘らず、二十一年二月一日大隈伯は外務大臣に任ぜられたり、予は大隈伯とは維新前長崎在學中より締交淺からず、殊に大藏省に在りては同伯の管下に屬し、其技術才能は熟悉する所なれども、現在の行懸上、其管下に外交官として立つことを不快に感じ、辭表を懷にし、青木外務次官に手交し、大隈外務大臣より執奏を請ひたるに、大隈大臣就職の初めに當り予の辭表を出だしたるを以て頗る驚愕し、懇々説諭する所あり、予も亦同伯眞意の存する所を知りたるが故に、乃ち其辭表を撤回することとなりたり、因て此命ありたるなり、

是より先、明治二十年三月十五日、君は嘗て觀奪された從四位に復叙されたが、この年米國赴任を命ぜらるゝに及んで、五月八日、勳三等に叙せられ、旭日中綬章を賜はつた。尋いで十九日、夫人同伴參内して、天皇皇后兩陛下に拜謁仰付けられ、翌二十日夫人令嬢を携へ、又君の從弟にして最も忠實なる祕書ともいふべき岡崎邦輔を伴ひ、横濱から米國に向つた。途中桑港に約一週

間滞在して公用を果し、六月十五日華盛頓に著いて、十九日大統領に謁見、信任狀を捧呈した。これより君の米國に於ける公生活が始まる。

四 日墨條約締結

君の米國駐劄中の功績として傳ふべきものが二つある。その一は明治二十一年十一月三十日墨西哥國と對等條約を締結し、翌二十二年六月六日御批准書十一月二日附交換を完了したことであり、その二は日米改正條約調印前後に於ける米國政府との交渉である。この日墨條約の締結は君が後日に、

日墨條約は我國始めて純然たる對等條約を結びたるものにして、予實に其全權委員たることを得たるは最も榮と爲すなり、

と記してゐるやうに、我が外交史上特記すべき、意義深き事實であつたのである。君は後年條約改正の完成者となつたが、又實に對等條約締結の先鞭者でもあつたのである。

而してこの日墨條約は、單に對等條約締結の嚆矢として意義があるばかりではなく、爾後我が國が、これを機として、最惠國條款に對する解釋を、我が有利なやうに解釋するに至つた楨杵となつたことに就いても、意義深きものたるを見遺すことができない。このことに就いては、二十一年十二月十八日に、大隈から君へ贈つた内信中に觸るゝ所があるから、それを次に引用して、

説明に代へよう。

略^{○前} 或る一國か他國に先たち、我國と新條約を結び、其國の人をして自由に我内地に入り、及び土地を購買する等の權利を得せしめは、自餘の國々は必ず現行條約中の最惠國條款を利器として、其國人にも同様の權利を得せしめんことを主張すへしとも、同一の條約を結ぶものには之を許るし、否らざるものは斷然其請求を拒むへき積に有之候、^{○中} 兎も角、右最惠國條款の解釋は、必ず一大問題と可相成、是迄は云はず語らずして、右條款の解釋は英國等の所説を默諾したる姿に有之、即ち一國に新特權を付與するときは、其權利に隨伴すへき義務あると否とに拘はらず、列國は單に無條件の權利を享有すへしと云議論は、常に彼我條約改正全權委員の腦裏を支配したる處、我開國以來各國政府と往復したる書類を調査するに、右の點に關して公然論辨したることは未だ曾て一回も無之、只外國政府か自儘の解釋を、我に於ても暗に餘儀無ことと心得たるか如き姿に有之候處、條約の文字に因るも、又は道理上之を相究するも、條件の有無に關せず、單に利益のみを享有せんとは、不法自儘の申分に於て、我に於て默諾すへき謂れ無之、若し公然之を論辨するの機會あらば、議論上我の勝を占むるは必然のこと、存候、然るにメキシコとの新條約は恰も此好機を與ふるものにて、内地旅行及居住の權利を同國人に付與せば、多分外國政府より最惠國の問題を提起すへく、若し計畫通りの論議の上、我方に勝利を得れば、勢ひ各國は默止して、他國人に内地貿易の利益を占めしめざることを得ざるに^{○以下數} 要求に同意せざるを得ざる場合に可立到、果して左すれば條約改正の一事を速に抄取

らしむるの好方便^{○以下二}と考へ、電信を以右箇條追加之義申進したる處、幸に拙者の望通り、貴官に於て條約を締結することを得られたる旨電報に接し、大慶此事に存候。畢竟大件の成功は、偏に貴官の御盡力の致す所と存候。^{○後} といつて、君の功績を賞してゐる。君はこの功績により、明治二十二年九月十一日、勳二等に叙せられ瑞寶章を賜はつたばかりでなく、翌二十三年歸朝後、二月六日特に御召にあづかり、御學問所に於て明治天皇に拜謁仰付けられ、『米國駐留中、日墨修好通商條約締結の任を完了したのは、寔に朕の満足する所である』との勅語を賜はり、御陪食の光榮にさへ浴したばかりでなく、同年二月四日には初代の墨國駐劄公使兼任を仰付けられた。

五 日米條約改正に執掌す

君が日米條約改正談判再開に關し、大隈外相から最初の訓電を接受したのは、明治二十二年十月二十日の夜であつた。それには、『從來の蹉跌に鑑み、今回は國別談判を開くこととし、すでに去る十八日、駐日米國公使ハツバードに新案を提示して、内意を問うたところ、同人は一も二もなく快諾して、早速本國政府に請訓して、新條約締結の全權付與を申請するといふことであるから、君もそのつもりで米國政府に交渉して貰ひたい。』旨が記されてあり、且、新案の大要が示されてあつた。

そこで君は、翌二十一日午後二時、國務長官バヤードを訪ひ、大隈の電信の大意を告げた後、『今回の提案は、畢竟するに、曾て我が政府が承諾することが出来なかつたと同時に、貴政府の敢て主張せられなかつた條款を廢棄しようとするに過ぎないのであるから、貴官は本官と同様、本案の正當公平なるを認めらるゝものと信ずる』と、君一流の鋭い外交的論鋒を以て、新案は米國の容易に承諾し得べきものなるべしと念を押し、『どうか貴官は、提案の趣旨に従つて直ちに條約締結に取掛るやう、在日本貴國公使に御訓令を願ひたい』との旨を述べた。實は君は、米國が談判再開に不同意を表明するやうなことは萬あるまいとは信じてゐたが、ハツバードのやうにバヤードが唯々諾々と我が請求に應じようとは思つてゐなかつたので、この如き鋭い論鋒を以て説いたのであつたが、バヤードの答は實に案外であつた。即ち彼は、『我が政府は、貴國が純然たる獨立權を、なるべく速かに保有さるゝに至らんことを希望してゐる、故に今回の御新案に就いても、速かに談判を開始するやう、既にハツバードに訓令してあるくらゐである』といふのである。蓋しハツバードは、十八日に大隈から提議さるゝや、即日本國へ請訓したので、バヤードは君よりも早く新案の内容を知り、早速ハツバードに回訓する所があつたのである。

而して、バヤードは更に、『新條約は調印の上、上院の批准を受けねばならぬのであるが、而も當期の國會は、明年二月中には必ず閉會になつてしまふのであらうから、東京に於て會議さるべき日米條約は、調印の上、來年一月中旬に華盛頓に達するのでないと、上院へ廻付の時日がなくなるであらう』とて、速かに調印して、しかも當期議會中に批准を了したいとの希望をさへ述べ

た。米國が比較的容易に我が要求に應ずるであらうとは、新案提示前から、大隈も君も豫期してゐたことではあつたが、僅かに一回だけの東京華盛頓間の電信往復を以て、彼等が斯くも迅速に我が要求を容れ、寧ろ先方から調印及び批准を促し來らうとは、全く思ひ掛けないことであつた。

米國がかうも好意を示し、列強の思惑如何といふが如きを意に介せず、單獨に談判し、調印を急いだのには理由がある。それは十一月七日の大統領改選の結果、レパブリカン黨の勝利に歸し明年三月からハリソン將軍が大統領に就任すべく、従つて現デモクラット黨政府の下野は必然なので、バヤード等は、自分達の在職中に新條約を締結するの功績を遺さうとしたからなのである。されば新條約は、殆んど會議らしい會議もせず、容易に締結し得るのであつたが、我が閣員中に、『英獨二政府の回答を待たずに、米國のみと調印するのは得策でない』などゝの議論をなすものがあつたので、調印は暫らく停頓の形となつた。しかし何日までも米國の好意を無にして置くことができなかつたので、明治二十二年一月二十九日日米條約調印の全權御委任狀の御下付を受け、遂に二月二十日大隈外務大臣は外務省に於てハツバードと新條約に調印するに至つたのである。

かくの如く、日米條約の調印は極めて容易に行はれた。然しながら、我から求めて調印を遅引したがために、デモクラット黨政府の最後の國會に新條約を提示して、其の批准を受けることができなくなり、新條約は、反對黨たるレパブリカン黨政府の活殺權内に置かれ、而もレパブリカ

ン黨政府は、前政府の如きの好意を我に示さず、ために君は、爾後其の批准問題に、非常な苦心を拂はねばならなかつた。かくて君は外にありて、米國務長官ブレインと折衝し、大隈は内において、米國公使スウィフトと折衝し、何れも交渉數度に亘つたが、仲々解決しない。漸く君が必死の努力によつて解決の曙光を見んとする時に於て大隈の爆彈事件が起り、内閣が瓦解し、問題は解消せらるゝに至つた。この交渉談判の詳細は記するの暇はないが、こゝにこの談判中に於ける君が苦心を物語る一通の書翰を紹介しよう。これは明治二十二年三月二十七日附で、君が外務大臣秘書官加藤高明に贈つたものである。

宗光以後、之を要するに、到底の難事は米國が日本の其事情を知らざるにあり、又た日本人は自ら其進歩に誇れども、外國人をして注目せしむる丈の大事を有せざるなり、米人の日本に遊びたるものが、日光の廟を見たり、箱根の湖水を看た丈で、喋々日本のことを話し、又た少少の陶器や漆器が米國の市場に來れば、日本の美術とか何とか云ひ囃し、日本人も能き氣になり、日米の交際は日に厚しなど思ふは大間違なり、之を要するに、日本人は米國人に愛せらるるか知れねども、未だ尊敬若くは畏れらるゝの地位に至らず、「兩國政府の間は、受且つ敬（若くは畏れらるるの意）をければ、其交際完全を得るを得。」到底支那、朝鮮と同地位を保ち居るを免れず、故に第一の我々の仕事は、大隈伯は何卒新任の米公使を十分に薰陶（エジケート）致され度、必竟ハバアールド氏も新任後専ら井上伯尋で大隈伯より、又たも傍よりデニソン若くはステーブンスの如き人々より教育を受けて、漸々今日程に日本の事情が分りたるなり、又た小生も不肖ながら、昨年六月赴任以來、先國務長

官とは随分親く交り、時々日本の事情を縷説し置たればこそ、在東京の米公使と華盛頓の國務長官とは、大抵のことは電信にて其意脈通ずる程になりたるなり、現在ブレイン氏は最も聰明なる外交家なれば、小生もバアヤード氏に對せし如き淡泊眞率なる議論を以て出掛け候へば、失敗するやも難計候へども、今より小生が及ぶ丈は彼を教育する積りに有之、（勿笑）但、小生英語不十分なるには頗る閉口すれども、夫等の仕事は到底自身にやり付け申さずては、他人に委せ兼候、

而して君は、次に條約批准延引の理由を挙げ、結局、條約調印が其の機を得ざりしを指摘して、次の如く云つてゐる。

今日條約批准延引の原因は、

第一に、元老院閉會切迫のこと、

第二に、政府交代して多少黨派論起りたること、

第三に、新政府の人物が全く日本の事情を知らざること、

右の如き原因が主席を占め居候。就ては今更云ふは愚痴なれども、日米條約改正談判を、レバ、ブリカン政府の時代迄待つか、否らざれば此回の日米條約が本年の始めに當地へ到着したらんには、行政部は勿論、元老院にも十分の時間ありて、今比は公然と世間に發布なりたることならん。惜むべし此事は大隈伯も定て御同感なるべし、以下略

六 大隈の條約案の缺點を指摘す

君が日米條約修正問題に苦心してゐる頃、故國に於ては、大隈條約非難の論議が囂々として渦を巻いてゐた。國論の沸騰此の時より甚しきはなしと云はれた。而してその非難の根據は種々あるが、その最たるものは、條約附屬公文に於て大審院に外人法官を任用せんとするを約束することの、帝國憲法に違反するといふことであつた。乃ち大審院に外國人の判事を置き、外國人の被告たる事件の最終裁判を掌らしむるといふことは、憲法第十九條

日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應ジ均ク文武官ニ任セラル及ク其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

といふ條項に違反し、延いて第二十四條及び第五十九條に牴觸することになるといふのである。何分帝國憲法が發布されて未だ日も浅い時であつたので、國民の關心は非常にたかめられたのである。

條約改正に對するこの致命的非難に、最初内閣の何人も氣附かず、ロンドン・タイムスによつて條約案の内容が報道され、それが日本に譯載され、輿論の攻撃が甚しくなるに従つてやつと政府で心配し出したのだから、をかした話で、畏くも明治天皇は、今日まで、憲法に牴觸するといふことに何人も氣がつかなかつたとはをかしたことはないかと仰せらるるにいたり、内閣大臣

は大に恐懼したといふことである。政府方面に憲法牴觸問題に眞先に疑問を抱き、歸化法の制定を唱道した者は井上毅で從來最も卓見をもつて稱せられてゐたが、實はこの問題に最も早くに氣づいて、大隈に注意したのは君であつたことは、君の傳において、特筆せねばならぬことであらう。

明治二十二年二月十一日、不磨の大典大日本帝國憲法の發布せらるゝや、その一本は遠く海を越えて君の手許にも達した。君はむさぼり讀んだ。而して先づ何を感じたか。實にこの大典の條章中に、新條約を累卵の危きに置くものゝあるを感じたのである。

しかし君の地位としては、新條約の憲法牴觸を確認しても、これを違憲なりと斷定し去ることはできなかつた。故に君はこれを指摘するに、『牴觸するなきや』との質問の形式を以て意思を表し、米國政府當局者より其の點に關して説明を求めらるゝの時に、如何にこれに答ふべきかを稟議するの形式を以て、大隈外相に書を致したのである。それは明治二十二年三月二十九日であつた。

謹て帝國憲法を案するに、其第二十四條に曰く、『日本臣民は法律に定めたる裁判官の裁判を受けるの權を奪はるることなし』と。又其五十八條に曰く、『裁判官は法律に定めたる資格を具ふる者を以て之に任ず』と、然るに本年二月二十日御締結相成候日米條約に附屬する宣言中、右條約實施の後少とも十二年間は數名の外國本籍裁判官を大審院に任用せらるべき旨あり。右宣言の趣旨は、前述の帝國憲法の條款と牴觸するの嫌なき歟、亦た從來萬國公法の解釋中に、

兩國締結の條約は一國議定の法律の上に位すべしとの意見も流行せしやに候得共、今日に至ては、一國の主權の上より論すれば、條約も法律も彼此甲乙なく、同等の位置を占め、其間互に矛盾する者は、通例一國の各法律の間に在て、後出の法律は前出の法律の効力を奪ふ如く、後者の法律は前者に勝つべきものなりとの意見成り立ち、特に當米國に於ては、昨年十月支那人放逐條例に對して、大審院裁判官の斷定も、全く同上の主義に基づきたる様に承知せり、今ま本官の擬議する所は、即ち帝國憲法の條款に關係する所なれば、固より他の尋常法律と同視し能はざるものあるべきか、之を要するに、若し本官の見解上に著大なる誤謬なしとせば、日米條約批准の後は、或は内外人民より同上の疑問を起し來るやも難計、亦た同條約批准の前と雖も、當方國務省若くは元老院の間に同上の疑問を起し、或は本官に説明を求むることなしとも難申候、然るに斯る重大なる疑問に對し、固より本官一己の考を以て、釋義を與へ得べきことに無之と存候、豫め相當の御解釋を仰き置き申度候、此段得貴意候、

理路整然、恰も後日の紛議を洞見して、豫め注意を喚起せんがために、稟議の形式に假托して諫告したもの、如くにさへ思はれるではないか。而も大隈の答議は究めて簡單で、君はその眞意を解するにさへ苦しんだ。即ち五月十四日大隈は、

帝國憲法第二十四條并に第五十八條と、日米新條約附屬宣言中の『數名の外國本籍裁判官を大審院に任用すべし』と云へる條項とは、互に相牴觸する所無之哉の旨、機密第二十五號を以て御申越相成候處、憲法第五十八條に云々する所の裁判官の資格を定む可き法律とは、追て發布

せらるべき帝國裁判所構成法を指すものにして、該法律中には、附則を以て、右兩者の間に牴觸を生ぜしめざる如き規定可有之義と存候。此段申進候。と簡單に答へてゐる。

問題はこのやうに軽く片付けらるべき性質のものではなかつたのであるが、實は大隈もこの問題が後日あれ程大問題とならうとは夢想だもしなかつたので、君がこの卓見を究めつくさず、かくの如き平凡な答議を與へたのであらう。君はこの回答に、決して満足しなかつた。こんな無難な考で、今に政府は困らなければよろしいかと考へてゐた。しかし君はこの問題で、内閣の反對に立ち、條約改正を中止しようなどとは勿論思つてゐなかつた。君の冀望し要求したことは正當な解釋と説明とであつた。つまりその問題の對策であつたのである。さればその後果して國內に憲法違反の攻撃が激烈となり、國論の紛糾せることを聞いた時、君は大隈大臣等が自分の注意に意を用ゐず、姑息な解釋に甘んじて大事を惹起したことを歎じ、八月二十三日更に加藤祕書官に書と與へて、將來の注意を喚起した。

御來書に曰、條約改正一體に付、政府内外諸々の議論あり。小生も兼て斯くあるべしとは推量し居たり、乍併、今日に至て、如何なる議論あるも、如何なる騒動あるも、よもや我政府は、一昨年の二の舞を爲すが如きことは有之間敷と相信候、但し彼の國權擴張とか何とか云ふ如き空論は、素より如何様にも押付け差支無之と存候得共、改正條約條款中に、多少憲法に牴觸し、若しくは牴觸する如き處に對しては、充分に精密に其答辯を御攻究有之候義緊要と存候、

假へば、小生憲法一讀の際、外國人を裁判官に登用する一項を、多少該憲法に觸るゝ如き嫌なきやと存候に付、曾て公信を以て本省へ相伺候處、本省の答義は頗る短簡にして、殆ど小生すら其源意を解するに苦しみ候程に有之候、何卒如斯事に付ては、充分法理に照らし、申開出來候丈に、精密なる御攻究あらんことを希望す、

君は飽まで、大隈の條約を支持しその斷行を冀望し、今日に至つては如何なる議論あるも、如何なる反對あるも、よもや我が政府も一昨年の上の井上の二の舞を爲すのではあるまいといふのであるが、憲法抵觸問題に對して遺憾の意を表し、深甚な注意を喚起せんと欲したのである。

第八章 第一次山縣内閣に入閣す

一 電命により歸朝

君が米國赴任以來、よく大隈と緊密なる聯繫を保つて、條約改正に盡瘁したことは既述の如くである。しかし、君は固より一介の特命全權公使たるに甘んずるものでない。當時一部の人は君が歐米の文物に心酔の極、故國の功名に絶念し、一時は移住の心算をなしてゐるのではないかと推測してゐたものもあつたが、それは誤解の甚しきものであつた。君が常に故國の政界の動向に注意を怠らず、立憲政治の實施に就いて深き關心を持つてゐたことは、滯米中伊藤、井上其他の知友に贈つた書翰の明白に立證する所である。特に井上に對しては井上が當時自治制研究會を組織して自治黨ともいふべきものを作らんとしてゐるのを聞き、君の懷抱する政治意見を告げ、政治の本質、政治家の出處進退及び第一議會に於ける政黨操縱策等に關して卓拔なる識見を傾倒して、深くその注意を喚起せしむるところがあつた。例せば政治と政治家及び國民の政治に對する關心については、

愚竊に惟ふ、抑も政治なるものは術なり、學にあらず、故に政治を行ふの人に巧拙の別あり、

巧に政治を行ひ、巧に人心を收攬するは、即ち實學實才ありて廣く世務に練熟する人に存し、決して白面書生机上の談の比にあらざるべし、亦た立憲政治は專制政治の如く簡易なる能はず、故に其政治家に必要とする所の巧且熟なる者も、一層の度を増加すべし、將亦た政治熟に浮されたる人民は、恰も戀慕熟を煩ふ少年の如く、迷夢一覺の秋に至る迄は、殆ど其良心を失ふものゝ如き狀あり、而して此政治熟なる者も、我國にも將來毎々流行することなるべし、之を醫治するの術如何と云へば、唯だ人民の意欲に訴へ、其の意欲を制限するに在るべし、決して新奇なる（實は陳腐なる）哲學主義より理解し得べきものにあらず、此邊之眞味、唯だ智者と談ずべく、愚者に語るべからず、

と云ひ、政治家の出處進退については、曩に井上から衆議院議長に擬せられたのを謝絶するの言に託して、『コンヂションに就いての明確な認識の要』を力説し、第一議會に於ける政黨操縦策に關しては、政黨外に立つ内閣が議會に多數を制せんとするの方策について詳細明確なる卓見を陳述して、或は自治黨運用法を説き、或は政黨乃至國會の外に在つて國會を支配するの妙算如何を諷する等、歐米憲政の學理と實際とに通じ、且つ我が國の政情の機微に通曉した者でなければ到底想到し得ざる意見を吐露してゐる。

さらでだに君の材幹を知る井上等は、かうした君の識見を示されては、君を長く外邦に留め置くことの不可なるを信じた。彼等はその上、議會の開設せらるゝや、政府と民間政黨との軋轢の避くべからざるを知つて、最も強硬なる政府反對者たるべく豫期された舊自由黨員に多數の知己

を有する君が力を藉らねばならないことを、更に痛切に感ぜざるを得なくなつたのである。

斯くして井上は、先づ君に擬するに衆議院議長を以てして、君の歸朝を希望したが、君の望むところは固より更に高きに在り、『政治家の進退にはコンヂションを要す。現下の諸情勢は、余に議長としての成功を許さないであらう。』と婉曲に謝絶した。これは明治二十二年初春の頃であつた。その後も井上、青木其の他の知友から、君への歸朝懇意が交々到つた。けれども君は常に『コンヂション』如何を熟慮して自ら重きを持し、一意日米條約の修正批准問題に精進し、現に負荷する所の重任を果さんことを心掛け、妄りに動かうとはしなかつた。

然るに、既述の如く、大隈の遭難を機として、三條暫定内閣の成立となつたが、幾ばくもなく、山縣内閣の成立は必至の勢となつて來つたので、井上は、此の機會に君を召還して、新内閣の成立と同時に君を閣員に迎へ、君をして議會操縦の難關に當らしめようと欲し、十一月下旬、致電して君の急遽歸朝せんことを促した。けれども電文簡にして要領を得ないので、君は漫然歸朝するを欲せず、理由のない歸朝の命令は請けられない旨の返電を送り、漸く平穩に赴きつつある宿痾をメキシコの暖地に養はんとして、旅行の準備に取掛らうとした。然るに幾ばくもなくして、青木より來書あり、君を待つに大臣の椅子あるを諷し、君の決意を促すところがあつたので、君の意も稍々動いた。即ち、十一月二十九日の書翰に於て、青木は、

多期に際し「メキシコ」へ避寒之御目論見は至極可然候得共、過日世上○井上之名を以電信差出候通、都合によりては御歸國之上御保養但し保養とは直に雖中候得共有之度候。尤電信之御回答に有之候通り

無要なる事には呼返す覺悟に無之候、
と云ひ、又、一步を進めて、

特に山縣内閣を組織するとなれば、老兄も閣員となつて一働き可有之方、爲國と奉存候、
勿論右に付而は種々懇話を盡さねばならぬ事有之候得共、要するに「歸國可被成申遣候はば、
異存なく御歸國可被下候、」

兼而之御約束もや忘れはなさるまい。と云つてゐる。「歸つてくれと云つたら、何の彼のと云はずに歸つてくれ。」といふのである。それで山縣内閣が成立するや、山縣は君を入閣せしむるの要を感じて、正式に致電して君の歸朝を促すことになつた。君も遂に意を決し、十二月下旬歸朝の途に上り、明治二十三年一月二十五日、一年八ヶ月ぶり、再び故國の土を踏んだ。君がロッキ―山中で、夫人、令嬢、岡崎邦輔及び内田康哉、西郷菊次郎○大西郷の遺孤と共に、積雪のために列車が三晝夜間隧道中に立往生するの危難に遭遇し、一時は悲憤な死をさへ覺悟するに至つたことがあると傳へられたのは、この歸朝途上のことであつた。

二 入閣の遅延と君が機略

井上は初め君に擬するに、内務或は司法の椅子を以てしてゐたが、山縣は井上の後を襲はしめて農相たらしめんと欲してゐた。
○井上は二十一年七月周囲の望望し難く、再入閣して農相となり、山縣が歸國内閣成立の前日、即ち二十二年十二月二十三日之を辭したものである。

つて見ると、その椅子は、既に山縣内閣成立の時に、農商務次官たりし岩村通俊の占むる所となつてゐたのを知つた。

君の憤激は一方でなかつた。無理に君を歸朝せしめながら、何等かの事情があつたにせよ、君のために大臣の椅子を用意して置かないといふ法がないからである。乃ち君は荷物を悉く税關に預け、自宅に入らずして鹿鳴館に止宿し、何時でも米國に引返すべき氣勢を示し、即夜山縣を訪れて嚴談に及んだ。即ち君は先づ山縣を詰り、

この度の始末は、實に自分の名譽にも關することであるから、何とか明瞭な御示しがあつて欲しい。農商務大臣たらしめる筈であつたが、斯くくの故障があつたとか、又は別に御用の趣で歸朝せしめたのだが、すでに用事が済んだのであるとか、兎に角、理路を明白にして戴かなければ私は進退の方途がつかない。若し御返答に合點のゆかぬ筋があれば、私は直にも米國に引返す覺悟で、そのため荷物も横濱に置いて來た次第で、上京しても實は家へは歸らず、鹿鳴館に旅裝の儘宿泊するつもりである次第である。

とて、斷然たる決意を示した。これには謹直な山縣は全く困じ果て、いろ／＼と陳謝し、政府の都合上、萬已むを得ずかうした行違を生じて、誠に申譯がない。しかし、今に至つて君に再渡米されては、全く我輩が困るから、君も暫く忍んで行政裁判所長官になつてゐて呉れまいか。その中に必ず何とか考慮するから。

といつたが、君は言下にこれを拒絶した。そこで山縣は遂に三十日間の猶豫を君に要め、

その間に必ず君の面目の立つやうにするから、どうか諒解して欲しい。
 といふので、君も不満ながら遂にこれを諾したが、かうした不愉快な思をして東京に在るを欲せず、二月六日の御陪食を済ませてから、間もなく夫人、令嬢及び岡崎を伴つて東京を去り、大磯に伊藤を訪ねて久淵を叙し、尋いで箱根に遊び、關西に至つて須磨に旅装を解いた。二月十六日、山口に在る井上に贈つた君の次の書翰は、君の上述の如き憤懣の情を告白したものである。
 其後は打絶て御疎情相過ぎ申候、愈御清適恭賀奉存候、偕私義も御承知之譯にて突然歸國候に付、久振拜晤を得、高諭も承り申度志願には候へ共、御在所迄罷出候も餘り遠路にて、且つ家族連れ之旅行は何分不如意、萬事に不都合に付、甚乍残念參向を不得候も、尤も小生向後之進退は如何可致歟、未だ決定は不致候得共、多分再ひ米國へ放逐せられ候事と存候に付、或は御面晤を致さずして再航可致哉も難計、國家多事之秋、折角御自愛專一に奉祈候、先は時下御安否相伺度如此に御座候、

二月十六日

宗光

世外伯大人

二陳小生病氣は殆ど全快に候へ共、幸に此節閑日月を得候間、須磨浦にて療養罷居候、若し何歟用も候へは、兵庫縣廳經由にて御投書可被下候、

さて、かゝる行違を生じたのは、何故であつたか、それは未だ明瞭にされてゐない。たゞ、山縣が一旦君の入閣に同意したので、政府から歸朝の公命を發して後幾ばくもなく、何等かの事情

で急に君を入閣せしめることが不能となり、井上と青木とが相談の末、山縣をして歸朝取消の命を發せしめることにしたが、その取消が實行されなかつたか、或は取消の電命が已に君の米國出立後に發せられたかしたゝめに、君は全くさうした経緯を知らずに歸朝したものなることは、君の右の書翰に對する、次の井上の返書によつて分明する。

十六日附尊翰落掌仕候、益以御多祥御歸朝奉敬賀候、右に付而は昨臘發電仕候次第は御承知通り、内閣潰裂後、生も不得止一時歸東候而種々相談に預り、多少之計畫も相付、老臺を司法或は内務に押入んと企望し、終に其策不被行、當時之姑息に止るに至り、残念至極に候得共、又生も影武者之誹議を受る至り、或は黒田醉語を以襲來、旁腐敗之策中に生息するを不爲快、再ひ郷里江歸り候次第は、友人より御傳承とは奉存候。其節山縣伯江も、老臺歸朝は最早無益、并老臺をして進退度を失せしむるは不可然候故、歸國見合之電報可致と青木江申談し候處、山縣請合と申候故、任其言置候次第に候間、不惡御聞流し被下度候、却て君を思ふ之念慮老臺を困厄に至らしめたるは、恐縮之外無之候、其後青木にも再度書通し、老臺に克く其意を通達する様相頼み候故、御聞取と奉存候。○中且又老臺も肺病之徴候を發し候由、實に殘生別て御加養第一と奉存候、神戸は尤好氣候故、三月中は御滞在奉祈候、假令米國江御再行候とも、四月下旬よりにて可然歟と奉存候、生も四月半頃には一先歸東可仕候、左候は、久振舊盟を温め可申と奉存候、其中別て時候御厭を專一奉存候、早々拜白、

二月廿一日

馨

而して右書翰中、「黒田醉語を以襲來、旁々腐敗之策中に生息するを不爲快」と云ひ、又中略の部分中に、「御見聞之如く方今之有形にて、何分芋^〇勢力日に月に強勢を極め、終何程之弊を生ずる哉、歎息之外無之候。」など、云つてゐるのを見ると、當時薩長間睽離の状ありしが推知せられ、従つて、又、君を入閣せしめようとした長州派の主張を、或は薩州派が反對したのでなかつたらうかと、臆ろげながら想像される。

それは兎も角、間もなく約束の一箇月は経つた。しかし山縣とても、勝手に他の大臣を罷免して、其のあとへ君を据ゑる譯にも行かぬので、君に一應の諒解を求めて、いまま少し時機を待つやうにと諭すところあり、君もその後は歸朝當時のやうな激烈の辭を以て、迫るやうのことはなく、入閣問題などは忘れたかの如く、關西地方に優遊自適の生活を送つてゐたが、機略縦横の君はその間盛んに民間の志士と交り、後藤象二郎を説くに利害を以てして、己が志望を助けしめ、山縣をして自分を除外しては、到底政黨の操縦が出来ないばかりではなく、何日如何なる反噬を受けるか知れないといふことを知らしめてゐた。君は尾をふつて、藩閥政府に入閣を哀訴するやうのことはしないのである。

かゝる中に、政情は何となく不安を示しつゝあつた。即ち伊藤は山縣よりの内務大臣就任の懇請や、各方面からの貴族院議長就任勸告を却けて政府の爲す所を冷眼視し、井上亦腐敗した芋連と語るを欲せずとて都廳を數百里の外に避けてゐるのに、一方議會の開設の近かづくと共に、民

間政黨は頓に活氣を呈し、五月初旬には愛國公黨の結成があり、政府の不安は漸く大ならんとした。五月十四日伊藤に對して「速かに廟堂に出で、朕が不逮を翼賛せよ」との優詔を賜はつたのも、明治天皇が、かうした不安な政情を御軫念遊ばされた結果と、拜察せられるのである。

議會を控へての政情の不安は山縣の最も苦慮したところであつた。彼は内閣の一部を更迭し、國會の開設に備ふるの止むなきを悟らざるを得なくなつた。かうなれば、第一に考慮されるのは君であることはいふまでもない。こゝに偶然にも農商務大臣岩村は、就任後間もなく腦を病み、職務に堪へられなくなつたので、君を以てこれに代らしむるは比較的容易なことになつた。二月一日古澤滋から井上馨へ宛てた書翰、「岩村は前日來頗る腦病を發し、甚も酒も禁ぜられ、平臥にて、皮囊に氷を入れ冷やし居候趣、如何に閣下の御後任を相承け候とは乍申、ちと腦病が早過ぎはせぬかと、例の京童之悪口も有之候哉に承り申候、^{〇中}山縣大臣も岩村之人物は最早充分に御看破相成候趣、只だ其一ヶ月晩かりしを恨むる耳」といつて山縣が岩村を君に代へた愚を皮肉つてゐた。

かくして五月十七日、君は遂に岩村に代つて農商務大臣に就任し、同時に内務大臣西郷從道、海軍大臣樺山資紀、文部大臣芳川顯正が新任せられ、山縣内閣の陣容は大に整つて來た。而して君と芳川とは、實に薩長土肥の藩閥以外に於て、榎本の舊幕臣たるを例外として、大臣たりし嚙矢として頗る世の耳目を聳動した。のみならず、君が實に平民として^{〇十一年土族の}最初の大臣でもあつたことは、特筆に値する。